

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016) 年 6 月
至誠館大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	53
基準 4 自己点検・評価	66
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A 人道教育の実践	71
V. エビデンス集一覧	84
エビデンス集（データ編）一覧	84
エビデンス集（資料編）一覧	86

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

至誠館大学（以下本学という）の設置主体となる学校法人萩学園（昭和42(1967)年1月23日設置）は、平成11(1999)年4月、山口県萩市に「世界の平和と経済の安定・人類の福祉向上に貢献できる人材の育成」を建学の理念として、萩国際大学を開学した。

しかし、入学者数の伸び悩みから財政的に困難な状況に陥り、平成17(2005)年に民事再生法適用を申請した。これにより、平成19(2007)年4月に国際情報学部の学生募集を停止し、社会学・社会福祉学系のライフデザイン学部を設置、これに伴い大学名称を山口福祉文化大学に変更した。

平成24(2012)年、一部債権者から萩学園の破産申し立てがあり、対抗措置として2度目の民事再生法適用を申請した。その際、心機一転を図るべく、1年間の検討を経て平成26(2014)年4月より大学名及び学校法人名を「至誠館大学」と「学校法人萩至誠館」にそれぞれ変更した。

大学名及び法人名の名称変更理由は、「本学がある萩市は日本の近代化を成し遂げた胎動の地であり、それを導いた吉田松陰生誕の地でもある。（中略）松陰先生が座右の銘としていた『至誠』を本学の名称として新たに掲げることにより、教職員と学生が一丸となって高い志をもち、『至誠通天』の気概をここに示す」ことである。2度の民事再生という困難な経験を通して、今一度教育のあるべき原点を見つめなおした時、わずか2年10ヵ月という短期間に日本の近代化を担った数多くの人材を輩出した松下村塾で展開された吉田松陰の全人的な教育に立ち戻ることにした。

この名称変更を受けて、従来の建学の理念に加えて、大学の基本理念として「至誠通天の心をもって、人類の平和とところ豊かな社会に貢献できる人間の育成」を掲げることとした。21世紀は、物質的な豊かさだけでなく、精神的な充実感を求める「成熟社会」の時代に突入したと言えるからである。人々が平和で安定した暮らしを享受するためには、誰もが幸せに暮らせる福祉社会の実現が不可欠である。「至誠通天」は、こうした社会の実現のために活躍できる人材の育成を目指す本学の全教職員が共に戴く理念であり、この理念の下に全学一丸となって人間教育に当たる所存である。

2. 使命・目的

平成19(2007)年のライフデザイン学部設置に当たり、山口福祉文化大学は、

①人々のライフステージを計画し、実現させることのできる福祉に関する幅広い職業人の養成

②地域の生涯学習機会の拠点となり得る大学

という2つの使命を定めた。

至誠館大学は、建学の理念に基づき、これら2つの使命を継承・発展させ、

①社会福祉（＝人々の幸せ）の増進

②地域貢献

を使命・目的とした。

社会福祉の増進については、特に人道教育の推進に重点を置き、潜在的な社会的弱者（たとえば、児童養護施設等退所学生、発展途上国からの私費外国人留学生、高等教育

を必要とする社会人等）をエンパワーして、社会学・社会福祉学系大学として、社会正義を追求し、福祉社会を実現することを具体的内容とする。

地域貢献については、山口県北部及び島根県西部における唯一の4年制私立大学として、特に本地域の学習・交流拠点として機能すること、及び本地域が抱える少子高齢化と人口減少、地場産業の振興と後継者育成、伝統文化の記録・保存等の問題に関する教育研究を通じて、地域住民の健康の維持増進を図るとともに、地域社会を活性化できる人材を育成することを具体的内容とする。

上に述べた使命に基づき、至誠館大学学則第1条第1項に「教育基本法及び学校教育法の定めによる大学として、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、豊かな知的教養と福祉文化の心を備えた有為な人材を養成し、もって文化の発展に寄与する」という目的を明示している。ライフデザイン学部についても、学則第1条第2項及びライフデザイン学部規則第2条に、「教育、研究、社会貢献」「一人ひとりの自立的社会生活の実現に向けての福祉展開ができる人材の育成」の2つを目的として明示している。

3. 本学の個性と特色

本学は、「ライフデザイン学部」「ライフデザイン学科」の1学部1学科で構成される、社会学・社会福祉学の学位を授与する大学である。学部・学科名の「ライフデザイン」とは、人間がこの世に生まれ死を迎えるまでの人生、生活をどのように過ごし、創造するかということである。つまり、それぞれの人々の幸福（＝福祉）という、非常に幅広くかつ身近な事柄を考えることである。そのため、本学ではライフデザイン学部ライフデザイン学科に「子ども生活学専攻」「スポーツ健康福祉専攻」「ビジネス文化専攻」「建築システム専攻」（平成27(2015)年度より募集停止）を置き、世界の人々が幸福に生きるためにはどうすればよいのかという課題に対して、学生一人ひとりがそれぞれの専攻にあって主体的に社会人として生きるための教育を行っている。

また、本学の使命の1つである「社会福祉の増進」に基づき、人道教育の観点に立つて発展途上国からの私費外国人留学生在が数多く学ぶ東京に、平成20(2008)年、東京サテライト教室を開設し、私費外国人留学生の積極的な受け入れを行っている。

こうした中で、平成27(2015)年4月の新学長就任を機会に、全教員を対象に現状における本学の特色を問いかけるアンケートを実施した。その結果を踏まえ、本学の特色を以下のように再構成することとした。

●現代の松下村塾

本学は、吉田松陰が松下村塾を主宰し、「至誠通天」の全人的な教育を実践した萩の地に立地している。約10万㎡のキャンパスは、優れたランドスケープとサウンドスケープに恵まれ、学生の情操を豊かに育んでいる。また、ユネスコ世界文化遺産をはじめとする多くの文化遺産、萩ジオパーク構想候補地である笠山や菊ヶ浜等の多彩な自然に囲まれており、特色ある地域学習・野外学習が実施できる。こうした環境を、学生たちは課外活動等でも積極的に活用している。

美しい校舎群は、市街地を見晴らせる郊外の高台にあり、学生が学業に専念できる。

学舎には、それぞれ吉田松陰の著作から選んだ名称が付けられていて、学生たちは日々の生活の中で自然と東洋思想の一端に触れることができる。

教育研究の拠点となるべき教員研究室は広く開放的で、オフィスアワーや卒業研究指導等で学生が自由に集まり、教員と学生の垣根を越えた人間交流を深めている。また、隣接してゼミ室が設けられており、通常のゼミに加えて、各種資格の試験対策講座や自主ゼミ、留学生交流等にも利用されている。恵まれた環境の中で展開する小規模大学ならではの、こうした教員と学生とが切磋琢磨して互いに志を高め、世界に通用する人材を育成すること。これこそが、本学が目指す「現代の松下村塾」である。

●人道教育の推進

潜在的な社会的弱者の支援は、社会福祉の増進を使命とする至誠館大学が果たすべき社会的役割の1つである。そこで、平成21(2009)年以来、萩本校では独自の授業料減免制度を設けて児童養護施設等退所学生を毎年20名近く受け入れている。この数は、全国の児童養護施設等退所者で4年制大学に進学する総数の約1割に当たり、平成28(2016)年5月1日時点での在籍者数は43名に上る。これら学生たちは、キャンパス内に位置する経済的負担の少ない学生寮に住み、他の学生たちとともに充実したキャンパスライフを送っている。

また、私費外国人留学生に関しては、前身である萩国際大学開学以来、本学独自の奨学制度を設けて、学修意欲をもちながら経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる学生に対して、修学機会を提供している。これにより韓国をはじめ、ベトナム、ネパール、ミャンマー、中国等、アジア地域出身学生を中心に多くの留学生が本学で学んでいる。

●東京サテライト教室

全国の私立大学の約4割が入学定員割れを生じている今日、地方に位置する大学にとって学生数の確保は大学存続に直接かかわる喫緊の課題である。山口県の中でも、とりわけ人口減少が著しい萩地域に位置する本学は、地方の大学が直面する少子高齢化への対応として、多様な志願者を全国から集め、同時に、東京に集積された様々な情報及び人的資源の活用により本学の教育研究の質的向上を図ることを目的に、事務施設のみではなく、平成20(2008)年、学生が学ぶことのできるサテライト教室を東京に設置した。

東京サテライト教室は、平成20(2008)年の設置以来、ほぼ毎年予想を上回る私費外国人留学生の志願者が集まっている。これは、平成20(2008)年7月に発表された「留学生30万人計画」の政策の影響も考えられるが、主として東京サテライト教室の授業に対する学生の満足度が高いことに拠る。満足度が高い理由としては、多様な学生を指導することを通して教員の意識改革が進んだこと、メディアシステムの活用等授業方法に工夫・改善が図られたこと、さらには留学生に対する手厚い日本語教育が評価された結果である。これにより、大学全体としての定員充足率も大幅に改善した。

しかし、その一方で「教室」という施設面での制約があり、一刻も早い施設面での充実を図るために、全学を挙げて取り組んでいる。

4. 教育目的

至誠館大学では、学則及び学部規則に謳う目的を達成するために、ライフデザイン学部ライフデザイン学科の3専攻において、それぞれ「教育目的」を定めている。

ライフデザインとは、それぞれの人々の幸福（＝福祉）という、非常に幅広くかつ身近な事柄を考えることである。その目指すところは、人生の一時期に栄誉（成功）を手に入れる「自己実現」ではなく、自分の志を生涯をかけて全うする「意味実現」の達成である。そのためには、将来世代の観点に立って、平和で心豊かな社会をつくるという志を立て、ライフステージを多角的に捉え、人生を主体的にデザインすることのできる能力を身に着なければならない。各専攻の教育目的は、こうした共通理解の下に策定されている。

- ・子ども生活学専攻の教育目的

「子どもたちを取り巻く環境に対する理解を深め、子どもと子どもが育つ家庭の最善の利益を目指し、子ども家庭福祉の向上に貢献できる人材の育成」

- ・スポーツ健康福祉専攻の教育目的

「人間理解とスポーツ・体育に対する高い知識に裏打ちされた、学校や地域社会において健康的な生活づくりに貢献できる実践力に富んだ人材の育成」

- ・ビジネス文化専攻の教育目的

「ビジネス現場で活躍できるコミュニケーション能力、情報処理能力、実践的マネジメント能力及び異文化包容力を併せ持った、福祉社会実現に貢献できる人材の育成」

II. 沿革と現況

1. 至誠館大学の沿革

学校法人萩学園は、昭和35(1960)年に萩市瓦町に設立された萩高等経理学校を前身とする。昭和42(1967)年に学校法人の設立認可を受け、国文科・家政科の2科を有する萩女子短期大学を開設し、「報恩感謝 和顔愛語 協力奉仕」を学訓に、豊かな教養のある心身ともに健全な女性の育成を教育方針とした。平成元(1989)年には、新キャンパスを萩市椿東狐島に建設し、恵まれた自然環境の中で近代的女性の育成に専念した。

平成10(1998)年に萩女子短期大学の改組を図り、国際人育成を基本に教育を推進する4年制大学へ転換する方針を決定し、平成11(1999)年4月、現在の山口県萩市椿東浦田5000番地に国際情報学部(入学定員300人) 国際学科(140人)・経営情報学科(160人)の1学部2学科の萩国際大学を開学した。

平成17(2005)年に至り、萩国際大学は入学者数の伸び悩みから財政的に困難な状況に陥り、やむなく民事再生法の適用を申請した。これに伴い、同年、大学名称を萩国際大学から山口福祉文化大学へ変更するとともに、ライフデザイン学部の設置を文部科学省に届け出て受理され、平成19(2007)年4月より、ライフデザイン学部ライフデザイン学科(入学定員140人)の1学部1学科の山口福祉文化大学として再スタートを切った。

その後、平成20(2008)年に東京と広島にサテライト教室を開設したことが功を奏し、私費外国人留学生を中心に志願者が増加し、入学定員の充足率が80%にまで回復した。翌平成21(2009)年には入学定員を140人から200人に変更し、財務基盤の強化を図るとともに、学生からの要望に応じてビジネス関連の修学が可能な「ビジネス文化領域」を開

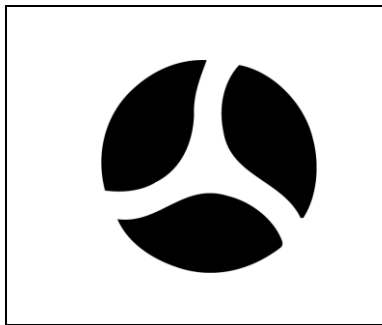
設した。その結果、さらに志願者数は増加し、平成21(2009)年度、平成22(2010)年度と連続して入学定員の充足率が100%を超え、平成22(2010)年度には収容定員の充足率が前年度の43%から80%に飛躍的に改善し、開学以来の念願であった国庫補助金の交付を受けることができた。これを受けて、平成23(2011)年には入学定員を200人から250人(3年次編入10人を含む)に変更した。

しかしながら、平成23(2011)年12月に一部債権者から萩学園の破産申し立てがあり、対抗措置としてやむなく平成24(2012)年6月、2度目の民事再生法の適用を申請することとなった。学校法人菅原学園の支援を受けたことを機会に、心機一転を図るべく、平成26(2014)年4月より大学名及び学校法人名を「至誠館大学」と「学校法人萩至誠館」にそれぞれ変更した。

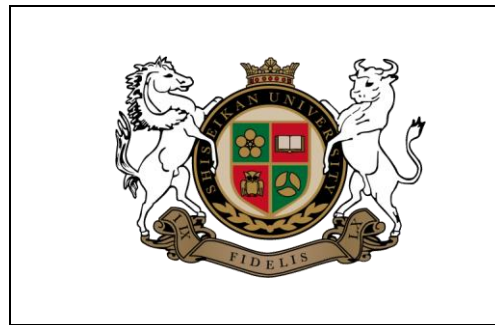
新たなスタートを切った本学は、大学の基本理念を踏まえて、以前の大学イメージを一新することとした。

先ず、至誠館大学校章を定めた。校章のデザインの由来は、あらゆるものの基本となる「円」(和、完全、無限)の中に「人」(人間教育、人材育成)と「S」(SHISEIKAN、SINCERITY)をなめらかな曲線で描き、吉田松陰が座右の銘としていた「至誠通天」を表している。

あわせて、大学紋章を作成するとともに、開学以来望まれていた「校歌」を定めた。



大学校章



大学紋章

至誠館大学 校歌 作詞 菅原一博 作曲 小林蔵雄	
一、 波光清(すが)しき 菊が浜 松風颯々(さつさつ) 歴史を語り 維新を謳う ああ ここ萩の地に 学び舎立てり 我等 我等 日に向上の 誓いも固く 吉田松陰 師と仰ぐ 見よ 夢 碧空(へきくう)を駆け 笠山に舞う 凛たり 至誠館大学	二、 倉江に燃ゆる 残陽(ひ)の光 月光皓々(こうこう) 指月(しづき)を照らし 玲瓏(れいらう)の気 満つ ああ この景観に 心を洗う 我等 我等 日に仁愛の 誇りも高く 明日にと挑む 意気新た 見よ 進取の泉 滾々(こんこん)と湧く 凛たり 至誠館大学

2. 至誠館大学の沿革

- 昭和35(1960)年 山口県萩市瓦町に萩高等経理学校を設立した。
- 昭和40(1965)年 準学校法人萩学園が設立認可を受けた。
- 昭和41(1966)年 校名を萩女子専門学校に変更。教育課程に経理科・家庭科・商業デザイン科の3科を置く(各科とも修学年数3年、入学定員40人)。同年、萩女子短期大学設立期成会を設立した。
- 昭和42(1967)年 学校法人萩学園の設立認可を受けた(組織変更)。同年、萩市椿東前小畑に校地・校舎を取得し、国文科及び家政科の2科(入学定員各40人)を置く萩女子短期大学を開設し、河村定一が初代学長・理事長に就任した。
- 昭和43(1968)年 萩女子短期大学の開設に伴い、萩女子専門学校の学生募集を停止した。同年、萩女子短期大学国文科に図書館学の課程を設置した。
- 昭和44(1969)年 家政科に家政専攻と食物栄養専攻を設置した。同年、食物栄養専攻に栄養士養成施設の認可を受けた。
- 昭和45(1970)年 家政科の家政専攻と食物栄養専攻の入学定員を各50人に変更した。
- 昭和52(1977)年 家政科家政専攻の中に被服コースと陶芸コース(入学定員各25人)を開設した。
- 昭和54(1979)年 国文科に秘書士養成施設の認定を受けた(全国短期大学秘書教育協会)。同年、国文科に司書コース・秘書コース・観光コースを開設、家政科家政専攻に生活科学コース・陶芸コースを開設した。
- 昭和61(1986)年 国文科を司書コース・秘書コース・情報文化コースに、家政科家政専攻を生活工芸コース・国際生活コースに改編した。
- 昭和62(1987)年 家政科食物栄養専攻に栄養士コース・福祉コースを開設した。
- 昭和63(1988)年 国文科を国文学科(司書コース・秘書コース・情報文化コース)に、家政科を生活学科(生活専攻:生活工芸コース・国際生活コース・栄養士コース)に名称を変更した。
- 平成元(1989)年 萩市椿東狐島に新キャンパスを建設した。
- 平成4(1992)年 萩女子短期大学及び学校法人萩学園の位置を萩市椿東狐島5480番地に変更した。
- 平成10(1998)年 萩国際大学国際情報学部国際学科・経営情報学科の設置認可を受けた。
- 平成11(1999)年 山口県萩市椿東浦田5000番地に、萩国際大学国際情報学部・国際学科(入学定員140人)及び経営情報学科(入学定員160人)を設置し、初代学長に石本三郎が就任した。
- 平成12(2000)年 萩国際大学の開学に伴い、萩女子短期大学の学生募集を停止した。
- 平成13(2001)年 大学入試センター試験による入学者選抜を実施。これに伴い、大学入試センター試験萩国際大学試験場を開設した。
- 平成14(2002)年 萩国際大学国際情報学部経営情報学科に、教員免許授与の所要資格を取得させるための課程認定(高等学校教諭一種免許(商業・情報))を受けた。
- 平成15(2003)年 萩国際大学国際情報学部国際学科に、教員免許授与の所要資格を取得させるための課程認定(高等学校教諭一種免許(公民))を受けた。

- 平成17(2005)年 民事再生法の適用を申請、同開始決定。萩国際大学国際情報学部経営情報学科の学生募集を停止した。また、東京地方裁判所に再生計画案を提出した。
- 平成18(2006)年 東京地方裁判所が認可した再生計画を完遂し、民事再生手続きの終結決定を受けた。大学名称の山口福祉文化大学への変更及びライフデザイン学部設置の届出を受理された。これに伴い、萩国際大学国際情報学部国際学科の学生募集を停止した。
- 平成19(2007)年 大学名称を山口福祉文化大学に変更し、ライフデザイン学部ライフデザイン学科(入学定員140人)を開設し、「子ども生活学領域」「福祉心理領域」「健康スポーツ領域」「福祉環境デザイン領域」の4つの専門領域を設けた。取得学位は「学士(福祉学)」とした。
- 平成20(2008)年 東京及び広島にサテライト教室を開設した。
- 平成21(2009)年 ライフデザイン学部ライフデザイン学科の入学定員を、200人に変更した。同年、ビジネス文化領域を開設した。
- 平成 23(2011)年 入学定員を 240 人に変更し、あわせて、3 年次編入学定員 10 人を設定した。「福祉心理領域」を廃止した。
- 平成 24(2012)年 学位の名称を変更し、取得学位を「学士(福祉学)」から「学士(ライフデザイン学)」とした。あわせて、「子ども生活学領域」を「子ども生活学専攻」に、「健康スポーツ領域」を「スポーツ健康福祉専攻」に、「福祉環境デザイン領域」を「建築システム専攻」に名称変更し、「ビジネス文化専攻」と合わせて 4 専攻とし、それぞれの専攻に定員を設定した。また、子ども生活学専攻に「幼稚園教諭一種免許」、スポーツ健康福祉専攻に「中学校・高等学校教諭一種免許(保健体育)」取得のための課程認定を受けた。6 月、2 度目の民事再生法適用を申請し、同開始が決定。山口地方裁判所に再生計画案を提出した。12 月、山口地方裁判所より再生計画が認可された。
- 平成 25(2013)年 大学名及び学校法人名を「山口福祉文化大学」から「至誠館大学」、「萩学園」から「萩至誠館」、にそれぞれ名称変更した。
- 平成 26(2014)年 広島サテライト教室を廃止した。
- 平成 27(2015)年 東京サテライト教室の田原町第 2 教室を閉鎖し、池袋に新たな教室を開設した。「建築システム専攻」の募集を停止した。
- 平成 28(2016)年 山口地方裁判所より民事再生計画の終結決定を受けた。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

至誠館大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、また、建学の理念を踏まえて、その使命・目的を策定している。【資料 1-1-1】

ライフデザイン学部設置時に定めた 2 つの使命は、「学生便覧」及び至誠館大学ホームページ（以下、「大学 HP」という。）の「大学紹介」に記載している。また、「至誠館大学学則」（以下、「学則」という。）に人材養成と文化発展への寄与という目的と学部・学科の目的である社会貢献と社会福祉増進の旨を明記している。この目的については、「至誠館大学ライフデザイン学部規則」（以下、「学部規則」という。）にも明記している。【資料 1-1-2】

これら使命・目的の下に、専攻ごとに具体的な教育目的を定め、「学生便覧」、大学 HP 及び「大学案内」に記載している。【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】、【資料 1-1-5】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学内では学生全員に配付する「学生便覧」に簡潔に明記しており、学外に対しては大学HP及び「大学案内」で分かり易く紹介している。

特に、「至誠館大学」への大学名称変更時に定めた大学の基本理念については、そのエッセンスを「至誠通天」の4文字に集約し、至誠館本館の玄関ホールに杭迫柏樹氏の扁額（図 1-1-1）及び伊佐青海氏の揮毫（図1-1-2）を掲げている。

この他、各種イベントにおける学長挨拶や大学説明会等の機会を利用して、本学の使命・目的、教育目的及び大学の基本理念について広く分かり易く説明することを心掛けている。



図 1-1-1



図 1-1-2

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は2度の大学名称変更を行ったが、建学の理念は開学以来一貫している。この建学の理念の下、社会情勢の変化や時代のニーズを反映させて使命・目的及び教育目的を策定し、その達成を図ってきたが、流動する世界情勢を踏まえて、今後も継続的な見直しを行う。

至誠館大学に名称変更して3年になるが、「至誠通天」を大学の基本理念として新たに加えたことで、この理念に通底する「至誠」を名称に掲げる大学として、従来の使命・目的及び教育目的と合わせて、より一層の教育の充実を図っている。

萩の地において全人的な教育を実践した吉田松陰が主宰した松下村塾を手本に、地域から地方へ、さらには世界へと羽ばたく人材の育成に邁進して行く。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-1-1】 至誠館大学学則（第1条）
- 【資料 1-1-2】 至誠館大学ライフデザイン学部規則（第2条）
- 【資料 1-1-3】 学生便覧（1頁）
- 【資料 1-1-4】 大学HP（大学紹介）
- 【資料 1-1-5】 大学案内（11～12頁、43頁）

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、学部・学科名である「ライフデザイン」を教育研究の中心に据えていることである。「ライフデザイン」とは、人間がこの世に生まれ死を迎えるまでの人生、生活をどのように過ごし、創造するか、つまり、それぞれの人々の幸福（＝福祉）という、非常に幅広くかつ身近な事柄を考えるということであり、そうした共通認識の下に、「社会福祉の増進」・「地域貢献」、「人材の育成」という使命及び目的が策定されている。

また、「至誠館大学の個性と特色」（2頁）で述べたように、平成27(2015)年度には全教員を対象としたアンケートに基づき、本学の特色を以下のように再構成した。【資料 1-2-1】

●現代の松下村塾

吉田松陰が主宰した松下村塾の特色は、学ぼうとする一人ひとりの個性に合わせた少人数教育である。本学では、在学中4年間を通して全員が必ずゼミに所属し、原則としてゼ

ミ担当教員が「指導担当教員」として学生一人ひとりの学修及び生活指導に当たっている。

また、萩本校では、教員研究室と隣接したゼミ室できめ細かな学修支援を実施し、過去7年間に於いて、95%以上の高い就職率を維持している。

●人道教育の推進

本学では、潜在的な社会的弱者を積極的に受け入れるとともに、受け入れ体制及び指導の充実を図っている。児童養護施設等退所学生を受け入れている萩本校では、学生相談室を設置し、学外NPO等の協力を得て、メンタルケアを始めとする様々な指導を実施している。

また、東京サテライト教室では、私費外国人留学生に対して、前・後期のガイダンス時に資料を配付して、日本で生活する際に必要な情報の周知を図るとともに、日常的には事務担当者がビザに係る相談受付や生活指導を実施している。また、ゼミ担当教員も、授業以外にオフィスアワーを活用して、学生の生活指導に当たっている。【資料1-2-2】

●東京サテライト教室

日本の首都である東京は、あらゆる面で最新の情報に溢れている。インターネット時代ではあっても、やはり直に触れる情報は貴重である。とりわけ東京サテライト教室で学ぶ外国人留学生にとって、これらの情報は必要不可欠なものである。また、東京サテライト教室の学生は、入学式、卒業式等の機会に萩を訪れ、日本近代胎動の地の歴史と文化を体験することができ、萩への修学地変更も可能である。一方、萩本校で修学する学生たちは、メディアを通して東京の授業を受講すること、及び修学地を東京に変更することが可能である。

将来的には、こうした相互交流をさらに活性化し、シナジー効果による大学教育の充実を図る。

1-2-② 法令への適合

本学は、学校法人萩至誠館寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第3条に、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、優秀な人材を育成することを目的とする」と明示している。【資料1-2-3】

また、学則に、「教育基本法及び学校教育法の定めによる大学として、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、豊かな知的教養と福祉文化の心を備えた有為な人材を養成し、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と明示し、教育基本法及び学校教育法を遵守している。【資料1-2-4】

1-2-③ 変化への対応

2度目の民事再生を受けて、本学は平成26(2014)年度より大学名称を「至誠館大学」に変更した。同年5月に、教育再生実行会議より「これからの大学教育の在り方について（第三次提言）」が示され、これを受けて本学では一層の大学改革に全学を挙げて取り組んでいる。

特に、経営基盤の強化については、喫緊の課題として取り組んでいる。また、効率的か

つ効果的な大学改革を進めるためには、学長がリーダーシップを取れる体制の確立が不可欠であるため、平成 27(2015)年度からは学校教育法の一部改正に基づいた教授会規則の改正を行い教授会の役割を明確化し、学長の権限と責任の一体化を目的にガバナンスの確立を図っている。【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

こうした中で、本学の使命・目的についても、変化への対応を迫られている。地域貢献に関しては、平成 28(2016)年度以降、地方創生の政策が本格化して行くことから、本学も萩市との関係をより一層緊密に発展させて行く。また、人道教育に関しては、児童貧困対策法の整備及び児童養護施設等退所学生に対する国の支援も強化される見込みであり、加えて留学生 30 万人計画が進行中であることから、入学者選抜方式及びカリキュラムの改善、新学部または新学科設置による東京サテライト教室のキャンパス化等に取り組んで行く。

本学は、大学機関別認証評価を本学が行う自己点検・評価の一つと位置付けている。機関別認証評価は大学全体で取り組むものであるため、全教職員の大学改革に対する認識の共有等、その意義は極めて大きい。そこで、本学では次回の大学機関別認証評価について学校教育法で義務付けられた 7 年サイクルではなく、5 年後の受審を目標に定め、毎年、自己点検・評価を継続し PDCA サイクルを実施して行く。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

上述の通り、本学は大学機関別認証評価の 5 年後（平成 33(2021)年度）の受審を目標に定めていることから、学長のリーダーシップの下で、教職員が一丸となって大学改革を進めていく。

また、学則及び学部規則に「豊かな知的教養と福祉文化の心を備えた有為な人材」及び「一人ひとりの自立的社会生活の実現に向けての福祉展開ができる人材」の育成を目的として明示しており、この目的達成のために、特に「教育再生実行会議第三次提言」に示された「グローバル化に対応した教育環境づくり」と「学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能の強化」に取り組む。

「グローバル化に対応した教育環境づくり」に関しては、平成 27(2015)年度より萩本校において導入した「地域学実習」を通して、日本近代胎動の地である萩の文化・歴史を学ぶことで、日本の伝統・文化を世界に発信するための素地作りに取り組む。【資料 1-2-7】

「学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能の強化」に関しては、これからの社会人に求められる汎用的能力等を育成するために、教育効果の高いアクティブ・ラーニングやインターンシップの積極的活用を図っている。将来的にはより厳格な成績評価を工夫することで、教育の質保証に努める。 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】 教員アンケート
- 【資料 1-2-2】 オフィスアワー資料
- 【資料 1-2-3】 学校法人萩至誠館寄附行為（第 3 条）
- 【資料 1-2-4】 至誠館大学学則（第 1 条）
- 【資料 1-2-5】 学校法人萩至誠館経営改善計画（5 ヶ年）
- 【資料 1-2-6】 至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則（第 3 条）

- 【資料 1-2-7】 地域学実習実施報告書
【資料 1-2-8】 アクティブ・ラーニング報告書
【資料 1-2-9】 インターンシップ資料

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の支持と理解

本学の建学の理念、大学の基本理念、使命・目的は、教授会の意見を聞き、評議員会に諮り理事会の了承を得たものであり、学校法人荻至誠館が作成する「事業報告書」及び「事業計画書」に反映されている。【資料 1-3-1】、【資料 1-3-2】

1 学部 1 学科である本学では、教学に関する重要事項は全て教授会において審議、議論される。本教授会には、学長も出席し、教授会において交わされた議論は直接理事会に伝わる体制となっている。これらの議論を踏まえ、定期的に行われる「経営戦略会議」において、学長、理事長、副理事長及び常務理事が大学全体に係る案件について審議する。なお、経営戦略会議には必要に応じて学部長等の役職者も同席し、教育現場の状況をより明確に反映した議論が可能となっている。【資料 1-3-3】

その結果は、学長を通じて教員の支持を得るべく教授会で報告され、職員については事務朝礼等を通して周知している。

1-3-② 学内外への周知

学内に対しては、建学の理念、大学の基本理念、使命・目的を、仕事始め及び年度初めの学長及び理事長の訓示によって教職員に周知している。また、初任者研修における本学の沿革の紹介などによっても周知徹底を図っている。学生に対しては、入学式・卒業式における学長式辞や理事長訓示で周知を図ると共に、「学生便覧」に明記している。

【資料 1-3-4】、【資料 1-3-5】

学外に対しては、大学 HP に情報公開の一環として「事業報告書」を掲載している。また、重要な広報ツールである「大学案内」にも、本学の建学の理念をはじめ、大学の基本理念、使命・目的、教育目的を掲載して周知している。【資料 1-3-6】、【資料 1-3-7】

その他、学長が記者会見やテレビ・ラジオ出演の機会をとらえて、建学の理念や大学の基本理念を説明し、本学への理解の深化に努めている。【資料 1-3-8】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

毎年作成している「事業計画書」は単年度を念頭に置いたものであるため、中長期的な計画については、「経営改善計画書」の中に明示している。【資料 1-3-9】

その中でも特に重視しているのは、新学部または新学科の設置による東京サテライト教室のキャンパス化である。キャンパス化に際しては、本学の使命のうちの「社会福祉の増進」という観点から、いまだ経済格差の残る国々からの私費外国人留学生に対して、将来自国に於ける社会福祉の増進を担う人材育成を目的とした新しい学部または学科設置を検討している。【資料 1-3-10】

また、本学では3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）にさらにキャリアデザイン・ポリシーを加え、4つの方針を定めているが、これらは全て本学の使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。【資料 1-3-11】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学の教育研究組織は、ライフデザイン学部ライフデザイン学科の1学部1学科から成っており、その中に「子ども生活学専攻」「スポーツ健康福祉専攻」「ビジネス文化専攻」を置き、本学の使命・目的との整合を図りながら専攻ごとの教育目的を定めている。

この意味で使命・目的及び教育目的と教育研究組織との整合性は保たれている。【資料 1-3-12】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性を高めるためには、時代のニーズを素早く読み取り、それを教育研究組織及び実践に反映させて行く必要がある。本学では、大学としては教授会を定期的に開催すると共に必要に応じて臨時教授会を開催している。法人としては理事会・評議員会を定期的に開催し、教授会及び理事会・評議員会で論議された内容については、「経営戦略会議」において大学と法人との情報共有及び執行の在り方が検討され、教授会及び各種委員会等を通して教職員に周知される。今後は学長のリーダーシップの下、これら一連の流れを更に円滑化し、時代の変化に即応できるようより一層の大学改革に努めて行く。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-3-1】 平成 27 年度事業報告書
- 【資料 1-3-2】 平成 28 年度事業計画書
- 【資料 1-3-3】 学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程
- 【資料 1-3-4】 入学・卒業式パンフレット
- 【資料 1-3-5】 学生便覧（1 頁）
- 【資料 1-3-6】 大学 HP（大学紹介）
- 【資料 1-3-7】 大学案内（43 頁）
- 【資料 1-3-8】 新聞記事（学長談話）
- 【資料 1-3-9】 学校法人萩至誠館経営改善計画（5 ヶ年）

- 【資料 1-3-10】 学科新設事前相談表
- 【資料 1-3-11】 大学案内（44 頁）
- 【資料 1-3-12】 大学案内（11～12 頁）

【基準 1 の自己評価】

至誠館大学では、関連法令を遵守して使命・目的を策定し、明文化してその周知と実行に努めている。大学の使命である「社会福祉の増進」と「地域貢献」が拠って立つ本学の基本理念を「至誠通天」の 4 文字で表し、本学の個性・特色ともに様々な機会を通して周知している。遂行に関しては、学内での支持と理解の下に、時代の変化にも十分配慮した対応を図っている。

同時に、本学のステークホルダー（学内の教職員と学生、卒業生、受験生や保護者、地元住民、出入り業者等）への配慮を怠ることなく、教育研究組織に関しては FD・SD を通じてその質的向上を図っている。

これらは全て本学の目的・使命及び教育目的に適合しており、本学は、基準 1 を満たしていると自己評価できる。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

平成 26(2014)年 12 月 22 日に出された中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」では、「アドミッション・ポリシーに基づく個別選抜の確立」において、アドミッション・ポリシーの明確化が求められた。これを受けて、教授会において学長より全教員に対してアドミッション・ポリシーの検討要請がなされ、本学の建学の理念、大学の基本理念及び使命・目的との整合性を確認しながら、半年をかけて教授会で意見交換を行った後、「表 2-1-1」のとおりに決定した。【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

至誠館大学では、日本人及び日本の大学で教育を受ける目的で日本に入国している外国人を対象にして、以下のような人を受け入れます。

●求める学生像

・社会福祉の増進を志す人

本学の建学の理念及び基本理念に共鳴して、人々の健康福祉の向上と子どもたちが安心して暮らせる福祉社会の実現を志す人

・地域貢献を志す人

本学の建学の理念及び基本理念に共鳴して、国内外における地域の福祉の向上と文化の発展を志す人

・学びに意欲をもつ人

ライフデザインの意味・内容をよく理解して、文武両道の修学を通して一人一人の自律的・自立的な社会生活の実現に貢献できる人

●入学希望者に要求される資質と学力

至誠館大学では、社会学・社会福祉学系大学として、以下の能力を期待します。

【関心・意欲】

- ・国内外で生じている諸問題に関心をもち、人々が共に幸せに暮らすことのできる社会を創りたいという志をもっていること

【知識・理解】

- ・国内外で生じている諸問題を理解するために必要な基礎知識、すなわち、高等学校の各教科のうちの5教科（国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語）の知識を修得していること
- ・入学後の読解・表現・意見交換等を可能とする、「国語総合」及び「国語表現」を十分に修得していること（外国人留学生にも同等の日本語力を求める。）
- ・ボランティア活動や課外活動、異文化交流等の体験を有すること

●選抜方法

至誠館大学では、「求める学生像」及び「入学希望者に要求される資質と学力」を多面

的に評価するために、多様な入学者選抜を実施しています。

- ・A0入試（入学定員 65 名）
- ・推薦入試（指定校推薦、専門高等学校・総合学科高等学校指定校推薦／公募推薦）（入学定員 30 名／15 名）
- ・一般入試（入学定員 20 名）
- ・大学入試センター試験利用入試（入学定員 10 名）
- ・3 年次編入学入試（入学定員 10 名※）
- ・私費外国人留学生入試（入学定員 100 名）
- ・私費外国人留学生 3 年次編入学入試（入学定員 10 名※）

※3 年次編入の入学定員は合計 10 名。

以上のアドミッション・ポリシーについては、「入学者選抜要項」、「大学案内」に明記している他、本学が行うオープンキャンパス、出前講義、高等学校ガイダンス、会場ガイダンス等において、入学希望者、保護者及び教員等関係者への周知を図っている。【資料 2-1-3】、【資料 2-1-4】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な大学入学希望者を受け入れるために、「表 2-1-2」のとおり、A0 入試、推薦入試（指定校推薦、専門高等学校・総合学科高等学校指定校推薦、公募推薦）、一般入試、大学入試センター試験利用入試、私費外国人留学生入試等を実施している。

表 2-1-2 入試区分

●AO 入試

高等学校で身に着けた知識、及び学力試験では測れない「意欲や熱意」・「目的意識」・「適性・資質」等について、多様な側面から総合的に評価することを目的とする。選抜方法は、自己推薦書と小論文による第1次選考と2回の面談による第2次選考の2段階で選抜する。

●推薦入試

・指定校推薦（専願）

本学が指定校とする高等学校の学校長が推薦する生徒に対して、調査書及び志望動機書による書類選考と面接とにより総合的に選抜する。その際、書類選考では推薦書を、面接では志望動機書の内容との整合性を重視する。なお、出願資格・要件は調査書の評定平均値が 3.3 以上である。

・専門高等学校・総合学科高等学校指定校推薦（専願）

本学が指定校とする専門高等学校・総合学科高等学校に対して、指定校推薦と同内容で選抜する。

・公募推薦

高等学校卒業または卒業見込みの生徒で、出身または在学する学校長あるいは学年主任等の推薦状を有する生徒に対して、調査書による書類選考、課題小論文及び面接により総合的に選抜する。

●一般入試

前期日程、後期日程の2回を実施する。前期日程は、調査書による書類選考及び学力試験（国語を必修科目、英語または数学のどちらか1科目を選択科目とする2科目）によって選抜する。後期日程は、調査書による書類選考及び課題小論文で選抜する。

●大学入試センター試験利用入試

前期日程と後期日程の2回を実施する。前期日程は、国語を必修科目とし、地歴、公民、数学、外国語（リスニングを含む）より選択する1教科1科目と合わせて2教科2科目によって選抜する。後期日程は、全ての受験科目より選択した2教科2科目によって選抜する。

●3 年次編入学入試

本学が定める3年次編入学の出願資格・要件を満たした者に対して、課題小論文、面接及び書類選考によって総合的に選抜する。

●私費外国人留学生入試

日本の国籍を有しない者で、本学での勉学・研究を理解する者に対して、書類選考、日本語試験及び面接により総合的に選抜する。書類選考においては、在籍または出身学校での出席状況を特に重視する。日本語試験においては、日本語能力試験 N2 レベルの能力の有無を筆記試験で判定する。面接においては、本学での学習目的、卒業後の計画をはじめ、

金銭感覚や遵法意識についても確認する。

●私費外国人留学生 3 年次編入学入試

日本の国籍を有しない者で、本学が定める 3 年次編入学の出願資格・要件を満たした者に対して、書類選考、小論文（日本語）及び面接により総合的に選抜する。小論文は、卒業論文の作成を念頭に置いた日本語能力試験 N1 レベルの日本語による論文執筆能力の有無を判定する。

本学の入学者選抜については、入試委員会が選抜方法、日程等を検討して原案を作成し、学長が教授会の意見を聞き決定している。また入試問題の作成及び試験担当者の配置については、入試委員会において全教員の中から適任者を選任し、全教員の協力の下に行われている。【資料 2-1-5】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における平成 24(2012) 年度から平成 28(2016) 年度までの 5 年間における 1 年次生の志願者数、合格者数及び入学者数は、増加傾向にある（表 2-1-3）。

表 2-1-3 過去 5 年間の志願者・合格者・入学者数一覧

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入学定員(A)	240 名	240 名	240 名	240 名	240 名
志 願 者 数	333 名	65 名	193 名	699 名	812 名
合 格 者 数	302 名	65 名	189 名	326 名	333 名
入学者数(B)	262 名	60 名	172 名	303 名	290 名
充足率	109.2%	25.0%	71.7%	126.3%	120.8%
(B) - (A)	22 名	-180 名	-68 名	63 名	50 名

※3 年次編入学人数は含まず。

平成 22(2010) 年度より入学定員を確保してきた状況から一転し、平成 25(2013) 年度は 240 名の定員に対し 60 名の入学者の確保に止まった。これは、平成 24(2012) 年の東京サテライト教室についての新聞記事が大きな原因であった。それを受けて実施された文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団による調査の結果、記事で指摘されたような法令違反等の問題は無いことが確認された。ただし、文部科学省から教育研究環境の改善指導を受けた点については、その改善に努めている。

その後、平成 26(2014) 年度は、前年度の影響もあり入学者数は入学定員を 68 名下回ったものの、入学定員の 71.7%を確保することができた。平成 27(2015) 年度からは再び 240 名の入学定員を確保しており、定員充足率についても改善している（表 2-1-4）。

表 2-1-4 過去 5 年間の収容定員充足率

※各年度 5 月 1 日現在

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収容定員※1	900 名	940 名	980 名	980 名	980 名
現 員	820 名	594 名	561 名	826 名	897 名
充 足 率	91.1%	63.2%	57.2%	84.3%	91.5%

※ 平成 22(2010)年度に入学定員を 200 名から 240 名に変更し、あわせて 3 年次編入学定員 10 名を設置したため、平成 26(2014)年度から収容定員が 980 名となった。

以上のように、本学では入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の民事再生手続は、平成 28(2016)年 1 月をもって終結したが、今後の大学再生には入学定員の継続的な確保が不可欠である。平成 27(2015)年度より入学定員を満たし、収容定員 100%充足まであと一息のところまで辿り着くことができた。当面の目標は、収容定員の 100%充足とその維持であるが、そのためには更なる努力が必要である。

本学が、平成 25(2013)年に大学名称を「至誠館大学」に変更して本年で 3 年になるが、認知度はまだ十分ではない。名称変更に伴い新たに定めた大学の基本理念を集約した「至誠通天」は、新生した本学を象徴するキーワードである。この「至誠通天」とともに、これまで以上に建学の理念、使命・目的及び教育目的をわかりやすく入学志願者やその保護者、また高等学校等に十分に説明することを目的とした広報活動を強化しなければならない。そこで、平成 26(2014)年度より企画広報室を設置し、効果的な学生募集計画を策定し、この学生募集計画に基づき、高校訪問、オープンキャンパス等の入学者確保のための取り組みを組織的かつ効率的に実施している。【資料 2-1-6】

現在、本学の在学生の 8 割は東京サテライト教室で修学しており、全員が私費外国人留学生である。私費外国人留学生の募集は、本学の使命である「人道教育」の推進に繋がるものであり今後も継続して行く。なお、萩と東京との学生数が大きく乖離していることから、萩本校で修学する学生の増加を、留学生も含めて図り、日本人学生と留学生との比率 1:1 を目指す。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-1-1】 第 235 回教授会配付資料
- 【資料 2-1-2】 第 249 回教授会次第、平成 28 年度事業計画書
- 【資料 2-1-3】 大学案内（44 頁）
- 【資料 2-1-4】 平成 29 年度入学者選抜要項（1 頁）
- 【資料 2-1-5】 平成 29 年度入学者選抜要項（2～3 頁）
- 【資料 2-1-6】 至誠館大学組織規程（別表）

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学では、学則及び学部規則に謳う目的に基づき、専攻ごとに教育目的を定めている。この教育目的に従って教育課程を編成している。その編成方針を、カリキュラム・ポリシーとして明示している。

表 2-2-1 カリキュラム・ポリシー

本学の使命・目的に基づき、「豊かな知的教養」「福祉文化の心」「広い分野の知識」「深い専門の学術」を涵養し、「地域貢献」「福祉増進」のできる人材を育成するために、学位「学士（ライフデザイン学）」にふさわしい志と知識と実践力を担保する体系的なカリキュラムを編成する。そのために、「学修・研究」「人間形成」「地域貢献」「人材育成」の4つをカリキュラム・ポリシーの要素に定めた。

●学修・研究

知識と技能のバランスがとれた学修（文武両道）を通して、成熟社会に対応した福祉の実現に必要とされる、複眼的（共時的・通時的）視野と公共的良心（至誠通天の心）を養う体系的カリキュラムを編成する。その際、特に初年次教育を重視して、1年次の必修科目である「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」を活用して、トータルなコミュニケーション力、論理的思考力、キャリア形成の基礎力（忍耐力や継続力と実践力等）を涵養する。そして、2年次の「基礎ゼミⅢ」、「基礎ゼミⅣ」でそれらをさらに発展させ、学修・研究能力の総体に磨きをかけるために、3年次の「専門演習」を経て「卒業研究指導」を課す。

●人間形成

広い分野の知識と豊かな知的教養の修得のために、文化・芸術に幅広く触れる。同時に、福祉文化の心を持って主体的にライフデザインに取り組む姿勢を養うために、数多くの人生モデルに接する。前者は、基礎教育科目「総合人間学Ⅰ」、「総合人間学Ⅱ」で、人間性について深く思索する。後者は、「現代の日本社会」で現役の起業人15人からライフデザインを学ぶ。また、心身の鍛錬を通じて実社会での協調力、リーダーシップ等を涵養するために、「健康スポーツ実習」を始めとする各種実技科目を課す。

●地域貢献

基礎教育科目の「地域科目」に「地域文化Ⅰ」、「地域文化Ⅱ」を置き、その学修を通して地域理解を深める。この理解の上に、地域活性化に貢献するための「マーケティング実

習Ⅰ」、「マーケティング実習Ⅱ」及び公共意識の向上を図るための「日本の産業と企業」を学修する。これらの学修を踏まえて、3年次に専門教育科目「インターンシップ」を置き、地場産業との連携の中で職業体験を積むことで、地域への就職を促進する。

●人材育成

学位の名称は「学士（ライフデザイン学）」である。この学位を授与する大学として、深い専門の学術を教授し、ライフデザイン学科を構成する3つの専攻が定める教育目的に従い、子ども生活学専攻においては、「子ども家庭福祉の向上に貢献できる人材」、スポーツ健康福祉専攻においては「学校や地域社会において健康的な生活づくりに貢献できる人材」、ビジネス文化専攻においては「ビジネス現場で福祉社会実現に貢献できる人材」を育成する。

以上のように、本学では教育目的を踏まえた教育課程編成の方針を明確化している。

【資料 2-2-1】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学のライフデザイン学部ライフデザイン学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。【資料 2-2-2】

教育課程は、「学修・研究」実現の視点から、大きく「基礎教育科目」「専門教育科目」「教職に関する科目」の3つから構成される。

●基礎教育科目

基礎教育科目は、「基礎科目」「共通科目」「地域科目」「外国語科目」「留学生科目」「保健体育科目」から構成され、特に「地域科目」は、カリキュラム・ポリシーにおける「地域貢献」を担う科目群として位置付けている。これらの科目では、2年次以降からの専攻ごとの専門的修学の基礎となるリベラル・アーツを涵養するための、専門に偏ることのない幅広い知識の学修を目指す。

「基礎科目」のうち1年次配当の必修科目である「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」は、以後4年間大学で学修・研究するための基礎能力を養う初年次教育の要となる科目である。至誠館大学の学生としての自覚を促すとともに、人間としていかに生きるべきかを常に意識させ、修学のモチベーション向上を目指す。なお、学長も授業の一部を担当している。「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」では、グループ・ディスカッション（ワールドカフェ）、プレゼンテーション、トライアド・インタビュー等、アクティブ・ラーニングの授業を導入しているが、毎年授業方法の改善を図っている。【資料 2-2-3】

「共通科目」は、自然科学、社会科学、人文科学の科目を配している。平成25(2013)年度の大学名称変更にあたり、「至誠」に通じる精神修養教育を担う科目として「道徳Ⅰ」、「道徳Ⅱ」を開設した。また、平成28(2016)年度からは、芸術鑑賞を通して人間性について思索する「総合人間学Ⅰ」、「総合人間学Ⅱ」を新設した。本授業では、グループ・ディスカッションを主体としたアクティブ・ラーニングを実施している。【資料 2-2-4】、【資料 2-2-5】

平成 24(2012)年度より設けた「地域科目」は、本学が使命として掲げる「地域貢献」を達成するために設置した科目群である。このうち「近代黎明史Ⅰ」、「近代黎明史Ⅱ」は、日本が東アジア諸国に先駆けて近代化を成し遂げたその原点について教授することで、日本人学生のみならず、外国人留学生についても日本への深い理解を涵養する。また、「地域文化Ⅰ」、「地域文化Ⅱ」は、地域の文化と産業についての修学を通して、地域貢献へのモチベーションを涵養する。平成 27(2015)年度からは「公共経営論特講」を加えて、地域産業を担うオーナー経営者による、グループ・ディスカッション（ワールドカフェ）を導入した特別講義を教授している。【資料 2-2-6】

「留学生科目」については、従来、日本語能力検定試験等への対策を担う科目として設置したが、昨今の非漢字文化圏出身留学生の入学増を受けて、文字・語彙・文法等、学生のニーズに応じた教授内容に変更している。【資料 2-2-7】

●専門教育科目

専門教育科目は、「専門共通科目」「社会福祉士関連科目」及び各専攻配当科目より構成され、カリキュラム・ポリシーにおける「人材育成」を担う科目群として位置付けている。「専門共通科目」は、1 年次に取得する科目として位置付けている。これは、本学では 2 年次から専攻が分かれるため、1 年次は社会学・社会福祉学の学修に専攻を超えて横断的に触れる機会を提供するとともに、専攻決定のための情報を提供する。

平成 28(2016)年度からは、「マーケティング実習Ⅰ」、「マーケティング実習Ⅱ」を開設し、COC+で求められる PBL（Problem based Learning 課題解決型学習）を教授すると同時に、小さなクラスサイズを利用した教育プログラムの開発に取り組んでいる。この教育プログラムは、将来的にはクラスサイズの大きな東京サテライト教室で応用する予定である。【資料 2-2-8】

「社会福祉士関連科目」は、社会学・社会福祉学系大学である本学にとって、欠くべからざる科目群である。社会福祉の場において重要な役割を果たす社会福祉士を養成することで、本学の使命である社会福祉増進の達成を目指すと同時に、全ての専攻で必要に応じて社会福祉に係る専門的知識・技能を学修できる教育課程を提供している。なお、本学における社会福祉士受験資格取得に必要な実習関連科目の履修のための定員は 20 名である。【資料 2-2-9】

実習関連科目の中で、「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」においては、実習の前段階として、見学実習を導入している。見学実習では、施設の概要、取り組み等について実習担当者が講義を行い、施設に対する全体的な理解を進めている。【資料 2-2-10】

各専攻配当科目については、社会学・社会福祉学分野の学位を担保しながら、社会的・職業的自立を支援するための専門的知識・技能を修得するとともに各種資格取得のための科目を配している。各専攻の取得可能資格の概要は以下の通りである。

- ・子ども生活学専攻

- 保育士、幼稚園教諭一種免許

- ・スポーツ健康福祉専攻

- 中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）、日本体育協会公認資格（スポーツリーダー、共通科目Ⅰ、共通科目Ⅱ）、ゴルフティーチングプロ（受験資格）

・ビジネス文化専攻

IT パスポート、簿記検定、韓国語検定、中国語検定

●教職に関する科目

子ども生活学専攻及びスポーツ健康福祉専攻に設置された教職課程、「幼稚園教諭一種免許」「中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）」課程に係る「教職に関する科目」群で、当該専攻の学生が受講対象である。ただし、上記教職に関する科目は、卒業要件単位には入らない。【資料 2-2-11】

本学では、教授方法の工夫・開発の一環として、「メディア授業」を開講している。これは、大学設置基準第 25 条第 2 項に定めるもので、本学では双方向通信可能なメディアシステムを使い、設置基準の「多様なメディアを高度」に活用した授業を行っている。このシステムにより、萩本校の講義を東京サテライト教室で、また東京サテライト教室の講義を萩本校で受講することが可能であり、教員や学生が長距離を移動することなく、それぞれの修学地において萩もしくは東京在住の教員の授業を受けることができる。

【資料 2-2-12】

なお、メディア機器を使用する授業であるため、授業に際しては、萩本校では教務補助スタッフを、東京サテライト教室では TA（Teaching Assistant）を必ず付けている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

至誠館大学ライフデザイン学部では、学部規則に定める目的達成のために、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を構築し、教授方法についても学生の授業評価アンケート等のフィードバックを活用し、その向上に努めている。【資料 2-2-13】

現在、修学地が萩と東京とに分かれており、建学の理念に基づいた使命・目的を果たして行くためには、現況を踏まえたカリキュラムの改善が必要である。なお、資格取得に係る授業科目の変更には関連法令を遵守した慎重な対応が必要であるため、カリキュラム改革のためのタスクチームを立ち上げ、改革案の迅速な策定を図る。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】 大学案内（11～12 頁、44 頁）、大学 HP（大学紹介）

【資料 2-2-2】 至誠館大学学則（別表 1）

【資料 2-2-3】 シラバス（「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」）

【資料 2-2-4】 理事会議事録（平成 27 年 11 月 27 日）

【資料 2-2-5】 シラバス（「道徳Ⅰ・Ⅱ」、「総合人間学Ⅰ・Ⅱ」）

【資料 2-2-6】 シラバス（「日本近代黎明史Ⅰ・Ⅱ」、「地域文化Ⅰ・Ⅱ」、「公共経営論特講」）

【資料 2-2-7】 シラバス（「日本語特講Ⅰ・Ⅱ」）

【資料 2-2-8】 シラバス（「マーケティング実習Ⅰ・Ⅱ」）

【資料 2-2-9】 至誠館大学学則（第 4 条）

【資料 2-2-10】 シラバス（「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」）

【資料 2-2-11】 学生便覧（16～19 頁）

【資料 2-2-12】 至誠館大学学則（第 20 条の 2）

【資料 2-2-13】 授業評価アンケート

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

●教員と職員の協働

1 学部 1 学科で構成される本学では、総職員数が少ないため、教員と職員とが積極的に協働を図っている。本学における学修及び授業の支援は、教務部長及び教務委員会が担っている。教務部長は教員から選ばれ、教務委員会委員長として教務委員会を統括する。教務委員会は、学務課の職員が参加し、相互に意見交換をして協働している。また、附属図書館に関しては、教員が附属図書館長を務め、同時に図書委員会の委員長として委員会を統括する。図書委員会には附属図書館に勤務する司書が参加し、学生の学修と連携した図書館運営を図ることで、授業支援の一環を担っている。【資料 2-3-1】

教員と職員との協働として、特に重視しているのは新入生を含めた在学生の履修指導である。本学では、4 年間の在学期間のみならず、留年の場合でもそれぞれの学生には指導担当教員が付き、履修指導を行っている。なお、本学では 1 年次から 4 年次までゼミを必修科目として設定している。

履修指導は、学期開始時（年 2 回）の全学生ガイダンス（学年別）において、教員と学務課学務係とが連携して実施する。ガイダンス終了後も、個別の対応については、事務局が窓口となり当該学生の指導担当教員と協働して、学生一人ひとりの事情に応じた対応をしている。【資料 2-3-2】

●TA 等の活用

本学は大学院を設置する大学ではないが、大学教育充実のために、特に東京サテライト教室においては TA を活用している。なお、TA については、「至誠館大学ティーチング・アシスタント取扱要項」を設けている。【資料 2-3-3】、【資料 2-3-4】

また、萩本校においては、外国人留学生のための学生チューター制度を活用している。まだ日本に不慣れな外国人留学生に対して、日本人学生がチューターとして学修及び大学生活をサポートすることで、履修登録に始まり、授業や各種大学の行事等、大学生活において、不利益を被ることの無いよう支援している。【資料 2-3-5】

さらに平成 28(2016)年度からは、在学生のキャリア教育及び学生生活の充実を図ること

を目的として、「至誠館大学学生雇用制度取扱要項」を策定した。これにより教育業務の補助をはじめとする様々な学内業務に関わることを通して、自校愛を涵養し、修学モチベーションを向上させる。【資料 2-3-6】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教務部長を中心に教員と職員とが協働して学生に対する学修及び授業の支援に取り組んでいる。学修及び授業の支援に当たっては、在学生の意識、意欲、希望等を十分に勘案する必要がある。特に私費外国人留学生については、ここ数年で在学生における出身国の人数バランスが大きく変化しており、こうした年度単位での変化への対応が不可欠となっている（表 2-3-1）。

表 2-3-1 私費外国人留学生在籍数の推移（主要出身国別） 各年度 5 月 1 日現在

国 名	平成 25(2013)年	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年	平成 28(2016)年
中国	533 名	258 名	206 名	158 名
ネパール	26 名	50 名	195 名	253 名
バングラデシュ	12 名	4 名	4 名	0 名
韓国	11 名	10 名	10 名	5 名
ベトナム	11 名	27 名	221 名	309 名

そこで本学では、各学期終了時に学生に授業評価アンケートを実施し、その結果を授業担当教員に返すことで授業の改善に役立てている。

TA については、指導対象学生が私費外国人留学生となるため、大学院在学中の外国人留学生を中心に採用し、助手がその研修と統括に当たり、学生に対してさらに効果的な支援が行えるよう図る。チューターについては、国際交流委員会が在学生の中から適任者を選出し、指導担当教員と共に学生の支援を実施しているが、対象学生の要望をより汲み上げられる体制を整えて行く。

平成 28(2016)年度より実施している「学生雇用制度」に関しては、在学生に対する学修及び授業支援にとどまらず、従事する学生への経済的支援であると同時に、学修モチベーションの向上等様々な効果が期待できるため、先ずは在学生への周知を図っている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-3-1】 学校法人萩至誠館至誠館大学教務委員会規則、同大学図書委員会規則
- 【資料 2-3-2】 ガイダンス配付資料
- 【資料 2-3-3】 学校法人萩至誠館至誠館大学ティーチング・アシスタント取扱要項
- 【資料 2-3-4】 ティーチング・アシスタント勤務実績表
- 【資料 2-3-5】 チューター制度の運用
- 【資料 2-3-6】 至誠館大学学生雇用制度取扱要項

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

●単位認定

本学の単位認定については、「学則」に明記されており、入学時に配付する「学生便覧」にも明記するとともに、各学期のガイダンス時及び履修指導時に丁寧に説明している。【資料 2-4-1】、【資料 2-4-2】、【資料 2-4-3】

単位の認定方法は、「学生便覧」に明示している。また、科目別の認定方法は「シラバス」に記載している。単位認定に当たっては、原則として授業時間数の 2/3 以上の出席を必要とし、優(100～80 点)・良(79～70 点)・可(69～60 点)・不可(59 点以下)・再試験(再試験受験資格あり)・未履修(出席不足のため、評価を受ける資格なし)の 6 段階で行われ、優・良・可を合格として単位を認定する。評価基準については、「出席・授業態度・レポート・期末試験・その他」の 5 項目を合計 100%でそれぞれの配分を示した上で、科目毎の「評価方法と基準」に従い行うことを、シラバスに明示している。

なお、私費外国人留学生は出欠状況がビザの更新に影響を与える場合があるため、留学生が多く在籍する東京サテライト教室では、学生の出欠状況の管理を事務局が一括して行っている。【資料 2-4-4】

入学前に修得した単位に関しては、「学則」第 25 条から第 29 条に基づき、60 単位を超えない範囲で認定を行う。また、本学の指定保育士養成施設以外の養成施設または学校等において履修した単位がある場合は、30 単位を超えない範囲で審査の上、認定している。【資料 2-4-5】

●履修制限

科目履修に際して、本学では 2 つの履修制限を設けている。

・CAP 制度

予習及び復習に要する学修時間の確保のために、学部規則に各年次で履修登録できる単位数の上限を定め、単位の過剰登録を防止している(表 2-4-1)。【資料 2-4-6】

表 2-4-1 年次別履修単位数上限

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
45 単位	45 単位	45 単位	55 単位

※教職課程に関する履修科目には適用しない。

・先修要件

体系的な学修を担保するために、一部科目について先修要件を設定し、履修希望者

が要件を満たした場合に順に履修登録を認めている(表 2-4-2)。【資料 2-4-7】

表 2-4-2 先修要件該当科目

科 目 名	先 修 要 件
社会福祉概論Ⅱ	社会福祉概論Ⅰの単位取得
社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰの単位取得
社会福祉援助技術現場実習Ⅱ	社会福祉援助技術現場実習Ⅰの単位取得
保育実習ⅡまたはⅢ	保育実習Ⅰの単位取得

●定期試験・追試験・再試験

本学の試験には、定期試験・追試験・再試験の3つがある。

定期試験は、原則としてそれぞれの授業科目について授業時間数の2/3以上の出席を受験資格として、定期試験期間中に実施される。試験実施に当たっては、各教室の受験者数を教室定員の1/2に抑え、さらに必要に応じて試験監督補助を置くこととしている。なお、不正行為に対しては未然に防ぐことを重視し、指導担当教員や掲示を通じての啓蒙に努めている。【資料 2-4-8】

追試験は、病気等の正当な理由で定期試験を受験できなかった者に対して、所定の手続きを経て受験の機会を与えるものである。

再試験は、試験結果は不良であったものの、担当教員が再度単位認定の機会を与えるために実施する試験である。ただし、所定の手続きを経ることを課しており、合格した場合も成績評価は可とする。【資料 2-4-9】

●卒業判定・認定

本学が授与する学位の名称は、学則に定める「学士（ライフデザイン学）」である。

卒業要件は、修業年限（4年）の終了と（学則第37条）、必修科目と選択科目の合計124単位以上の修得（学部規則第8条）である。修得単位の詳細に関しては、学則の別表1で明示するとともに、「学生便覧」に記載しガイダンスを通して学生に周知している。【資料 2-4-10】

卒業判定は、判定資料を教務委員会が作成し、教授会において審議し、その結果を学長に報告し学長が卒業を認定する。卒業判定及び認定は、本学のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき実施される（表 2-4-3）。【資料 2-4-11】

表 2-4-3 ディプロマ・ポリシー

本学の学則に定める修業年限を終え、かつ所定の単位を修得し、「ライフデザイン」に必要な以下の能力を養った者に対して、学位「学士（ライフデザイン学）」を授与する。

●知識・理解

福祉（人々の幸せ）の視点から地域における課題を探究し、地域社会の福祉増進と文化向上を実現する知識と実践力がある。

●汎用的技能

世界平和実現に必要な、世界の地域文化を受容する柔軟性をもち、論理的な思考力、判断力及び豊かな表現力がある。

●態度・志向性

至誠通天の心（公共的良心）をもって主体性を発揮し、多様な人々と協働して福祉増進と文化向上の担い手となる志をもつ。

●総合的な学習経験と創造的思考力

文武両道を体系的・総合的に体得し、地域の課題を発見し解決していくために必要な「学び方を学び、考え方を考える力」を備えている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 24(2012)年 8 月の中央教育審議会答申は、「学士力」を備えた人材を育成するための主体的な学修を促す学士教育課程の質的転換を求めている。そのための具体策としては、明確なディプロマ・ポリシーに基づく体系的な教育課程の構築や教育方法等の改善が必要である。至誠館大学では、学士号の担保を念頭に、大学教育全般の更なる改善に努めるとともに、非漢字文化圏からの外国人留学生に対して、学修成果の把握・評価方法の開発を進めて行く。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-4-1】 至誠館大学学則（第 25 条）
- 【資料 2-4-2】 学生便覧（8 頁）
- 【資料 2-4-3】 学生便覧（11 頁）
- 【資料 2-4-4】 東京サテライト教室学生の出欠管理資料
- 【資料 2-4-5】 学生便覧（11 頁）
- 【資料 2-4-6】 至誠館大学ライフデザイン学部規則（第 8 条の 2）
- 【資料 2-4-7】 学生便覧（12 頁）
- 【資料 2-4-8】 定期試験の注意事項揭示文
- 【資料 2-4-9】 学生便覧（20 頁）
- 【資料 2-4-10】 学生便覧（8 頁）
- 【資料 2-4-11】 大学案内（44 頁）、大学 HP（大学紹介）

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学は、キャリア教育を推進するために、本学独自の「キャリアデザイン・ポリシー」を定めている（表 2-5-1）。【資料 2-5-1】

表 2-5-1 キャリアデザイン・ポリシー

本学の建学理念と基本理念に相応しいキャリア教育を行うために、以下の 4 つの方針を定める。

- カリキュラム・ポリシーに基づいた初年次教育を体系的に履修することによって、福祉に主体的に関わることのできる専門職、教育者及び職業人を志向する意識を涵養する。
- カリキュラムの特色を生かした横断的な学修を通じて、公共性に満ちた職業意識・職業観を磨き、自らの意味実現を思い描くための「ライフデザイン」力を涵養する。
- 文武両道の学びを通して、将来世代観点を身につけた自律・自立的人間としての地域社会の福祉増進と文化向上を担う志を育成する。
- 山口県内の大学と連携して、「やまぐち未来創生人材（YFL：Yamaguchi Frontier Leader）育成・定着促進事業（COC+）」の目標達成のために、地域課題の発見と解決をテーマとする「課題解決型学習（PBL：Problem Based Learning）」を推進する。

※COC+（「地（知）の拠点大学による地域創生推進事業」）とは

「やまぐち未来創生人材（YFL：Yamaguchi Frontier Leader）育成・定着促進事業」の名のもとに、山口県内の 12 大学（9 大学、3 高専）、20 自治体、26 機関（18 企業、8 団体）が、平成 27 年度から 5 年間、地域が求める人材を育成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行し、地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓する。

この「キャリアデザイン・ポリシー」に基づいて、本学では以下のようなキャリア教育を実施している。

進路支援委員会のもと、キャリア教育と就職支援を併せた進路支援を行ってきた。進路支援は、3 年次、4 年次からの就職支援に限定せず、1 年次からのキャリア教育実施を含めた学生の人生展開の支援と位置付けることとした。また、所管事務組織である学務課学生生活係は、同委員会と基礎ゼミ担当教員、3 年次以降の指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの情報提供を中心とした支援を行っている。これらの指導・支援を、萩本校及び東京サテライト教室の進路相談室で行っている。【資料 2-5-2】、【資料 2-5-3】

学生の進路選択に当たっては、卒業後の進路（就職先、進学先）を決定させるだけではなく、生涯を通じたキャリアアップを目指し、社会的・職業的自立にむけた指導をしている。また、学生が就職活動に向かう場合、単に活動の技術を習得させるためだけではなく、自分らしく幸せな人生を送るために必要なライフデザインに関する知識と技能の重要性を認識するよう指導している。

●教育課程内での指導・体制

本学ではライフデザイン学部ライフデザイン学科に、子ども生活学専攻、スポーツ健康福祉専攻、ビジネス文化専攻、建築システム専攻（平成 27(2015)年度より募集停止）を設置している。各専攻での学修内容に応じて、それぞれ取得できる資格が異なっている。したがって、指導に際しては組織的、計画的な取り組みが必要となってくる。

そこで、キャリアデザインを1年次の基礎ゼミ（「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」）に導入し、早い段階での進路に関する意識づけを図っている。

2年次からは学生の所属が専攻別になるため、2年次の基礎ゼミ（「基礎ゼミⅢ」、「基礎ゼミⅣ」）では、各専攻で目指す専門職に必要な専門性を修得するプログラムを提供している。【資料 2-5-4】

3年次では、「専門演習」を通じて、「卒業研究指導」の前段階的指導を行っている。同時に、進路選択に関しても、適宜個別指導を行っている。また、就職活動開始に備え、具体的な進路選択やスケジュール、及び活動に必要な知識・情報の取得方法等についてもアンケートを活用して指導している。【資料 2-5-5】

さらに3年次からは「インターンシップ」を科目として設け、キャリア指導を実施している。インターンシップ先の開拓、事前指導等については、進路支援委員会の主導で行っている。なお、萩においては、本学が参加している山口県インターンシップ推進協議会を通してのインターンシップを実施している。【資料 2-5-6】

●教育課程外での指導・体制

・オリエンテーション

各学期の開始時(年2回)に、全ての学年で教務ガイダンス及び学生ガイダンスを実施している。このガイダンス時に、進路支援委員会の主導で、キャリアに関する指導も行っている。日本人学生の多い萩本校においては、1年次生に対して一般教養模擬試験を実施し、自分のスタートラインを客観的に見つめる試みを行っている。また、大学独自の進路支援冊子「placement book」を発行して3年生を中心に配付し、キャリア指導を行っている。【資料 2-5-7】、【資料 2-5-8】

私費外国人留学生の多い東京サテライト教室においては、全学年に対して就職活動に関するアンケートを実施している。なお、学年により意識の差があることを踏まえ、1・2年次生と3・4年次生で異なる内容のものとした。【資料 2-5-9】

・就職ガイダンス及び個別面談

進路支援委員会と学務課は、3年次生に対して7月より具体的な就職活動に向けてのガイダンスを実施している。主旨は、3月1日より企業広報活動が解禁となるため、企業へ

のエントリー、企業合同説明会・会社説明会への参加、及び8月からの採用試験に向けての対応指導である。具体的には、自己分析、求人票の見方、業界研究（ハローワーク担当者講話）、インターンシップ説明会（山口県インターンシップ推進協議会担当者講話）、職業適性テスト等を実施した。【資料2-5-10】、【資料2-5-11】

また、前期期間中に学長自らが進路支援委員長とともに就職を希望する4年生全員と個別面談を行い、個々の学生の希望調査や適性の把握に努めた。それと同時に、社会人としての心構えに対する指導や就職活動への不安の解消や疑問にも対応し、積極的な就職活動へのアプローチを行ってきた。

東京サテライト教室における私費外国人留学生については事情が異なるため、以下のようなガイダンス及び個別面談を実施している。

一般的に私費外国人留学生が日本で就職する場合、出入国及び難民認定法の定める在留資格のうち「就労ビザ」の取得が必要となる。このため、各学期開始時のガイダンスはもとより、様々な機会を通じて全学年すべての留学生に対して在留資格に関する指導を徹底している。【資料2-5-12】

就職ガイダンスについては、私費外国人留学生を対象とする各種就職ガイダンスへの積極的な参加を促すとともに、就労ビザ取得に前向きな企業（既に私費外国人留学生を採用している会社、海外に事務所や工場等を展開している企業等）の開拓を図っている。

また、専従の就職担当客員教授を置き、3年次学生に対して後期からすべての学生に対して個別面談を実施し、就職活動に向けてのモチベーション向上と会社説明会等への参加に際して必要な対応を指導している。【資料2-5-13】

・一般財団法人京都フォーラム実践部会との連携

萩本校では、京都フォーラム実践部会のオーナー経営者が「公共経営論特講」及び「現代の日本社会」を、それぞれリレー形式とオムニバス形式で授業を担当している。学生たちはオーナー経営者との意見交換を出発点として、メールのやり取り等を通して就職相談を行っているが、こうした活動をインターンシップに繋げて行く。【資料2-5-14】

・トップセミナー

就職活動に対するモチベーションの向上と、就職活動現場の実際を知るために、企業のトップによる学生向けセミナーを開催している。平成27(2015)年度には、本学の副理事長で東洋ワーク株式会社代表取締役社長である須佐尚康氏による「世界へ羽ばたく若者であれ～企業が求める学生像～」と題したセミナーを開催した。【資料2-5-15】

●情報提供

本学に届く求人については事務局ですべて開示している。その求人情報は、紙ベースでの求人票の閲覧、掲示板への求人票貼付等により学生に開示している。

また、過去に企業を受験した学生が提出した就職内定報告書も、必要に応じて閲覧できるよう整備しており、学生の心強い情報源となっている。【資料2-5-16】

●就職状況

本学における平成 27(2015)年度の就職状況は、萩本校が 100%（表 2-5-2）、東京サテライト教室が 62.5%（表 2-5-3）である。東京サテライト教室の就職希望者 63 名のうち就職していない者 24 名の内訳は、求職中の者 22 名、不明 2 名である。求職中の者 22 名は、ビザを「特定活動」に変更して求職活動を継続している。

表 2-5-2 平成 27(2015) 年度就職状況（萩）

卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率
35 名	32 名	32 名	100%

※平成 28 年 3 月 31 日現在

表 2-5-3 平成 27(2015) 年度就職状況（東京）

卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率
83 名	63 名	39 名	62.5%

※平成 28 年 3 月 31 日現在

なお、萩本校の就職率は、過去 7 年連続で 95%を確保しており、平成 26(2014)年度及び平成 27(2015)年度は 100%であった。

平成 27(2015)年度卒業生の就職・進学先は「表 2-5-4」の通りである。

表 2-5-4 平成 27 年度卒業生の主な就職先一覧

平成 28 年 3 月 31 日現在

職 種	企業・会社名
建設業	HR 建築事務所
製造業	NDS ソリューション、アリックス
情報通信業	株式会社レジェンド、建通エンジニアリング株式会社
運輸輸業・郵便業	佐川急便株式会社、平川（株）新小岩、（株）FLY
卸売・小売	株式会社ウィゴー、株式会社ライフコーポレーション、株式会社 KOSE、イズミ・フード・サービス株式会社、株式会社 ABC マート、伊曼瑞、大原国際（株）、ファミリーマート、ロッテデューティフリー銀座店
宿泊業、飲食サービス業	ダイヤモンド・ダイニング株式会社、東京ベイ有明ワシントンホテル、（株）SSS、HCL(株)、マイアミ、北京楼
生活関連サービス業・娯楽業	賀茂カントリークラブ、株式会社 GEN-TEN Enterprise、（株）ウェルネスフロンティア（ジョイフット）、アンダーツリー株式会社、アーバンリサーチ、宇部 72 カントリークラブ
教育、学習支援	宝幼稚園、学校法人萩至誠館至誠館大学
医療・福祉	社会福祉法人 だろんこ会、ステップあそかの園、社会福祉法人ふたば園なないろ、株式会社愛嬰、（株）介護 NEXT
その他サービス業	（株）東洋ワーク

公務	熊本県警察
----	-------

上記就職者のうち、資格取得に係る就職者としては、保育士を選択した学生は2名であった。また、教職課程を修学した学生で、幼稚園教諭を選択した学生は1名であった。福祉専門職を選択した学生は1名であった。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度における就職活動状況の特徴としては、次のようなことがあげられる。

- ・3年次生の就職活動の始動が遅く、大規模な企業・会社、公的機関等への積極的なエントリーが少なかった。
- ・社会福祉士資格取得を希望する学生が少なかった。
- ・入社試験のための準備（履歴書、エントリーシートの事前準備等）が遅い学生がいた。

また、私費外国人留学生については、以下のような問題が生じた。

- ・日本の商習慣に不慣れで、遅刻、一方的なキャンセル等、先方へ迷惑をかける事例があった。
- ・内定先の実績不足等により、就労ビザが下りなかった。

このような事例を踏まえて、次年度への改善を進めている。就職活動の始動の遅さに関して3年次生に対するガイダンスの実施時期を早めて、積極的な就職活動をするよう指導することとした。また、未内定者に対するフォローも実施する。

1年次生・2年次生に対しては、それぞれ「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、「基礎ゼミⅢ・Ⅳ」で、就職に対する意識を高めている。

また、大学としての体制整備として、萩本校では平成 27(2015)年度より進路支援室を本館事務所に移して、学生の便宜を図った。東京サテライト教室では、就職相談室に1名の専任客員教授を置き、学生の進路に関する相談や就職・進学に関する書類作成の指導や面接指導等を行っている。これに加えて、学生のより積極的な参加を実現するために、学生からの事前予約にとどまらず、大学側からの働きかけを強化するとともに、時間をかけて綿密な指導を実施する。【資料 2-5-17】

なお、進学を希望する学生も若干名いるので、これら学生に対しては就職担当者がゼミ担当教員と協働して個々に助言指導を行っている。【資料 2-5-18】

今後に向けて、求人の受付は、企業からの求人票の送付を受付けるだけでなく、大学からも企業に対して求人依頼文書の発送や企業訪問を実施して積極的に就職先の開拓を行う。また、地域のハローワークと連携して、求人情報の確保に努め、山口県内のみならず国内外にも進路を見出せるよう学生の支援を充実させていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-1】 大学案内（44 頁）、大学 HP（大学紹介）

【資料 2-5-2】 学校法人萩至誠館至誠館大学進路相談室規則

【資料 2-5-3】 学校法人萩至誠館至誠館大学進路支援委員会規則

- 【資料 2-5-4】 シラバス（「基礎ゼミⅠ～Ⅳ」）
- 【資料 2-5-5】 進路希望調査用紙
- 【資料 2-5-6】 インターンシップ実施要項、インターンシップ体験報告書
- 【資料 2-5-7】 一般教養模擬試験依頼文
- 【資料 2-5-8】 「placement book」、「3 年生対象就職ガイダンス」資料
- 【資料 2-5-9】 私費外国人留学生就職アンケート用紙
- 【資料 2-5-10】 ハローワーク担当者講話資料
- 【資料 2-5-11】 山口県インターンシップ推進協議会担当者講話資料
- 【資料 2-5-12】 在留資格関連資料
- 【資料 2-5-13】 東京就職面談状況
- 【資料 2-5-14】 「公共経営論特講」講師一覧
- 【資料 2-5-15】 トップセミナー開催状況
- 【資料 2-5-16】 内定報告書（用紙）
- 【資料 2-5-17】 就職掲示板写真
- 【資料 2-5-18】 就職支援面談表

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

＜2-6 の視点＞

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、学則及び学部規則に明記する目的達成のために、社会福祉増進において重要な役割を果たす社会福祉士（国家資格）を、専攻共通の取得目標に位置付けている。【資料 2-6-1】

その取得状況は「表 2-6-1」のとおりである。

表 2-6-1 社会福祉士資格取得者数

年度(平成)	24 年	25 年	26 年	27 年
合格者数	2 名	1 名	4 名	2 名

※既卒者を含む。

また、それぞれの専攻は「教育目的」を定め、育成する人材を明記している。【資料 2-6-2】

●子ども生活学専攻

「子ども家庭福祉の向上に貢献できる人材の育成」を教育目的として掲げる子ども生活

学専攻では、子どもの視点に立って、発達段階に応じた指導や援助のできる能力を養成することで、目的の達成を図っている。特に実習に関しては、萩本校を取り巻く恵まれた自然環境を活用し、自然の中での子どもたちとのふれ合いを取り入れている。また、地域の園児や児童を対象に、各種イベントを開催している。【資料 2-6-3】

こうした指導の結果、子ども生活学専攻の卒業生は保育園、幼稚園等に就職している。

「表 2-6-2」及び「表 2-6-3」に、教育目的の達成状況を示す一例として各種資格取得状況を示す。

表 2-6-2 保育士資格取得状況

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
取得者数	6 名	8 名	7 名	4 名

表 2-6-3 幼稚園教諭一種免許取得状況

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度
取得者数	3 名	2 名

本専攻では、「保育士資格」の取得をベースに、「社会福祉士受験資格＋保育士資格」「保育士資格＋幼稚園教諭一種免許」というダブルライセンスの獲得を推奨している。現状では、「保育士資格」の取得者が中心となっている。「保育士資格＋社会福祉士受験資格」は、子ども生活学専攻が教育目的に掲げる人材像に最も合致した資格取得の形態であるとともに、待機児童が問題化する現代日本社会において、早急に求められる人材である。

●スポーツ健康福祉専攻

スポーツ健康福祉専攻では、「学校や地域社会において健康的な生活づくりに貢献できる実践力に富んだ人材の育成」を教育目的に掲げている。

本専攻に所属する学生は、その多くが競技スポーツ部（硬式野球部、女子バレーボール部、陸上競技部、カヌー部及びゴルフ部）に所属している。このため、入学時に将来展望（例えば、社会人野球部のある企業、フィットネス施設及びプロゴルファー等）をもっている学生も多いが、学修モチベーションにはばらつきがある。

そこで、スポーツを生かした将来設計を図るために、平成 24(2012)年度からは中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）を取得できる課程を設置した。さらに平成 28(2016)年度からは、教育目的の一層の達成を図るためにカリキュラムを一部変更し、「健康福祉」に主眼を置く教育へ転換することとした。

「表 2-6-4」及び「表 2-6-5」に教育目的の達成状況を示す一例として各種資格取得状況を示す。

表 2-6-4 各種資格取得者

資格内容／年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
スポーツリーダー・	1 名	6 名	4 名	1 名

共通科目Ⅰ・Ⅱ				
健康運動実践指導者	0名	0名	1名	1名

表 2-6-5 中学校・高等学校教諭一種免許（保健体育）取得状況

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度
取得者数（高等学校）	3 名	4 名
取得者数（中学校）	2 名	0 名

●ビジネス文化専攻

「ビジネス現場で、福祉社会実現に貢献できる人材の育成」を教育目的に掲げるビジネス文化専攻は、本学が使命とする「社会福祉（人々の幸せ）の増進」を、現代社会において実現するために必要な諸能力（コミュニケーション能力、異文化包容力、ビジネスマネジメント能力等）を修得させることで、教育目的の達成を図っている。

「表 2-6-6」に教育目的の達成状況を示す一例として各種資格取得状況を示す。

表 2-6-6 各種資格取得者数

資格内容／年度	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
コンピュータサービス技能評価試験ワープ部門 2 級	0 名	0 名	0 名	0 名	4 名
コンピュータサービス技能評価試験ワープ部門 3 級	1 名	4 名	9 名	3 名	4 名
コンピュータサービス技能評価試験表計算部門 3 級	0 名	4 名	9 名	1 名	4 名
IT パスポート試験	2 名	0 名	1 名	0 名	1 名

私費外国人留学生が最も多く所属する専攻であるが、私費外国人留学生は起業志向が旺盛であるため、3 年次の専門演習やインターンシップによる就労体験を通して、日本で起業するために必要な知識・経験の修得を促している。なお、「経営管理ビザ」（平成 27(2015)年以前は、「投資経営ビザ」）を取得した私費外国人留学生の推移は「表 2-6-7」の通りである。

表 2-6-7 「経営管理ビザ」（平成 27(2015)年以前は、「投資経営ビザ」）取得者数

	平成 24 年度生	平成 25 年度生	平成 26 年度生	平成 27 年度生
取得者数	10 名	0 名	1 名	3 名

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学の教育内容・方法及び学修指導等は、それぞれの専攻が定める教育目的に即して実施され、その点検については、「大学自己点検・評価規程」第3条第2項に定める教育活動点検委員会が行うこととなっている。平成27(2015)年度は、新学長の就任を受けて、本学

の特色をより強く出すためのカリキュラム改革を実施することとなり、教育活動点検委員会（次年度カリキュラム検討タスクチーム）を立ち上げてカリキュラムの点検を行い、平成28(2016)年度にカリキュラムの一部改正を実施した。【資料2-6-4】、【資料2-6-5】、【資料2-6-6】

また、各学期終了時には学生による「授業評価アンケート」を実施している。このアンケート結果は、授業ごとに集計し今後の授業の改善資料として授業担当教員に配付している。【資料2-6-7】

この他、萩本校においては教授会終了後に、不定期ではあるが、学長を中心に「意見交換会」を開催し、現状の課題に対する意見交換を実施している。また、東京サテライト教室においては、職員をも含めた「教室教員会議」を原則毎月第2水曜日に開催し、東京サテライト教室における現状の課題に関する情報交換及び意見交換を行っている。【資料2-6-8】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成と評価に関する改善・向上方策として、本学では①教育活動点検委員会による点検と改善、②授業評価アンケート結果に基づく個別授業の改善、③全学的な教育内容の向上を目的とした教員の意見交換、を現在実施している。このうち①と③については、新学長の主導で従来よりも密度の濃い作業が行われている。また、②については、大学全体としての傾向性の把握といったマクロ的視点の分析がまだ不足している。今後は、より緻密な分析を行い、教育目的達成のための改善と向上に繋げて行く。また、そのためのFD・SDの活性化に努める。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-6-1】 大学案内（15～16 頁）
- 【資料 2-6-2】 大学案内（12 頁）
- 【資料 2-6-3】 「クリスマス子どもフェスティバル」チラシ
- 【資料 2-6-4】 学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程（第3条）
- 【資料 2-6-5】 評価運営委員会（部長等会議）議事録（平成27年5月11・12日）
- 【資料 2-6-6】 次年度カリキュラム検討タスク報告（2015.12.23）
- 【資料 2-6-7】 授業評価アンケート（アンケート用紙、集計結果）
- 【資料 2-6-8】 平成27年度東京サテライト教室教員会議議事録

2-7 学生サービス

＜2-7 の視点＞

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般については、学生委員会、進路支援委員会、留学生委員会及び学生寮管理運営委員会と学務課が支援の中心的組織として置かれている。進路支援委員会以外の委員長は学生部長が兼務している。

本学では、学生生活支援のために以下の施設を設けている。

●尚友閣 (附属図書館)

萩本校に設けられた尚友閣（附属図書館）は、76,166冊の蔵書を有する開架式中心の図書館で、採光に優れ、落ち着いた雰囲気の中で読書に集中することができる。

開館時間は、通常は 8:45~17:30（土曜日、日曜日、祝日は休館）であるが、定期試験期間中は開館時間を 18:30 まで延長して学生の便宜を図っている。開架式閲覧室及びブラウジングには、学生が情報検索できるよう、インターネットに接続できる情報コンセントと Wi-Fi を設置している。入口にあるロビーは、学内外の各種イベント（山口県大学 ML 連携特別展、写真展等）やサークル活動、卒業研究の作品発表等に活用するとともに、ラーニングcommonsとしての活用を企画している（図 2-7-1）。

東京サテライト教室には、1,663 冊を収蔵する図書室を浅草教室 2 階に設けている。萩本校で所蔵される図書は、附属図書館のホームページから OPAC で蔵書検索、所在確認及び貸出状況を知ることができる。所定の申し込みをすれば、東京サテライト教室での貸出が可能である。【資料 2-7-1】

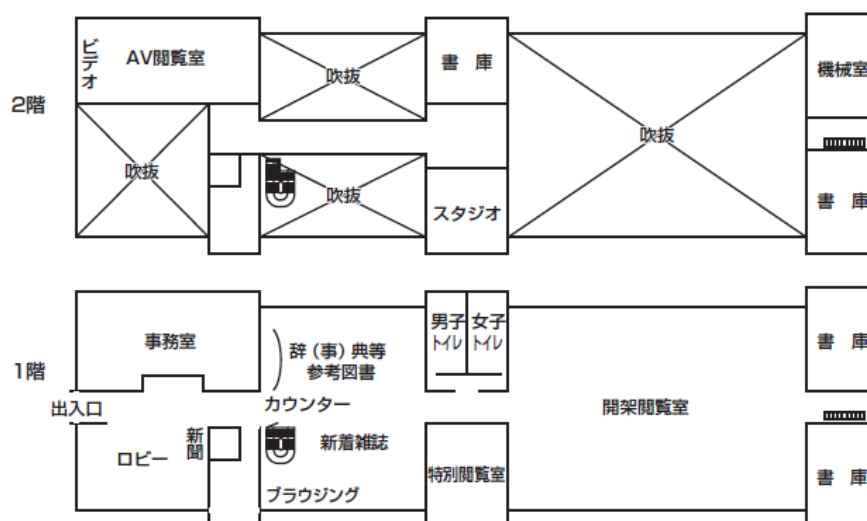


図 2-7-1 図書館内案内図

なお、尚友閣の利用については、「学生便覧」に明記するとともに、入学時のガイダンスで附属図書館長と司書による館内案内と利用方法についての指導を実施している。また、初年次教育の一環として、「基礎ゼミⅠ」においても図書館の活用方法について実際に図書館での授業を実施している。【資料 2-7-2】、【資料 2-7-3】

●花江会館（交流会館・学生食堂）

萩本校に設けられた学生食堂を伴う多目的施設で、約 200 名を収容できる。新入生歓迎会等の各種イベントに活用されるとともに、2 階部分には、学生が会議・打合わせに等可以使用できるミーティングルームがある。【資料 2-7-4】、【資料 2-7-5】

学生食堂は、学寮生が利用できるよう平日の朝・昼・晩の 3 食を提供している。また、学生の健康と経済負担の軽減を考慮して、栄養士の管理・指導の下、栄養バランスの取れた料理を安価で提供している（表 2-7-1）。食材に関しては、季節に応じた地元の食材を活用することで、地産地消にも一役買っている。なお、申込者には月 2 万円で 3 食を提供している。

表 2-7-1 学食メニュー例

メニュー	価 格
日替定食	400 円
朝定食	250 円
唐揚げ定食	400 円
うどん定食	350 円
カツカレー	350 円
カレー	300 円
肉うどん	250 円

●体育施設（練心場、練心場弓道場、グラウンド、テニスコート）

本学では、萩本校に屋内体育施設として体育館、トレーニング室、更衣室、シャワー室、柔道場、リトミック室、部室、弓道場を設けている（表 2-7-2）。これら施設は、体育実技の授業以外にも、各指定クラブが練習に使用するとともに、ダンスサークルの練習場等として一般学生にも利用を認めている。トレーニングルームは、指定クラブからの強い要望を受けて、平成 19(2007)年度に開設した。なお、これらの施設は、例えば女子バレーボール教室等、地域貢献の一環として学外者にも広く開放している。弓道場は、萩市が弓道の盛んな町であることから、特に一般市民の利用が多い。大学祭では、山口県下の高等学校弓道部が参加する弓道試合も行われている。有段者の市民から、学生が手ほどきを受けることもある。【資料 2-7-6】、【資料 2-7-7】

屋外体育施設としては、グラウンド、テニスコートを設けている。

表 2-7-2 体育施設概要

区分	体育施設	使用時間
屋内体育施設	体育館 アリーナ・トレーニング施設 更衣室 シャワー室	8 時 30 分から 20 時まで

	柔道場 リトミック室	
	弓道場 (射場・的場・看的所)	
屋外体育施設	グラウンド	8 時 30 分から日没まで
	テニスコート	

●六合館（音楽室、ピアノ練習室、PC 実習室）

音楽実技及び情報処理実習のために、1 階にグランドピアノを備えた音楽室を、2 階に PC38 台を揃えた PC 実習室を設置している。また、音楽室に隣接して、ピアノ練習室を 5 部屋設置しており、学生たちが必要に応じて個別練習可能な環境を整えている。

●学生相談室

萩本校では「風教館 3 号棟」に、東京サテライト教室では浅草教室 7 階に設置している。特に、児童養護施設等退所学生の多い萩本校については、大学教職員と学生という利害関係のもとでは相談しにくい事柄や指導担当教員には相談しにくい内容等について、学生相談室が中立的な立場で相談を受けることができるよう、NPO 法人「とりで」への外部委託の形で運営している。【資料 2-7-8】、【資料 2-7-9】

●第 1・第 2 吾敬寮（学生寮）

萩本校では、キャンパス内に定員 134 名の第 1 吾敬寮と、近接地に定員 32 名の第 2 吾敬寮を設置している。寮の管理運営は「学生寮管理運営委員会規則」の定めるところにより学生寮管理運営委員会が行っている。同委員会は、3 名の教員、学務課員及び学生（寮長）によって構成され、学生の視点に立った管理運営を心掛けている。第 1 吾敬寮は、女子学生も居住しているため、管理のための職員を常駐させている。【資料 2-7-10】

なお、学寮に入居しない自宅通学者や民間アパートに居住する学生の通勤の便を図るために、萩市内から大学へは 1 日 4 便、大学から市内へは 1 日 5 便（土・日・祝日を除く）、スクールバスを運行している。【資料 2-7-11】

東京サテライト教室では、民間の住宅が利便で安価なため、学生寮は設置していない。

次に、制度面での支援について説明する。

「社会福祉の増進」を使命に掲げる本学では、潜在的な社会的弱者（児童養護施設等退所学生、私費外国人留学生等）への支援を人道教育の一環ととらえている。社会的弱者は経済的困難を伴うことが多く、そうした現実を踏まえて、本学では各種の経済的支援制度を整えている（表 2-7-3）。【資料 2-7-12】

表 2-7-3 至誠館大学奨学制度

●至誠館大学学生奨学制度

- ・山口県内の高等学校出身学生及び保護者が山口県に居住する者に対する授業料の一部免除
- ・北浦地区（萩市・長門市・阿武町）の高等学校出身学生または保護者が同地区に居住する者に対する授業料の一部免除
- ・児童養護施設等及び資生堂児童福祉奨学制度協力校からの入学者に対する入学検定料、入学金、授業料、施設整備費及び維持費の一部免除

●至誠館大学指定校推薦奨学制度

指定校推薦入試または専門高等学校・総合学科高等学校指定校推薦入試の合格者に対する入学金の免除

●至誠館大学私費外国人留学生奨学制度

学業・人物ともに優れ、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる留学生に対する入学金及び授業料の一部免除

上記以外では、平成 28(2016)年度導入した「学生雇用制度」は、在学生のキャリア教育に加えて自校愛を涵養し、修学意欲及び学生生活の向上を図る目的で導入した制度である。有償ボランティアとすることで、特に私費外国人留学生にとって生活の充実の一助となることが期待される。【資料 2-7-13】

また、本学は公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の賛助会員大学であり、入学手続きと同時に「学生教育研究災害傷害保険」への加入手続きを行っている。【資料 2-7-14】

以上のような組織、施設及び制度の下で、次のような指導を実施している。

●問題の早期発見と対応

学生に関わる事故や近隣トラブル等の諸問題に対しては、学生委員会が随時対応しているが、本学の指導担当教員制により問題の早期発見と対応を進めている。指導担当教員は、全学年すべての学生に配置されているため、学生からのシグナルを早期に発見するとともに、学生に対して積極的に関わり、トラブルを未然に防ぐよう努めている。

なお、学生に関わる問題は、小さなものであっても専攻内での意見交換や学生委員会で情報を共有するよう心掛けている。

●除籍・退学等への対応

潜在的な社会的弱者を数多く受け入れている本学では、残念ながら除籍・退学者が多く発生している。その原因は、経済的理由が最も多いものの、人間関係のトラブル、学修意欲の低下等、様々であり、個人的事情が深く関わっている。それらへの対応としては、先ず学生の声を聴くことから始まる。既に述べたごとく、日常的な相談には指導担当教員や

学生委員会委員が対応しているが、それに加えて事務の窓口で声を交わす職員も学生たちの声を積極的に聞き、その情報を教員と共有するよう心掛けている。場合によっては、学生相談室の活用を促したり、学生部長が直接話を聞く機会を設定したりするといった対応を行っている。

基本方針としては、第一に除籍処分の回避である。本学では、学則第34条に「除籍」の要件について定めているが、除籍理由の多くは経済的要因である。【資料 2-7-15】

こうしたことから、金銭感覚や生活設計といった点を強く指導した上で、学費の分納等の制度を活用して、救済を図っている。【資料 2-7-16】

除籍を回避できた場合でも、これ以上の学業継続が困難な場合は、退学を勧めるとともに、将来における復学等、状況が許せば学業を継続するよう指導している。これら以外で、短期間での状況回復が見込まれる学生に対しては、半期または1年間の休学を勧めている。休学期間中は、できるだけ連絡を取り、休学期間終了時にスムーズに大学に復帰できるよう図っている。【資料 2-7-17】

除籍、退学、休学すべての手続きにおいて、指導担当教員またはそれに準じる教員の面談を義務付けている。【資料 2-7-18】

●私費外国人留学生の指導

本学に在籍する私費外国人留学生は、基本的に本学入学前に日本に入国して日本語学校や専門学校で学んだことのある、日本在住経験者である。しかしながら、日本の文化や歴史、さらには日常習慣といったものへの習熟度については、個人差が大きい。また、大学入学レベルの日本語能力を身に付けているとはいえ、日常生活における細かなことばの機微といったものを理解するレベルに到達している学生は決して多くない。

そうした学生が関わる諸問題を未然に防ぎ、安定した生活を確保するために、従来は留学生委員会主導で学生対応を行ってきた。しかし、近年の外国人留学生の増加を受けて、平成26(2014)年度に留学生の入口である学生募集から在学中の生活指導、出口としての就職・進学までを一貫して支援する組織として「国際部」を立ち上げている。【資料 2-7-19】

東京サテライト教室での指導を例に説明するならば、入口管理としては、学修状況や日本語能力に加えて経費支弁能力についても十分であることを出願の要件として、募集を行っている。入試を経て入学した学生に対しては、修学及び生活上の問題（成績不振、長期欠席等）に係る情報を事務局で一元的に管理し、国際部・留学生委員会・指導担当教員と情報の共有を図り、必要な場合は学生を呼び出し、指導担当教員の面談を迅速に行っている。連絡がつかない、あるいは呼び出しに応じようとしない学生に対しては、自宅訪問を実施している。【資料 2-7-20】

外国人留学生の在留資格は「留学」であり、学業以外の目的での在留ではない。このため、生活のためのアルバイトが主たる在留目的とならないよう、資格外活動、すなわちアルバイトの指導については、アルバイト先の了解・確認を文書で得る等、厳しく指導している。【資料 2-7-21】

また、退学・除籍時の対応については、指導担当教員が面談を行い、退学希望者に対しては誓約書（在留資格変更、帰国等）を提出させ、退学後の所在を確認している。未然の防止策（呼び出し、警告等）にも関わらず除籍せざるを得ない学生に対しては、直接面会

して除籍後の動向を確認する等、様々な帰国指導を徹底している。【資料 2-7-22】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するために、本学では「学生提案制度」を導入している。これは、萩本校においては花江会館及び至誠館本館カウンターに、東京サテライト教室においては事務室に「学生提案箱」を設置し、専用の用紙及び e-mail で受付けている。【資料 2-7-23】

寄せられた提案は、月 1 回取りまとめて学内で回覧し、関係部署が回答を作成する。回答は学内掲示板に公開している。学食のメニュー改善や売店の設置（萩本校）や学生談話室への電子レンジの設置（東京サテライト教室）等の学生生活に密着した提案は、本学に対する認識を深めるための重要な指標である。と同時に、提案の採用を通して学生と大学とをつなぐ絆であり、その活用を今後も進めて行く。【資料 2-7-24】

本学には学生自治組織である学友会が設けられている。学友会の主な活動は、新入生歓迎会、大学祭、卒業記念パーティー等の大学行事に係るものであり、会員にとって人間的成長を遂げるよい機会となっている。また、そうした行事の反省会等では、一般学生の意見・要望が学生委員会に届けられている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、施設面はもとより、独自の奨学制度等様々ななかたちで学生生活を支援している。同時に、学生の視点に立った施設・制度の改善・向上のために、学生の学修状況や生活状況の把握に努めるとともに、授業アンケート等を通して学生の意見・要望を可能な限り収集し、教職員間で情報の共有を図っている。

現状では、マンパワーや設備の不足により、情報の集約及び分析が不十分であり、今後はこの点について積極的な改善に取り組む。また、萩本校と東京サテライト教室とでは、特に設備面において、教育研究環境に差が生じている。問題解決のためには東京サテライト教室のキャンパス化が不可欠であり、文部科学省とよく相談の上、できるだけ速やかに実現を目指す。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-7-1】 ML 案内パンフ、写真展、ぴーかーぶー活動状況、卒業記念展示
- 【資料 2-7-2】 学生便覧（53 頁）
- 【資料 2-7-3】 シラバス（「基礎ゼミ I」）
- 【資料 2-7-4】 学生便覧（50 頁）
- 【資料 2-7-5】 クリスマス子どもフェスティバル、ホストファミリー対面式
- 【資料 2-7-6】 学生便覧（48～51 頁）
- 【資料 2-7-7】 第 2 回至誠祭パンフレット
- 【資料 2-7-8】 至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業取扱要綱
- 【資料 2-7-9】 至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業契約書
- 【資料 2-7-10】 至誠館大学学生寮管理運営委員会規則
- 【資料 2-7-11】 至誠館大学マイクロバス定期運行表

- 【資料 2-7-12】 平成 29 年度入学者選抜要項（25 頁）
- 【資料 2-7-13】 至誠館大学学生雇用制度取扱要項
- 【資料 2-7-14】 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険大学集計報告書
- 【資料 2-7-15】 至誠館大学学則（第 34 条）
- 【資料 2-7-16】 至誠館大学学則（第 47 条）
- 【資料 2-7-17】 至誠館大学学則（第 35 条、第 31 条）
- 【資料 2-7-18】 副申書
- 【資料 2-7-19】 至誠館大学組織規程（第 26 条）
- 【資料 2-7-20】 日本語学校・専門学校訪問報告書
- 【資料 2-7-21】 留学生在籍確認動静表、資格外活動（アルバイト）調査票
- 【資料 2-7-22】 誓約書、除籍・退学者への送付文書
- 【資料 2-7-23】 学生便覧（36 頁）
- 【資料 2-7-24】 学生提案採用事例

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学設置基準第 13 条より、入学定員 250 名〔3 年次編入学定員 10 名を含む〕、収容定員 980 名の本学が必要とする専任教員数は、30 名以上である。本学の専任教員数は、助手を除いて 33 名であり、大学設置基準を満たしている。

これら 33 名の専任教員は、本学の教育目的及び教育課程に配慮した上で、「表 2-8-1」のとおり配置されている。

表 2-8-1 専任教員配置

配置区分	教員数（教授数）
子ども生活学専攻	5(2) 名
スポーツ健康福祉専攻	6(2) 名
ビジネス文化専攻	10(7) 名
建築システム専攻※	3(3) 名
基礎教育担当	6(3) 名

社会福祉学担当	3(1) 名
---------	--------

※ 建築システム専攻は、平成 27(2015)年度より募集停止。

なお、上記専任教員には、語学を担当する者も含まれており、英語（1 名）、韓国語（1 名）、中国語（1 名）、日本語（2 名）の語学担当教員を確保しており、教養教育における語学教育を担っている。

また、それぞれの専任教員は、本学の学修を教授するに足る教育研究業績を有している（表 2-8-2）。加えて、年度初めに当該年度の教育研究に係る「活動計画書」及び前年度の「活動報告書」の提出をすべての専任教員に求めている。【資料 2-8-1】

表 2-8-2 学位の保有状況（重複含まず）平成 28 年 5 月 1 日現在

学位の種類	保有者数
博士号	10 名
修士号	17 名
学士号	5 名
その他	1 名

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

至誠館大学の教員採用及び昇任は、「至誠館大学教員選考規則」に従って行われている。手続としては、人事委員会による審査及び採用・昇任原案の取りまとめの後、教授会において報告し、意見を聴取して学長に具申する。そして、学長の推薦を受けて、理事長が採用・昇任を行うこととしている。【資料2-8-2】

なお、審査に当たっては、教育研究業績に加えて、大学運営、地域貢献も考慮している。

また、審査については、学則第6条第3項第3号に規定する「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」として内規を定めている。【資料2-8-3】

●採用

平成 28(2016)年度は、平成 27(2015)年度中の 2 名の他大学への異動を受けて 3 名を新規採用した（講師 1 名、助教 2 名）。募集に当たっては、公募の上、書類選考を通った者に対して面接を行い、最終的な可否を判断した。今回は教職課程に係る科目担当者の募集であったため、担当科目と教育研究業績については、教職課程委員会との協働を図った。

●昇任

本学における専任教員の年齢構成の特徴として、「表 2-8-3 職名別年齢構成」に表れるように、教授の平均年齢が高い。民事再生の対応策として採用した再任用の教授数が相対的に多いからである。こうした状況を踏まえ、平成 28(2016)年度は、前年度末に教授 1 名、准教授 1 名が退職したことを受けて、3 名の昇任人事を実施した（准教授から教授へ 2 名、講師から准教授へ 1 名）。

表 2-8-3 職名別年齢構成 平成 28(2016)年 5 月 1 日現在

職 名	人 数	平均年齢
教 授	18 名	67.4 歳
准教授	5 名	47.6 歳
講 師	4 名	42.3 歳
助 教	6 名	31.3 歳
助 手	1 名	35 歳

●教員評価

本学の選任教員は、毎年、年度末に前年度の「教育研究活動報告書」と新年度の「教育研究活動計画書」を学長宛に提出している。「報告書」と「計画書」はいずれも、

- ・教育研究業績リスト（教科書・著書、学術論文、総説、書評、報告書、新聞・ミニコミ誌等への寄稿記事、講演会・公演会用メッセージ、学会・シンポジウム等での講演等）
- ・大学運営（担当した委員、企画した行事等）
- ・地域貢献（出前授業、県内の一般講演会・公演会の企画・講師・司会、委員会委員等）
- ・社会貢献（学会役員、全国レベルの一般講演会・公演会の企画・講師・司会、委員会委員等）
- ・外部資金の申請・獲得状況

についてもリストアップすることになっている。目的は、教職員間で教育研究活動に対する相互理解を深めること及び若手教員に大学運営と地域貢献の重要性を認識させることである。【資料 2-8-4】

●新任研修

新規採用教員に対しては、新規採用職員とともに新任教職員基礎研修を実施している。研修には学長、法人本部長及び事務局長が同席する。研修内容は、本学での教育研究及び運営が円滑に進むように、

- ・学長講話（本学の建学の理念、沿革、現状と将来構想、教員として期待すること）
- ・事務研修（就業規則等）
- ・大学理解（「学生便覧」に基づく大学組織、学部・学科・専攻、施設等の理解
- ・その他（年間スケジュール等）

である。【資料 2-8-5】

● FD・SD

本学では、「至誠館大学教育職員能力開発（FD）委員会規則」に従ってFD委員会が主導し、職員の能力開発（SD）と合同で実施している。【資料2-8-6】

平成 27(2015)年度に向けてのキックオフ行事として、平成 27(2015)年 2 月 24 日に、元京都光華女子大学副学長の山本嘉一郎氏を招いて「平成 26 年度教職員合同研修会」を開催した。萩本校で開催し、メディアシステムを使用して東京サテライト教室の教職員も参加

した。内容は、主に大学を取り巻く現状及び大学再生のポイントであった。研修会終了後には、教職員に感想・意見の提出を求め、報告書を回覧することで全教職員との情報共有を図った。【資料 2-8-7】

平成 27(2015)年度は、新学長の下で新たな FD・SD を展開した。学内的には、原則全教員が参加しての意見交換または討論を定期的実施し、情報の共有と意思統一を行い、学外的には、各種セミナー・フォーラム等への積極的参加とそこで得られた情報の学内での共有を図った。その主な実施内容は以下の通りである。

- ・ 5 月 23 日 学長以下萩本校の教職員が参加してワールドカフェ形式の討論会を開催し、報告書を作成して、学内改革に向けた意思統一を図った。【資料 2-8-8】
- ・ 6 月 3 日 「Adobe Education Forum」に学部長が参加した。鈴木寛氏（文部科学大臣補佐官）のスピーチ「大学入試制度改革がもたらす『創造性』」の要旨を報告書にまとめ、全教員に配付した。【資料 2-8-9】
- ・ 6 月 20 日 「初年次教育学会交流会」（玉川大学）に教務部長が参加。内容を報告書にまとめ、教務委員に配付した。その後、教授会にて全教員に周知した。【資料 2-8-10】
- ・ 6 月 30 日 「平成 27 年度第 1 回大学コンソーシアムやまぐち運営委員会」に学部長が出席し、平成 27 年度主催事業として FD・SD について協議した。
- ・ 7 月 25 日 大学マネジメント研究会「『新しい学びと進化する図書館』探訪」（玉川大学）に学部長が参加し、図書館に関する情報収集を行った。
- ・ 9 月 3 日 「明海大学主催 2015 年度浦安キャンパス FD 講演会」に東京サテライト教室の講師が参加した。
- ・ 9 月 17 日 「大学コンソーシアムやまぐち運営委員会 FD・SD 部会」に担当教員と法人本部長、総務課係長が出席し、「平成 27 年度 FD・SD 実施計画」について協議した。
- ・ 12 月 18 日 山口大学・コンソーシアムやまぐち主催の大学職員研修会に 4 名の職員が参加した。
- ・ 2016 年 1 月 27 日「学生募集に関する一考察 高校生にえらばれるために」（講師：(株)JS コーポレーション）を萩本校で開催し、『大学案内』の改善策を教職員が学んだ。【資料 2-8-11】
- ・ 3 月 2 日「福祉文化としてのスポーツを考える」（講師：廣中主司元京都造形芸術大学教授）を萩本校で開催し、スポーツ健康福祉専攻及び萩スポーツ・文化センター（「至誠館クラブ」）の運営指針を、具体例を交えて学んだ。【資料 2-8-12】

平成 28(2016)年度は、4 月 15 日に開催された大学マネジメント研究会による「第 9 回、第 10 回『新しい学びと進化する図書館』探訪」に学長と学部長が参加し、ライブラリーカフェが人気の武庫川女子大学附属図書館及び平成 27(2015)年 4 月に開設されたばかりの立命館大学大阪いばらきキャンパスの「OIC ライブラリー」を見学して各種資料を持ち帰った。【資料 2-8-13】

また、職員が参加した SD に関しては、報告書の提出に加えて、教授会で概要を報告している。こうした FD・SD に加えて、本学では教員の資質・能力向上のために、

- ・外部資金の積極的な獲得（表 2-8-4）
- ・本学研究紀要への投稿の促進（表 2-8-5）

を学長が教授会等の機会を利用して繰り返し求めている。【資料 2-8-14】

表 2-8-4 平成 28 年度の科研費採用状況

研究種目	採用件数
基礎研究	1 件
若手研究	0 件

表 2-8-5 研究紀要投稿数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
論文	9 本	3 本
研究ノート	3 本	3 本
報告等	2 本	3 本

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、教養教育をカリキュラム・ポリシーにおける「人間形成」を担う教育と位置付けている。専門的学修を教授するために、本学では 4 つの専攻（ただし、建築システム専攻は平成 27(2015)年度より募集停止）を置くが、教養教育はこれらの専攻で教授される学修とは区別される。すなわち、本学の教養教育は、幅広い知識と豊かな知的教養（リベラル・アーツ）の修得をとおして、主体的にライフデザインに取り組む人間としての基礎力を培うものである。これは、平成 27(2015)年度に就任した現在の学長が進める教養教育充実の方針に基づくもので、平成 27(2015)年度には「公共経営論特講」を基礎教育科目の地域科目に、平成 28(2016)年度には「総合人間学Ⅰ」、「総合人間学Ⅱ」を基礎教育科目の共通科目に追加した。【資料 2-8-15】

こうした教養教育を支えるために、基礎教育担当の専任教員を学長含め 6 名配置している。それに加えて、例えば「公共経営論特講」、「現代の日本社会」等、学外より各界の講師を招く授業では、学務課を中心に事務局がサポートする体制を整えている。【資料 2-8-16】

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、現在、学長を中心に教育改革に取り組んでいる。教員の資質・能力の向上は、教育改革における重要な要素となっている。全教員がこの問題に取り組むために、教授会のさらなる活性化を図る。教授会において、学長が全体的なビジョンを示し、全教員でそれを討議する。また、教授会後に職員を交えた意見交換会を開催する等、教職員間での忌憚なき意見交換と情報共有に努める。

将来的には、学生をも交えた教育改革に取り組む予定である。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-8-1】 教育研究活動報告書、教育研究活動計画書

- 【資料 2-8-2】 至誠館大学教員選考規則
- 【資料 2-8-3】 至誠館大学教員選考規則、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規
- 【資料 2-8-4】 教育研究活動報告書と教育研究活動計画書の提出依頼
- 【資料 2-8-5】 新任教職員基礎研修（平成 28 年 4 月 7 日開催）
- 【資料 2-8-6】 至誠館大学教育職員の応力開発（FD）委員会規則
- 【資料 2-8-7】 平成 26 年度教職員合同研修会報告書
- 【資料 2-8-8】 平成 27 年度教職員合同研修会報告書
- 【資料 2-8-9】 配布資料（Adobe Education Fourm）
- 【資料 2-8-10】 第 228 回教授会次第、並木教務部長報告書
- 【資料 2-8-11】 学生募集に関する一考察
- 【資料 2-8-12】 平成 27 年度 FD 研修会「福祉文化としてのスポーツを考える」アンケート集計結果
- 【資料 2-8-13】 「新しい学びと進化する図書館」（第 9、10 回）
- 【資料 2-8-14】 第 250 回教授会議事録
- 【資料 2-8-15】 科目配当表（「公共経営論特講」、「総合人間学Ⅰ・Ⅱ」）
- 【資料 2-8-16】 シラバス（「公共経営論特講」、「現代の日本社会」）

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、本部のある萩本校と東京サテライト教室を有しており、その校地及び校舎面積は、「表 2-9-1」の通り、大学設置基準を満たしている。

表 2-9-1 本学の校地及び校舎面積（大学設置基準との比較）

校地面積	設置基準上必要校地面積	校舎面積	設置基準上必要校舎面積
1,469,280 m ²	9,800 m ²	22,915 m ²	5,552.9 m ²

萩本校及び東京サテライト教室の概要は「表 2-9-2」及び「表 2-9-3」「表 2-9-4」のとおりである。

●萩本校（表 2-9-2）

表 2-9-2 萩本校の施設概要

名 称	面積（㎡）	主 要 施 設
至誠館本館	1,665	1 階：事務局、学生ホール、健康相談室、 非常勤講師控室
		2 階：学長室、理事長室、副理事長室、常務理事室、 大会議室、第 1、第 2、第 3 応接室
明教館 1 号棟	943	講義室（大、中）、控室（大、中）
明教館 2 号棟	944	講義室（大、中）、控室（大、中）
明教館 3 号棟	1,501	1 階：講義室 1・2、控室
		2 階：講義室 1・2（メディア対応）、控室
六合館	698	1 階：音楽室、ピアノ練習室、準備室
		2 階：コンピュータ実習室、講義室、準備室
人和堂	310	萩スポーツ・文化センター、印刷室
風教館 1 号棟	896	1 階：研究室、保育実習室、プレイルーム、行動観察分 析室、グループカウンセリング室、面接室
		2 階：研究室、図画工作室、調理実習室
風教館 2 号棟	862	1 階：研究室、演習室、トレーニング器具室
		2 階：研究室、演習室
風教館 3 号棟	862	1 階：研究室、演習室、福祉実習準備室、福祉実習室、 学生相談室
		2 階：研究室、演習室
尚友閣 （附属図書館）	1,875	1 階：ロビー、ブラウジング、開架閲覧室、特別閲覧室、 書庫、館長室、事務室
		2 階：スタジオ、AV 閲覧室、書庫、
花江会館	886	1 階：交流ホール、事務室、食堂、喫煙室
		2 階：ミーティングルーム
清浄舎	134	化粧室（男女）
練心場	2,945	1 階：アリーナ、ロビー、ホール、教員控室、器具室、 更衣室、シャワー室、部室、トレーニング室
		2 階：ホール、柔道場、リトミック室、用具室、部室
実験実習棟	347	
第 1 吾敬寮	4,939	9 階建 145 名（ゲストルーム含む）
第 2 吾敬寮	1,368	3 階建 32 名
練心場弓道場	562	射場、的場、看的所、控室
グラウンド	9,691	
テニスコート	1,977	2 面
ゴルフ場	1,377,266	18 ホール

●東京サテライト教室（表 2-9-3、表 2-9-4）

表 2-9-3 浅草教室の施設概要

	面積（㎡）	主要設備
1 階	113	事務室、非常勤講師控室 会議スペース
2 階	134	図書室、学生スペース
3 階	141	大教室（メディア対応）
4 階	141	大教室（メディア対応）
5 階	141	大教室（メディア対応）
6 階	80	教員室（3 室）、談話室、救護室
7 階	98	小教室（2 室）、学生相談室、倉庫

表 2-9-4 池袋教室の施設概要

	面積（㎡）	主要設備
1 階	43.7	事務室、非常勤講師控室
2 階	111.2	教室、教員室
3 階	119.6	教室（2 室）、実習室
4 階	119.2	大教室（メディア対応）
5 階	99.9	教室、実習室
6 階	98.9	教室、実習室
7 階	77.2	大教室
8 階	51.1	小教室（2 室）

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

上述の通り、本学は大学設置基準の求める校地・校舎面積要件と満たすとともに、専任教員数についても大学設置基準第 13 条の求める専任教員数を満たしている。

授業を受ける学生数の管理については、各学期はじめの履修指導において履修科目を十分に吟味させ、かつ安易な履修を戒めるために履修制限の説明を徹底している。また、授業時においては出欠管理を厳密に行い、授業を行う際の学生数を常に適切に管理している。

【資料 2-9-1】

しかし、萩本校と東京サテライト教室の ST 比（学生数／専任教員数）は、それぞれ 8.8 及び 49 と大きく乖離している（表 2-9-5、表 2-9-6）。このため、萩本校では専任教員が可能な限り授業を担当し、東京サテライト教室では非常勤講師を増やすことで授業を行う学生数の適正化に努めている。

表 2-9-5 修学地別学生数（カッコは女子学生数） 平成 28 年 5 月 1 日現在

修学地名	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	合計
萩	25(9) 名	37(13) 名	55(19) 名	42(17) 名	159(58) 名
東京	265(85) 名	221(65) 名	113(47) 名	139(37) 名	738(234) 名
合計	290(94) 名	258(78) 名	168(66) 名	181(54) 名	897(292) 名

表 2-9-6 修学地別教員数 平成 28 年 5 月 1 日現在

修学地名	専任教員数	非常勤講師数	合計
萩	18 名	30 名	48 名
東京	15 名	24 名	39 名
合計	33 名	54 名	87 名

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学設置基準の定める校地・校舎をはじめとする教育研究環境を整備し、関連規則に基づきその管理・運営に当たっている。また、授業を行う学生数についても、適切な管理に努めている。

しかし、現状では東京サテライト教室で修学する学生数が萩本校を大きく上回っており、教育研究環境の公平性という点で必ずしも適切とはいえない。この問題を早急に解決するために、東京サテライト教室の速やかなキャンパス化に全学を挙げて取り組む。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-9-1】 履修登録の諸注意（前期）

【基準 2 の自己評価】

至誠館大学では、学修と教授に関して、本学の使命・目的に基づく教育目標を踏まえて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの所謂「3 つの方針」を明確に定めている。さらに、独自にキャリアデザイン・ポリシーも定めることで、学生の入口から出口までを一貫して管理・運営している。

同時に、組織的な自己点検に加えて、授業アンケートや学生提案箱等で学生からの意見・要望を汲み上げる工夫をして、教育研究へのフィードバックを図っている。

平成 24(2012)年に申請した民事再生が平成 28 (2016)年 1 月に終結したばかりであるため、教員配置、教育施設等については大学設置基準を満たしているものの、決して十分とはいえない。しかしながら、1 学部 1 学科という小さな大学であるという利点を十全に活用し、教職員が一丸となって、よりよい大学づくりに邁進している。

以上により、本学は基準 2 を満たしていると自己評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人萩学園は、平成 24(2012)年 6 月に 2 度目の民事再生を申請し、翌年 5 月終結、学校法人菅原学園による支援が開始された。その際、新たに就任した菅原一博理事長より、大学存続のための支援表明がなされた。【資料 3-1-1】

平成 26(2014)年度より、大学名称及び法人名称をそれぞれ至誠館大学と学校法人萩至誠館に変更し、大学の基本理念となる「至誠通天」の気概をもって全学を挙げて教育研究に当たることを改めて表明した。平成 28(2016)年度は、「経営改善計画（5 ヶ年）」を策定するとともに、「平成 28 年度事業計画書」を作成し大学 HP に公開している。以上のように、本法人は経営における規律と誠実性の維持を表明している。【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】、【資料 3-1-4】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学では、建学の理念及び大学の基本理念に基づき使命・目的を定め、その実現のために、毎年度「経営改善計画（5 ヶ年）」及び単年度「事業計画」を理事会・評議員会が審議し、決定している。計画の遂行については、経営戦略会議、部長等会議が経営、教育・研究の重要事項に関する調査、協議を実施するとともに、「自己点検・評価規程」の定める自己点検・評価運営委員会が計画に基づいた行動がなされているかの検証を行うことで、使命・目的の実現に向けての継続的努力を図っている。 【資料 3-1-5】、【資料 3-1-6】、【資料 3-1-7】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人萩至誠館は、教育基本法及び学校教育法の関連法令に従って「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」を定めている。「寄附行為」第3条では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、優秀な人材を育成することを目的とする。」と法令の遵守を明記している。また、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令に基づいた各種内部規程を定めている。

内部規定としては、「公益通報取扱規程」、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」及び「公的研究費の不正使用の防止等に関する規則」を定めており、不正行為の早期発見など、法令遵守を徹底するとともに、FD・SDを通して教職員のコンプライアンスの意識向上に努めている。

これらの内部規定は、大学 HP の「教員システム」に掲載し、教職員が随時確認できる体制を整えている。【資料 3-1-8】、【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

●環境保全への配慮

本学では、全学を挙げて省エネルギーに取り組んでおり、「経営改善計画（5 ヶ年）」でも経費削減計画の一環として位置付けている。具体的な取り組み内容としては、

- ・節電の数値目標化
- ・電力契約の見直し
- ・エアコン設定温度の指定
- ・「クールビズ」・「ウォームビズ」の促進
- ・コピー用紙の再利用

等、身近なところから実施している。

●人権への配慮

学生及び教職員の人権を守るための規程として、「個人情報保護規程」及び「ハラスメント防止に関する規程」を定めている。学生に対しては、本学が人道教育として社会的な弱者を受け入れていることから、特にその人権保護に配慮している。「学生便覧」に「学生生活のアドバイス」の章を設けて啓蒙を図るとともに、学生相談室を設けて問題の早期発見・解決に努めている。【資料 3-1-11】、【資料 3-1-12】、【資料 3-1-13】

●安全への配慮

「消防防災計画規則」に基づき、消防計画を定め、定期的な火災訓練、避難訓練を実施し、教職員及び学生等の生命・財産の保護に努めている。なお、萩キャンパスは萩市の指定避難所（河川洪水、高潮、土砂災害）であり、地域の安全にも配慮している。

【資料 3-1-14】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本学の教育情報は、大学 HP で公表している他、「大学案内」、広報誌等においても公表している。また、入学式及び卒業式の学長式辞においても、建学の理念をはじめとする本学の教育情報を広く伝えている。

財務情報についても、大学 HP の「情報公開」で公表している他、広報誌「松籟」に掲載して公表している。【資料 3-1-15】、【資料 3-1-16】、【資料 3-1-17】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年 5 月に「経営改善計画（5 ヶ年）」を策定した。今後は、この計画を

遂行するため、自己点検・評価を行い、事業報告を翌年度事業計画に反映させていく PDCA サイクルを確実に実行する。また、法令遵守を徹底するため、FD・SD 研修の定期実施、倫理規程の整備、公認会計士と監事による会計監査及び業務監査を行う等、監査機能の向上に努める。情報の公表については、分かりやすい内容と迅速な公表に努める。

エビデンス（資料編）

- 【資料 3-1-1】 新聞記事（支援表明）
- 【資料 3-1-2】 大学案内（43 頁）、大学 HP（情報公開）
- 【資料 3-1-3】 平成 28 年度経営改善計画（5 ヶ年）
- 【資料 3-1-4】 平成 28 年度事業計画書
- 【資料 3-1-5】 学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程
- 【資料 3-1-6】 学校法人萩至誠館至誠館大学部長等会議規則
- 【資料 3-1-7】 学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程
- 【資料 3-1-8】 学校法人萩至誠館至誠館大学公益通報取扱規程
- 【資料 3-1-9】 至誠館大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則
- 【資料 3-1-10】 至誠館大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規則
- 【資料 3-1-11】 学校法人萩至誠館至誠館大学個人情報保護規程
- 【資料 3-1-12】 学校法人萩至誠館至誠館大学ハラスメント防止に関する規程
- 【資料 3-1-13】 学生便覧（37 頁）
- 【資料 3-1-14】 至誠館大学消防防災計画規則
- 【資料 3-1-15】 大学案内（43 頁）
- 【資料 3-1-16】 大学 HP（情報公開）
- 【資料 3-1-17】 「松籟」（16 号）

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人萩至誠館は、私立学校法に基づいて学校法人萩至誠館寄付行為（以下、「寄附行為」という。）及び学校法人萩至誠館寄行為施行細則を定めている。寄附行為第 16 条第 2 項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定して、理事会を最高意志決定機関と位置付けている。理事には、本学が本部を置く萩市の市長が就任する他、理事の 1/3 を萩市出身の理事が占めることで、地域との連携を図っている。また、寄附行為第 15 条には、監事の責務が規定されており、理事会及び評議員会に出席し

ている。

また、理事の定数は、寄附行為第6条に5人から13人と定められ、実員数は平成28(2016)年5月1日現在13人である。評議員の定数は、寄附行為第19条に11人以上27人と定められ、実員数は平成28(2016)年5月1日現在22人となっている。【資料3-2-1】

理事会は、毎年3月、5月、9月及び11月の4回を定例理事会として開催し、これ以外に必要なに応じて臨時理事会を開催する。平成27(2015)年度の理事会の開催状況及び理事の出席状況は、「表3-2-1」のとおりである。

表3-2-1 理事会開催状況及び理事出席状況

理事会開催日	定員（人）	現員（人）	出席者（人）	出席率（%）
平成27年4月3日	13	13	13	100.0
5月27日	13	13	13	100.0
9月30日	13	13	13	100.0
11月25日	13	13	13	100.0
平成28年3月22日	13	13	13	100.0
3月30日	13	13	13	100.0

評議員会については、寄附行為第21条に評議員会への諮問事項が定められ、それ以外の重要事項についても理事会において必要と認めるものは、理事会決議の前に評議員会の意見を聞くことが義務付けられている。

理事会及び評議員会の円滑な運営を図り、理事長の迅速な意思決定を可能にするために、平成26(2014)年1月からは、経営戦略会議が設けられ、経営上の重要事項について、理事会、評議員会に諮る前に必要な調査・検討を行っている。なお、経営戦略会議には学長も加わり、大学と法人との円滑かつ迅速な運営を促進する機能を果たすとともに、大学における部長等会議を主宰することで、経営と教学の両面での情報共有と意思統一に努めている。【資料3-2-2】

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、評議員会とともに関連法令を遵守し、最高意思決定機関として機能している現体制を維持継続する。今後は、経営戦略会議の機能を充実させ、理事会での迅速かつ戦略的な意思決定が可能となるよう、さらに体制の強化を図る。

エビデンス（資料編）

【資料3-2-1】 学校法人萩至誠館寄附行為、学校法人萩至誠館寄附行為施行細則

【資料3-2-2】 学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成27(2015)年4月の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正を受けて、本学でも学則及び教授会規則の変更を実施し、教授会の役割を明確化した。教授会は、「ライフデザイン学部教授会規則」第3条に定める事項を審議し、大学運営に係る決定権を有する学長が決定を行うに当たり意見を述べることとした。また、第1項第3号に係る「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。」については、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」に拠って学長に意見を述べることとした。これにより、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を整えた。【資料3-3-1】、【資料3-3-2】

さらに、学長は経営戦略会議に出席し、大学と法人との意思疎通を図るとともに、部長等会議を主宰する。部長等会議は、定期的に行われ、教学の運営に関する課題、懸案事項などを協議することで、学長の補佐機関として機能している。部長等会議で協議された事項で、経営上の判断が必要なものは、学長を通じて経営戦略会議にフィードバックされる。【資料 3-3-3】

学長の選考方法は、学校法人荻至誠館至誠館大学学長選考規則により、学長候補者選考委員会（委員 7 名）が複数の候補者を選考し、理事長に推薦、理事会が議決後、理事長が任命する方法で行われる。学長の任期は 4 年と定められている。【資料 3-3-4】

大学の意思決定に係る組織図は「図 3-3-1」のとおり。

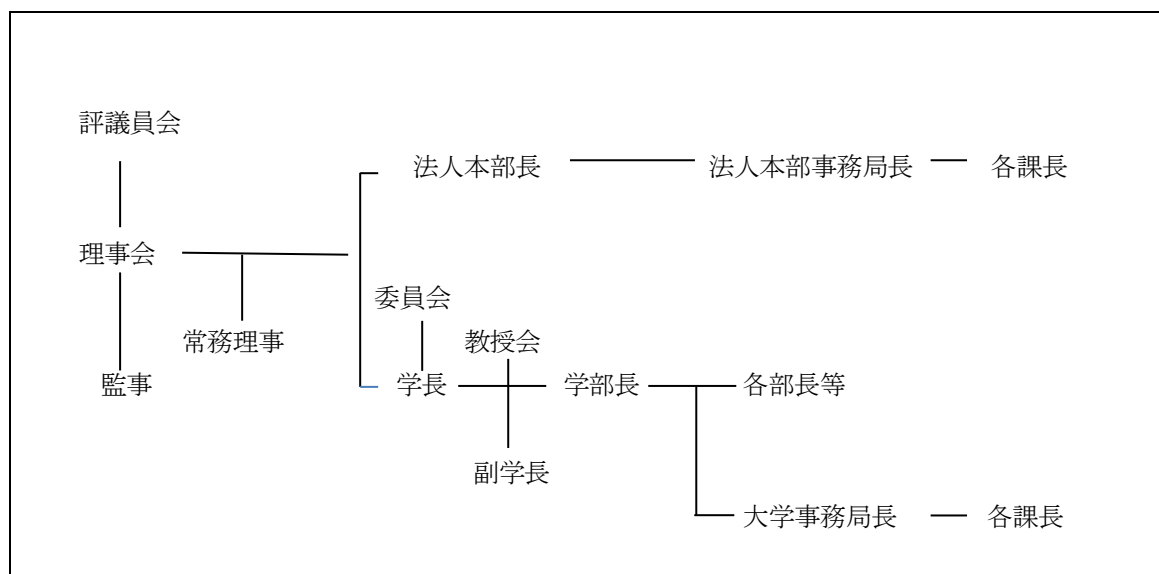


図 3-3-1 大学の意思決定に係る組織図

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、再建途上にある本学において、大学の意思決定と業務執行において強いリーダーシップを発揮し、大学運営を行っている。

本学では、大学及び法人の意思決定のために経営戦略会議、部長等会議及び教授会を組織している。学長はこれらの会議にすべて出席し、特に部長等会議においては議長として課題・問題点に対する基本方針を示し、構成員の意見を求め議論するとともに、その結果を教授会において自ら説明を行い議論し、強いリーダーシップを発揮するための合意形成を図っている。

学長のリーダーシップ発揮を支える体制として、副学長1人を置き、教育、改革、評価を担当する。副学長については、「副学長の選任に関する規則」に「副学長は、至誠館大学長（以下「学長」という。）を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とその職務内容を明記している。また、学長は、自己点検・評価委員会、教職課程委員会及び入試委員会の委員長を務める他、倫理委員会の委員長は学長に任命権があるなど、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。【資料3-3-5】

こうした体制の下、学長は大学運営に関する課題・問題等について、部長等会議で企画、検討、連絡調整を図るとともに、重要事項に該当する場合は、経営戦略会議及び教授会に諮ることで、適切な対応と迅速な処理を行っている。また、各種委員会においても、学長が検討事項、解決に向けた基本方針等を直接指示する形でのリーダーシップを発揮している。

予算面では、学長のリーダーシップが速やかに実行できるよう、学長裁量経費を設け、運用している。平成 28 (2016) 年度は 2, 000, 000 円が予算化され、学長が全学的視点で進めている教育改革や地域貢献事業等に取り組んでいる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

先述の通り、本学では 5 年後（平成 33 (2021) 年度）に大学機関別認証評価を受審することを目標に定めている。その間に、大学運営に関する意思決定とその施策が、学長のリーダーシップの下でより迅速かつ有効に行われるための体制の充実に向けて、学長権限の適切な委任、教職員のスキルアップ、組織のスリム化を進め、大学組織の質向上と機能強化を継続的に進める。

エビデンス（資料編）

- 【資料 3-3-1】 至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則
- 【資料 3-3-2】 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規
- 【資料 3-3-3】 学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程
- 【資料 3-3-4】 学校法人萩至誠館至誠館大学学長選考規則、学校法人萩至誠館至誠館大学学長候補者選考委員会規則
- 【資料 3-3-5】 学校法人萩至誠館至誠館大学副学長の選任に関する規則

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

至誠館大学組織規程第 11 条に「学長は、大学の学務を掌り、所属の職員その他を統督し、大学を代表する。」と明記するように、学長は大学運営を任されている。同時に、学長は寄附行為第 6 条により理事を兼ねており、大学の運営方針等を理事会で説明し、理事会の決定事項を大学に指示、説明するなど、法人と大学の情報共有は十分行われており、円滑な関係が保持されている。【資料 3-4-1】

評議員には、本学教授 2 人及び事務局長・総務課長が選任されており、寄附行為第 21 条に定める重要事項の審議に参画できる体制が整っている。また、経営戦略会議には、大学を代表する学長がメンバーとなっており、法人に対し、大学における運営方針や現状を説明し、合意形成を図っている。

学内においては、学長が議長を務める部長等会議は、学長のリーダーシップを発揮するための補佐的な役割とともに大学幹部が情報を共有する役割をも担っており、定期的に開催されている。構成員は、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、附属図書館長、大学事務局長、常務理事、法人本部長、法人本部事務局長で、学内の様々な情報、課題、問題点、企画案などを協議する。本会議には常務理事、法人本部長及び法人本部事務局長が構成員となっており、法人との意思疎通も緊密に行われている。

また、教授会は、教授会規則第 2 条により、助手を含むすべての教学担当者が構成員となっている。教授会には事務局部門の役職員も出席しており、教授会で審議、報告された内容は学内で共有している。【資料 3-4-2】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

寄附行為第 6 条により学長は理事を兼ねており、大学の運営方針等を理事会で説明するとともに、理事会の決定事項を大学に指示・説明するなど、法人と大学の情報共有は十分行われている。また、評議員には本学教授 2 人及び事務局長・総務課長が選任されており、法人と大学はオープンな体制の下で相互チェック機能を有しており、適正なガバナンスが維持されている。

また、寄附行為第 7 条に、監事の選任については「この法人の理事、職員（学長、教育職員及び、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めおり、そ

の職務は、寄附行為第 15 条に明記されている。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席しており、法人・大学の運営状況及び管理状況を把握し、その適否を判断している。監事は、会計監査を通じて公認会計士との意見交換、情報共有を図り、職務遂行能力の向上を図っている。【資料 3-4-3】

上記以外では、部長等会議には、常務理事がメンバーとなっており、法人の立場から大学運営方針等の意思決定をチェックできる体制となっている。

以上のように、本学のガバナンスは十分に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長の法人経営及び学長の大学経営の基本方針は、毎年 3 月の定例理事会・評議員会、教授会及び 4 月の辞令交付式において、理事長及び学長から直接教職員に伝えられる。

教職員からの意見・提案等の汲み上げについては、各委員会及び教授会終了後の教員連絡会において定期的に行っている。また、学生からの意見等を汲み上げるため、学生の意見箱を設置、学生の声を大学運営に反映させている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学のコミュニケーションをより進化させるため、全法人・全学を対象とした自己点検・評価を毎年 1 回実施し、その中で効果的、実効力のあるコミュニケーション手段を模索する。

また、適正なガバナンス機能を保持し、法人及び大学の健全な発展を図るため、監事による会計監査と業務監査を強化させるなど監査体制の充実を図る。

エビデンス（資料編）

【資料 3-4-1】 至誠館大学組織規程

【資料 3-4-2】 至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則

【資料 3-4-3】 学校法人荻至誠館寄附行為

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5 の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人全体を管理運営する法人本部に法人本部長・法人本部事務局長、大学の管理運営を所掌する大学事務局に大学事務局長を配置しており、事務組織については「図 3-5-1」のとおり。

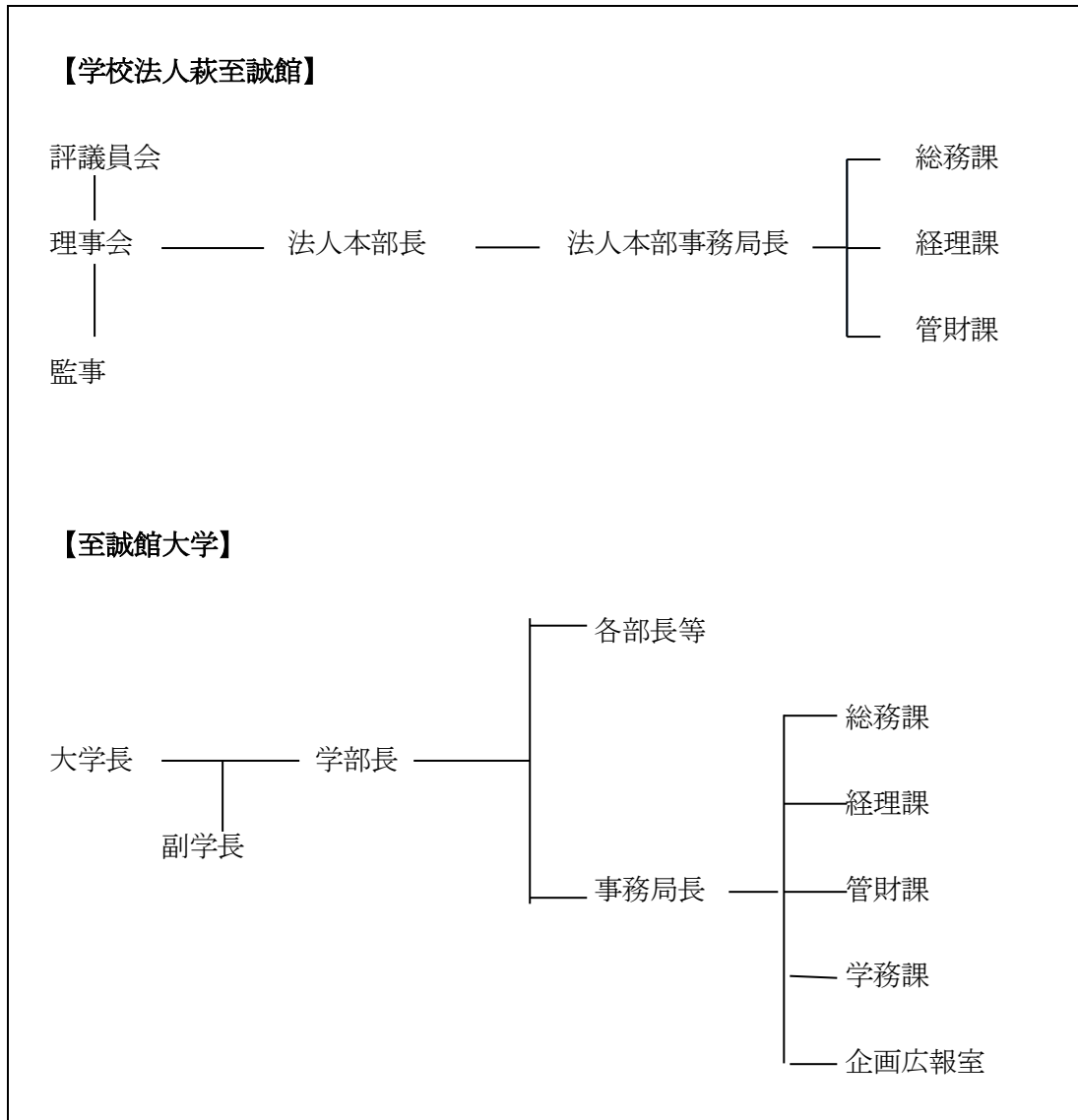


図 3-5-1 学校法人及び大学の組織図

本学の事務組織は、学校法人荻至誠館法人本部事務局組織規程及び至誠館大学組織規程に定められ、役割と責任が明確にされている。また、事務職員の配置については、必要な人員を適材適所に配置し、本学の使命・目的を達成するための体制ができています。

【資料 3-5-1】、【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人本部は、理事会及び評議員会の開催、法人運営の基本方針の策定、予算・決算等を管轄し、法人本部長が配置され、適切に業務管理を行っている。

大学事務局長は、評議員として評議員会の審議に加わるとともに、理事会に陪席し、その審議結果や報告事項を速やかに大学事務職員全員に伝達するとともに、大学内の業務執行を適切に管理している。

教授会は大学事務局長が構成員となっているほか、法人本部長が陪席している。さらに、部長等会議、各委員会に事務局長、各部長等が構成員として加わることで、教学に関わる審議事項や情報についても事務職員全員に遅滞なく正確に伝わっている。

部長等会議は、学長、各部長、法人本部長、大学事務局長等で構成され、大学運営に関する重要事項の協議はもとより、諸施策の企画、業務成果の検証等、様々な協議が行われ、情報共有が図られている。【資料 3-5-3】

事務局では、法人本部長、事務局長が出席する業務連絡会（朝礼）が毎朝行われ、リアルタイムでの情報共有が図られている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

再建途上である本学を取り巻く厳しい状況は、今後長期間続くことが見込まれることから、全学が一体となって運営に取り組む必要があり、教員と事務職員が協働して迅速かつ効果的な大学改革を行っていく能力が求められる。そのためには、教員及び事務職員双方のスキルアップを支援するための研修等を実施していかなければならない。

職員のスキルアップを図るため、SDに係る研修等を組織的、計画的に実施している（表 3-5-1）。

表 3-5-1 平成 27(2015)年度における主な SD 実施例

平成 27(2015)年 5 月 23 日	学長によるワールドカフェ形式討論会に教職員参加（萩本校）
平成 27(2015)年 6 月 30 日	「平成 27 年度第 1 回大学コンソーシアムやまぐち運営委員会」に学長出席（山口大学）
平成 27(2015)年 9 月 17 日	「大学コンソーシアムやまぐち運営委員会 FD・SD 部会」に学長出席（山口大学）
平成 27(2015)年 12 月 18 日	山口大学山口コンソーシアムやまぐち大学職員研修会に職員 4 名参加（山口大学）
平成 28(2016)年 1 月 27 日	JS コーポレーションによる研修会「学生募集に関する一考察～高校生に選ばれるために」 （萩本校、教職員参加）
平成 28(2016)年 3 月 2 日	至誠館大学 FD・SD 研修会 （萩本校、講師：元京都造形芸術大学廣中主司氏）

平成 28(2016)年度は、個々の事務職員の業績や能力等を公正に評価し、それを処遇や能力開発等に反映させることにより、仕事へのモチベーションを高め、職場の活性化を図るため、「人事考課に関する要綱」を定めることとしている。あわせて、事務職員の資格取得（キャリアコンサルタント等）に対する助成制度を定め、毎年 1～2 人の資格取得を目指す

こととしている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

業務執行については、大学を取り巻く厳しい状況から、継続的かつ柔軟な取り組みが必要であり、事務組織及び業務を不断に見直し、業務改善を図り教育研究活動の支援を一層進める。

また、職員の資質・能力向上については、人材育成方針を明確にし、体系的、計画的な研修制度を構築する。

エビデンス（資料編）

【資料 3-5-1】 学校法人萩至誠館法人本部事務局組織規程

【資料 3-5-2】 至誠館大学組織規程

【資料 3-5-3】 学校法人萩至誠館至誠館大学部長等会議規則

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、大学を取り巻く厳しい情勢に柔軟に対応し、最良の経営方策を進めるため、毎年度、経営改善計画（5 ヶ年）を見直し策定しており、中長期的な視点に立ち、経営再建に取り組むとともに、支援法人である学校法人菅原学園の支援の下、財務改善のための諸施策を確実に推し進めており、着実に成果を上げている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 27(2015) 年度に引き続き、平成 28(2016) 年度も入学者は入学定員を確保することができた。その結果、収容定員の充足率も 91.5%に改善した。今後も私費外国人留学生を中心に多くの入学者が見込まれることから、平成 28(2016) 年度以降の収支バランスは大幅に改善されることが予想され、平成 28(2016) 年度は単年度収支（減価償却等を除く）がプラスとなる。これにより、平成 27(2015) 年度まで毎年度発生していた借入金についても、新たな借入金を抑制することが可能となる。

本法人の平成 27(2015) 年度事業活動収支決算は、収入 1,014,214,078 円、支出 1,056,648,236 円、収支差額△42,434,158 円となっている。財務比率は「表 3-6-1」のとおり。【資料 3-6-1】

表 3-6-1 平成 27 (2015) 年度決算財務比率

項 目	算 式	比率 (%)
人件費比率	人件費／経常収入	24.9
教育研究費比率	教育研究経費／経常収入	58.7
消費支出比率	事業活動支出／事業活動収入	114.6
補助金比率	補助金／事業活動収入	7.2
事業活動収支差額構成比率	基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入	△14.6
固定比率	固定資産／純資産	139.1
流動比率	流動資産／流動負債	8.8
総負債比率	総負債／総資産	29.1

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確保のため、収入面では、入学定員・収容定員確保による学納金等納付金収入の増収、国庫補助金、寄付金及び科学研究費補助金の獲得に積極的に取り組んでいく。

また、支出面では、大学の使命と目的を達成するために必要な教育研究費の充実に図りながら、管理経費及び人件費等の適切な管理に努める。

中期的には、経営改善計画（5 ヶ年）に沿った収支バランスを確保した予算書の作成と予算配分を行い、財務基盤と収支の安定を図る。【資料 3-6-2】

エビデンス（資料編）

【資料 3-6-1】 平成 27 年度決算書

【資料 3-6-2】 学校法人萩至誠館経営改善計画（5 ヶ年）

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学では学校法人会計基準に基づき、経理規定を整備し、適正な会計処理を行っている。

予算については、理事長の予算編成方針に基づき、各所属等から提出された予算要求書のヒアリングを行い、査定の上、予算書（案）の叩き台を作成する。作成された案は、法人本部が最終的な予算書（案）を作成し、評議員会に諮問し、理事会の決議を経て最終決定

される。予算の執行に当たっては、事前に執行の是非について伺書（原議書、購入伺、出張伺等）を作成、理事長の決裁を得て支出手続きを行っている。なお、各種様式は大学 HP に掲載し全教職員が利用できる。

会計年度終了後は、法人本部事務局で決算案を作成し、評議員会に諮り、理事会決議を経て成立する。決算内容は、大学 HP で公開している。【資料 3-7-1】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、公認会計士による会計監査、監事による監査を行っている。

公認会計士による会計監査は、学校法人会計基準に沿って各種帳票の照合、預貯金通帳の残額確認等を定期的に行っている。

また、監事による監査は、業務及び財務にわたり行われ、評議員会及び理事会に監査報告を行っている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

円滑な会計処理を行うため、会計処理手順を分かり易く解説したマニュアル作成に取り組む。会計監査については、公認会計士と監事が意見交換を行い、理事長、学長に報告するとともに意見交換も行い連携を強めることで、監査体制の充実を図る。

エビデンス（資料編）

【資料 3-7-1】 大学 HP「情報公開」、「松籟」（16 号）

【基準 3 の自己評価】

至誠館大学では、経営・管理及び財務に関して、学校教育法、私立学校法及び大学設置基準等の関係法令を遵守し、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規程を整備するとともに、会計監査の体制を整え厳正に実施している。

また、大学と法人との円滑なコミュニケーションをとることでガバナンスを機能させ、学長のリーダーシップの下で大学の適切な運営が行われるよう努めている。

財務に関しては、中期的な経営計画として経営改善計画（5 ヶ年）を策定し、前年度実績に基づき毎年度内容の見直しを行い、不断の業務改善に努め、PDCA サイクルの実行により、安定した経営基盤の構築を図っている。

5 年後（平成 33（2021）年度）の大学機関別認証評価受審を目標に定めて、本学の置かれている厳しい状況への認識を教職員が共有し、共通の危機意識を持ち、収支バランスを確保するために必要な、学生定員の確保、国庫補助金や寄付金等外部資金の獲得、人件費、管理経費の適正化に取り組むとともに、本学における教育研究の質的向上を図るため教育研究費の重点的配分を行っている。

以上により、本学は基準 3 を満たしていると自己評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

本学では、学則第 2 条において「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己点検・評価の実施と、結果公表について明記している。【資料 4-1-1】

学則に明記されるごとく、本学の自己点検・評価は、建学の理念に基づく使命と目的、及び教育目的実現のために自主的かつ自立的に実施されるものである。

評価・点検作業は、「至誠館大学自己点検・評価規程」に基づき、「自己点検・評価運営委員会（以下、「評価運営委員会」という。）が主導して実施している。【資料 4-1-2】

この評価運営委員会の下に、自己点検・評価作業の効率を高めるために、

- ・教育活動点検委員会
- ・入学者選抜点検委員会
- ・図書館点検委員会
- ・学生生活点検委員会
- ・管理・運営点検委員会
- ・事務組織点検委員会
- ・財政・施設等点検委員会

の 7 委員会を置き、別表においてそれぞれの委員会に合計 93 項の点検項目を定めている。評価運営委員会は 4 月に当年度に実施する点検・評価項目を選定し、点検・評価を行っている。【資料 4-1-3】

なお、平成 28(2016)年度は、大学機関別認証評価の受審をもって本学の自己点検・評価に代えることとする。

上記以外に、毎年「事業計画書」及び「事業報告書」を作成し、理事会及び評議員会に提出している。特に、「事業報告書」については大学 HP に情報公開の一環として掲載し、本学が実施する自己点検・評価の活性化を図っている。【資料 4-1-4】、【資料 4-1-5】

本学では、こうした自己点検・評価を通して、大学の使命・目的及び教育目的実現に向けての努力を継続している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価を主導する「評価運営委員会」は、学長、常務理事、副学長、学

部長、教務部長、学生部長、附属図書館長、情報教育センター長、学科長、大学事務局長によって構成され、学長が委員長を務める。これらメンバーの多くは同時に「部長等会議」の構成メンバーでもあり、機動的に大学全体を俯瞰できる立場にある。

評価運営委員会の下に置かれる7委員会は、点検対象により既存の委員会及び各部署等と連携して活動する。両者の関係は、①教育活動点検委員会＝教務委員会、②入学者選抜点検委員会＝入試委員会、③図書館点検委員会＝図書委員会、④学生生活点検委員会＝学生・留学生委員会、⑤管理・運営点検委員会＝総務課、⑥事務組織点検委員会＝総務課、⑦財政・施設等点検委員会＝総務課・経理課となる。これらの連携により、正確な現状把握に基づく適切な点検を可能としている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価の周期については、「至誠館大学自己点検・評価規程」第6条に「評価運営委員会は、毎年4月、当年度に行う点検・評価項目を選定し、点検委員を決定し、原則として4年間ですべての項目について点検・評価を行うものとする。」と規定している。これに基づき、選定された項目に当該する委員会は、それぞれの項目について自己点検・評価を行い、年度末までに報告書を作成・提出し、評価運営委員会がチェックの上、最終的な報告書を作成する。【資料4-1-6】

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成26(2014)年4月の大学名称変更を機に、建学の理念に加えて、大学名称の原点である「至誠通天」を大学の基本理念に掲げることとした。今後はこの基本理念の達成度についても点検・評価を継続し、「至誠通天」を座右の銘に教育を行った吉田松陰生誕の地である萩に立地する大学として、社会福祉の増進、地域貢献という2つの使命を確実に果たすべく、自己点検・評価の成果を活用して行く。

エビデンス（資料編）

- 【資料4-1-1】 至誠館大学学則
- 【資料4-1-2】 学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程
- 【資料4-1-3】 至誠館大学部長等会議議事録（平成27年5月11日・12日）
- 【資料4-1-4】 平成28年度事業計画書
- 【資料4-1-5】 平成27年度事業報告書
- 【資料4-1-6】 学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程 別表

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学では、自己点検・評価の透明性を高めるために、評価運営委員会主導による自己点検・評価作業に加えて、自己点検・評価に係る外部調査についても広く学内に公開し、意見を求めることとしている。

平成 27(2015)年度は、文部科学省高等教育局「平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業に係る調査」及び日本私立学校振興・共済事業団「平成 27 年度私立大学等経営強化集中支援事業に係る調査」資料を全専任教員に配付し、各質問事項についての点検協力を依頼した。【資料 4-2-1】

このような全学的作業を通じて、客観性の高いエビデンスの集積を図っている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データ収集と分析

現状把握のための調査・データ収集としては、「事業報告書」、学期末に実施する「授業評価アンケート」、オープンキャンパスの参加者へのアンケートを恒常的に実施している。これら以外としては、高等学校等訪問時の意見交換報告等がある。

【資料 4-2-2】、【資料 4-2-3】、【資料 4-2-4】

こうして収集されたデータについては、部長等会議において分析を加え、「大学案内」、大学 HP の内容に反映させるとともに、教育研究の改善に役立てている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価結果の学内における共有及び公表については、「至誠館大学自己点検・評価規程」第 7 条に教授会、評議員会及び理事会への報告、学内外への報告書の配布を明記している。【資料 4-2-5】

また、「授業評価アンケート」については、教務委員会で集計し、今後の教育研究向上のための資料として教員に個別に配付し、情報の共有を図っている。【資料 4-2-6】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

至誠館大学は、平成 22(2010)年に第 1 回目の大学機関別認証評価を受審し、大学認定基準を満たしているとの判定を受けた。その後、平成 24(2012)年に 2 度目の民事再生を申請、平成 26(2013)年には法人名及び大学名称を変更する等、教職員はその対応に追われた感が否めなかった。

平成 27(2015)年からは新しい学長を迎え、学内の体制を再編成し、教職員一丸となって大学再生に取り組んでいる。1 学部 1 学科の小さな大学であることを利点と捉え、教職員が互いの顔の見えるピア・レビュー(Peer Review)に取り組んで行く。

エビデンス（資料編）

【資料 4-2-1】 第 229 回教授会議事録

【資料 4-2-2】 授業評価アンケート

- 【資料 4-2-3】 オープンキャンパス参加者アンケート
- 【資料 4-2-4】 高等学校訪問報告書
- 【資料 4-2-5】 学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程
- 【資料 4-2-6】 授業評価アンケート集計結果

4-3 自己点検・評価の有効性

＜4-3 の視点＞

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

平成 26(2014)年 4 月、至誠館大学として新たなスタートを切ったことを契機に、従来の建学の理念に加えて大学の基本理念を策定、また従来の使命を継承・発展させ、新たに学部における専攻ごとの「教育目的」を置くこととした（＝Plan）。

現在、この使命・目的、及び教育目的達成のために全学を挙げて取り組んでいる（＝Do）。こうした取り組みについて、評価運営委員会の主導の下に自己点検・評価を実施すると共に、学長のリーダーシップにより個別の自己点検・評価を行っている（＝Check）。

これらの結果は、部長等会議において集約・分析され、全学で情報共有されるのみならず、学長を通じて、理事会・評議員会においても報告され、今後の教育研究活動向上に加えて、大学再生にも役立てられている（＝Action）。

以上のように、本学における自己点検・評価に係る PDCA サイクル確立されており、機能している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の有効性は、ひとえにその活用如何に係っている。その活用を担うのは、他ならぬ教職員である。現在の PDCA サイクルの機能の精度を高め、限られたスタッフで効率的に自己点検・評価の有効性を向上させて行くために、教職員の大学人としてのスキルアップを図るべく FD・SD の一層の充実を目指す。

【基準 4 の自己評価】

至誠館大学における自己点検・評価は、建学の理念、大学の基本理念、使命及び目的に基づき実施されている。また、関連する諸規程に定められた内容、体制及び周期に則り適切に行われている。

エビデンスの透明性も含めて、調査及びデータ収集については、全教職員が一丸となって取り組むことで、情報の共有を図りながら、誠実性を確保している。

自己点検・評価の実施からその結果活用に至る PDCA サイクルは確立されており、機能している。2 度の民事再生を経て大学再生を目指す大学として、自己点検・評価結果を活用

するとともに、それらの情報を積極的に公表している。

以上により、本学は基準4を満たしていると自己評価する。

基準Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

本学は、「世界の平和と経済の安定・人類の福祉向上に貢献できる人材の育成」を建学の理念とし、「至誠通天の心をもって、人類の平和とこころ豊かな社会に貢献できる人間の育成」(至誠通天)を大学の基本理念と定めている。そして、社会学・社会福祉学系大学として、①社会福祉の増進、②地域貢献、を使命にしている。そして、社会福祉の増進については、特に「人道教育」の推進に重点を置き、潜在的な社会的弱者（たとえば、児童養護施設等退所学生、発展途上国からの私費外国人留学生、高等教育を必要とする社会人等）をエンパワーして、社会学・社会福祉学系大学として、社会正義を追求し、福祉社会を実現することを具体的内容とするとしている。

本学では、定めた使命のうちの①を達成するために、児童養護施設等退所学生を積極的に受入れている。「子どもの貧困」さらには「貧困の世襲化」が大きな社会問題になっている今日、本学が「社会的弱者にやさしい」高等教育の場となれば、社会に一つのエンパワーメント教育のモデルを示すことになると期待できるからである。

また、日本と比べるとまだ経済格差が存在する国々からの私費外国人留学生を積極的に受入れ、様々な支援を行っている。本学で学んだ外国人留学生が、将来、出身国と日本との文化的・経済的・政治的な架け橋として活躍してくれることが、「世界の平和と経済の安定・人類の福祉向上に貢献」することが期待できるからである。本学で福祉文化を学んだ外国人留学生が、母国で福祉社会の実現に貢献すれば、これも広い意味での地域貢献である。

ここでは、本学独自の基準として、「人道教育の実践」について、自己点検・評価を行う。

なお、本学では児童養護施設等退所学生の人権に配慮して、彼らの個人情報学内秘で共有しているが、日常的には、学内すべての場において一般学生と区別がつかないように対応している。そのため、本基準においては、全学生に等しく実施されるプログラムも点検・評価対象にしている。

本学のもう1つの使命である地域貢献に関しては、地域貢献の拠点とすべく、萩スポーツ・文化センター（略称「至誠館クラブ」）並びに同センターを学術面で支える地域スポーツ研究所及び地域文化研究所を平成27(2015)年12月に開所し、現在、地元との調整を進めている。

基準 A. 人道教育の実践

A-1 児童養護施設等退所学生の受入

《A-1 の視点》

A-1-① 授業料等の免除

A-1-② 生活支援

A-1-③ 就職支援

A-1-④ エンパワーメント（メンタルケア）

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 授業料等の減免

児童養護施設等退所学生については、毎年 20 名を限度として、入学金、授業料、維持費等を免除している（表 A-1-1）。

入学金は、20 万円を半額免除の 10 万円としているが、この 10 万円の負担軽減を図るために、財団法人雨宮児童福祉財団の修学助成（入学金対象）の申請を推奨している。また入学検定料も半額免除の 15,000 円としている。【資料 A-1-1】、【資料 A-1-2】、【資料 A-1-3】

授業料、施設整備費及び維持費については、1 年次では全額免除、2～4 年次では 70% 免除としている。

表 A-1-1 児童養護施設等出身者学生の授業料等免除内容

学年	授業料 (750,000 円)	施設整備費 (120,000 円)	維持費 (100,000 円)	入学金 (200,000 円)	検定料 (30,000 円)
1 年	全学免除			半額免除	半額免除
2 年	70%免除	70%免除	70%免除		
3 年					
4 年					

A-1-② 生活支援

●学生寮への優先的入居

児童養護施設等退所学生は、本学の萩本校に設置している定員 134 名の第 1 吾敬寮（月額 2 万円）に、優先的に入居できるように配慮しており、基本的に、寮で 2 年間を過ごすことができる。食事については、寮内で自炊することも可能であるが、学生食堂で 1 日 3 食を月額 2 万円で提供している（平日のみ、予約制）。これにより、学生の経済的・時間的負担の軽減を図るとともに、健康管理の一助としている。

●アルバイトの紹介

児童養護施設等退所学生は、基本的に親からの経済的援助が期待できないケースがほとんどで、生活費及び 2 年次以降の学費を自分で支払わなければならない。そこで、教職員が適切なアルバイト先を幅広く開拓し、可能な限り個人の希望に沿った職場を紹介している。幸い、本学の人道教育に対する市民の理解は高まってきており、児童養護施設等退所学生を優先的に雇用したいという公共心に富んだ経営者が増えている。

本学では、萩市内でアルバイトをする寮生の便宜を考え、東萩駅一大学間にシャトルバスを平日 23:20 に運行しており、夜間帰宅時の安全確保と、交通費の出費軽減を図っている。【資料 A-1-4】

A-1-③ 就職支援

●キャリア教育

児童養護施設等退所学生は、一般的な学生に比べると、高校までの生活環境が施設を中心とするため、自分の将来像を描く際には、身近なモデルとなるべき大人として、自分が接してきた施設職員を思い描くことが多い。【資料 A-1-5】

そこで、本学では平成 27（2015）年度より基礎教育科目の地域科目群に設置した「公共経営論特講」を活用し、学生たちの将来像の拡大を支援している。

「公共経営論特講」は、大阪にある一般財団法人京都フォーラム（矢崎勝彦理事長）実践部会メンバーの協賛を得て、前期・後期に 1 日ずつ開講している。目的は、学生が数多くのオーナー経営者と親しく接することにより、自己のキャリアパスを広げることである。内容は、午前の部ではオーナー経営者がリレー講義形式で語る、生い立ちから起業に至るまでの経緯と経営体験から得た公共的経営理念等を聞く。その後、花江会館（学生食堂）で講師陣とともに昼食をとり、午後の部では、オーナー経営者と学生が、7～8 人のグループに分かれて、「自分の夢」や「大学の美化」といったテーマでグループディスカッションやワークショップを行う。

この授業を通して、学生たちは、自分たちより不遇な人間でさえも逆境に打ち勝ってオーナー経営者になっているという現実を知り、自分のキャリアパスに希望を抱くことができる。特に、児童養護施設等退所学生は、人生には多くの可能性や様々な選択肢が存在していることを学ぶこととなる。

「公共経営論特講」に参加したオーナー経営者は、萩本校と東京サテライト教室をインターネットで繋ぐメディア授業である専門共通科目の「現代の日本社会」をオムニバス形式で担当している。内容は、「公共経営論特講」でのリレー講義を、「経営理念」「公共社会」「良心」「協働」等の個別テーマに分けて、さらに深化させたものである。受講生は、オーナー経営者が詳しく語る起業の経緯や経営理念、人生哲学等に触れて、キャリアとは何かを深く考えるきっかけとなっている。

なお、「公共経営論特講」や「現代の日本社会」の受講生については、3 年次に配当されている「インターンシップ」において、講義を担当したオーナー経営者の会社でのインターンシップの受け入れが予定されている。【資料 A-1-6】、【資料 A-1-7】

●面接指導

進路相談室が実施しているキャリア指導・支援に加えて、萩本校では 3 年次以上の学生を対象にして、学長と進路支援委員長（委員長不在の場合は、法人本部長または事務局長）の 2 人で面接指導を実施している。面接に先立って、1～5 人を 1 グループとして就職の心構え等全体的な留意事項を教え、その後 1 人 5 分程度の面接を行っている。児童養護施設等退所学生に対しては、個人情報の取り扱いに注意しながら、当該学生の経歴等も参考にして面接指導を行っている。【資料 A-1-8】

●会社説明会参加への補助

山口県内の会社説明会は、県庁所在地である山口市で開催されることが多い。萩本校から山口市内へは、路線バスを利用して片道 1 時間強かかるため、大学のバスで送迎してい

る。また、有料の就職セミナーの場合は、受講料も補助している。【資料 A-1-9】

●「山口県子どもソーシャルワーク研究会」への参加

児童養護施設等で働く保育士や児童指導員を志望する学生には、NPO 法人「とりで」の事業の1つである「山口県子どもソーシャルワーク研究会」への参加を勧めている。本研究会は、山口県内の児童養護施設等で実際に働いている保育士や児童指導員、または社会福祉を学ぶ学生を対象として、社会的養護への関心を高めソーシャルワーク機能の向上を目指すことを目的としている。

年間3回程度開催される勉強会では、学生たちはグループワークを通じて生き立ちや施設等での生活を自らの意思で出来る限り開示し、施設等の勤務職員に対して様々な示唆を与えるとともに、施設等職員と知り合い意見交換することで相乗効果を生んでいる。

大学入学まで支援を受けていた児童養護施設等退所学生が、将来、児童養護施設等へ就職した場合には、支援を受ける側から支援する側へと成長して行かなければならない。その点でも本研究会への参加は大きな意義がある。【資料 A-1-10】

A-1-④ エンパワメント（メンタルケア）

●教職員によるケア

平成27(2015)年度の現役高校生の4年制大学進学率は54.5%であったが、全国の児童養護施設退所者の4年制大学への進学率は11.1%でしかない。しかも、大学での学修に十分な学力を有していながら、特殊な環境で育ったために精神面で不安定な者が多く、一般学生と比べると、より多くのメンタルケアが必要である。萩本校では、広く開放的な研究室をそれぞれ独立して設置しているために、児童養護施設等退所学生は、自分が心を開きやすい教員の研究室を訪ねて、教員の傍にすることで精神的な安定を保っている場合が多い。こうした学生に対して、特に社会福祉学・児童福祉学を専門とする教員は、学生の主体性を尊重しつつ、適切にエンパワーしている。また、学務課職員とも連絡を取り合い、事務窓口でも個人情報に配慮しながら適切に対応して、エンパワメントの効果を高めている。

【資料 A-1-11】、【資料 A-1-12】

なお、学生が抱える経済的な問題（例えば授業料の未納等）に、単位認定者である教員が踏み込んだ対応をすることは難しい場合が多い。そのため、平成27(2015)年度から、学生の経済的な問題は、学生部長と総務課課長の主導の下、事務局での対応に一本化し、教員はもっぱら学業に関する問題に対応するという分業体制にした。【資料 A-1-13】

●ホストファミリー体制

本学に入学する児童養護施設等退所学生は、3月下旬から第1 吾敬寮に入寮し、それまで馴染んでいた集団生活から一変して、個室での一人暮らしに入る。そして、入学式に先だって行われる新入生ガイダンスまでの数日間を一人で過ごすことになるが、その間に孤立感を味わい、情緒不安定になる者も少なくない。

そこで、萩本校では平成27(2015)年度から、新入生全員を対象としたホストファミリーを萩市民から募集した。これは、「地域学実習」（正課外授業）の一環であり、4月最初の週末に新入生がホストファミリー宅を訪問して、食事を共にしながら、萩の地理や歴史、

文化や生活等を学ぶ制度である。平成 27(2015)年は、4 月 4 日に全教職員立会いの下でホストファミリーと新入生の対面式を行い、翌 5 日に家庭訪問を行った。平成 28(2016)年度もホストファミリーを募集して、4 月 3 日に対面式と自宅訪問を実施した。

こうしたホストファミリー体制によって、児童養護施設等退所学生は孤独感を味わう期間が短縮されるとともに、いざというときはホストファミリーに相談できるという安心感も得ることができる。また、普通の家庭生活を体験することが、メンタルケアとなる。

【資料 A-1-14】

●学生相談室の機能充実

平成 26(2014)年度末、萩本校の学生相談室でカウンセリングを担当していた子ども生活学専攻所属の、それぞれ心理学（臨床心理士）と教育社会学を専門とする 2 名の教員（准教授と講師）が他大学に異動したことを受けて、平成 28(2016)年度より萩本校の学生相談室の機能充実を図ることとした。

学生相談室の相談業務は、本学の専任教員が担当しているが、大学教職員と学生という利害関係のもとでは相談しにくい事柄も存在する。そこで、学生相談室が中立的な立場で相談を受けることができるよう、山口県岩国市で「自立援助ホーム」（厚生労働省援助事業）を運営している NPO 法人「とりで」と提携して、月に 2 回ソーシャルワーカー（社会福祉士）が本学に出向して、本学教員と協働して学生相談に当たる体制を整えた。

【資料 A-1-15】

●商店街活性化プロジェクト

青少年が精神的に自立するためには、他人から感謝されたり頼りにされたりすることによって、自己肯定感を涵養することが重要である。平成 27(2015)年度に COC+「やまぐち未来創生人材育成・定着促進事業」の参加大学となったことを踏まえて、平成 28(2016)年度から「マーケティング実習Ⅰ」、「マーケティング実習Ⅱ」を開設し、「商店街活性化プロジェクト」に取り組むこととした。これは、児童養護施設等退所学生が、1 年次から萩市民と接して、感謝されたり頼りにされたりする経験を積むことができるようにするためのものである。【資料 A-1-16】、【資料 A-1-17】

その内容は、萩市中心部にある田町商店街を調査対象にして、フィールドワークを主体とした現地調査を行い、商店街活性化のための方策や新商品を動画とスライドショーを用いて提案する、というものである。

現在、商店主への具体的提案のベースとなるデータ収集のためにインタビューを実施しているところであるが、4 月中旬から始まった現地視察の段階から、商店街関係者からは成人として受け入れられ、対等に扱われていることから、学生の自尊心は高まっている。最終提案が認められて、商店街から感謝されれば、学生の自己肯定感は大きく涵養されるものと期待できる。

●退学・除籍の防止

児童養護施設等退所学生の退学・除籍数は、全国平均で一般学生の 2 倍に上っている。その原因は、主として経済的問題である。【資料 A-1-18】

本学では、授業料等を4年間のトータルで77.5%免除しているので、各種奨学金とアルバイト収入で学業を継続できるはずである。しかし実際には、金銭の管理意識が低いため、過剰なショッピングやギャンブル依存等によって寮費や授業料等を滞納し、中には児童養護施設等退所時に支給される支度金のみならず、月々の奨学金までもつぎ込んでしまい、最終的に除籍に追い込まれる者もいる。

本学では、このような事例を未然に防ぐために、平成27(2015)年度入学者（児童養護施設等退所学生）から、授業料等の全額免除期間を1・2年次から1年次のみに変更（短縮）し、計画的な学生生活の早期実現を促進する対策を講じている。今後、平成28(2016)年度以降の対象学生の修学及び生活状況を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う予定である。

これと並行して、奨学生申請時の面接で、大学入学後の生活計画を聞き取るとともに、各種奨学金の予約・取得状況、その利用方法等について細かく聞き取り、奨学生としての採用の可否を決定している。入学後も機会ある毎に、特に金銭感覚の健全さを中心に、生活指導を実施している。

平成28(2016)年度から、児童養護施設等退所時に支給される支度金や入学後に支給される各種奨学金等の管理意識を高め、計画的支出を意識させるために、金融リテラシー教育の導入を試みている。具体的には、大分大学の河野憲嗣教授の協力を得て、基礎教育科目「地域文化Ⅰ」の1回を利用し、金融広報中央委員会発行のテキスト『大学生のための人生とお金の智慧』とワークブック『これであなただもひとり立ち』を用いて講義とワークショップを行った。【資料A-1-19】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

児童養護施設等退所学生が、大学進学之机をを得ながら、卒業に至らず退学・除籍となる事態を回避するために、以下のような改善・向上方策を検討している。

●授業料等減免のあり方の見直し

現行制度では、1年次の授業料・施設整備費・維持費を全額免除している。しかし、その結果、4年間学納金を支払わなくてもよいと錯覚して手持ち資金を使い果たし、授業料が全額免除から70%免除となる2年次以降、授業料等の支払いができなくなる学生が出て来る恐れもある。そうなった場合には、1年次から4年次まですべての学年で学納金を徴収し、その際、1年次を割高にして4年次を割安にする方式を導入することも検討する。

【資料A-1-20】

●身元保証人確保対策支援事業の利用

やむを得ず経済的に行き詰った学生については、将来のことを考えて学期または年度内での自主退学を勧めている。しかし、学納金が支払えず、除籍処分になってしまうケースもある。厚生労働省では、社会福祉法人全国社会福祉協議会を運営主体とする「身元保証人確保支援事業」を進めている。この事業は、児童養護施設等退所者が住居を借りたり、就職したりする場合の身元保証人を確保する保証制度であり、住居に対しては20万円まで、就職に対しては200万円までが保証される。現在、この事業を活用した学生の経済支援に

について検討している。【資料 A-1-21】

●自立援助ホーム

厚生労働省が「子どもの貧困対策」の一環として進めている児童生活自立援助事業「自立援助ホーム」は、児童養護施設等退所者を対象とした男女別のグループホームで、社会人は18～20歳まで、学生は18～22歳まで入居できる。都道府県の認可を受ければ、本学が独自に「自立援助ホーム」を運営することが可能であることから、第2 吾敬寮をベースとして、萩市の空き家対策事業とも連携しながら、平成 29(2017)年度末までに、「自立援助ホーム」を設置・運営する予定である。なお、「自立援助ホーム」には入居者 6 人につき 3 名の専任指導員が配置されるので、本学が独自に運営することにより、学生の生活指導（遅刻の防止や金銭管理、住民登録等）やメンタルケア、就職支援等は格段に充実する。【資料 A-1-22】

本学では、平成 25(2013)年 9 月、「山口県若者世代に対する心の健康づくり支援事業」の助成を受けて、公開講座「映画『隣人』の上映及びパネルディスカッション」を実施した。映画『隣人』は、「子どもたちと職員が共に暮らす」ことを実践する児童養護施設「光の子どもの家」の日常を描いたドキュメンタリーで、上映後のパネルディスカッションでは、本映画を監督した刀川和也氏、本学児童養護施設退所学生 1 名、児童養護施設指導員及び本学教員が登壇した。

映画とパネルディスカッションにより、受講した教職員は児童養護施設の役割や入所者の生活について深く学ぶことができた。しかしながら、そののち教職員の退職や他大学への異動により、児童養護施設や退所者に対する理解が十分でない教職員が増えてきた。こうした現状を改善するために、山口県などに助成金を申請して、上記のような公開講座の実施を検討している。【資料 A-1-23】【資料 A-1-24】

エビデンス（資料編）

- 【資料 A-1-1】 「はぎ時事」（2015.10.16）
- 【資料 A-1-2】 学校法人萩至誠館至誠館大学児童養護施設等出身者学生に対する授業料等免除規則
- 【資料 A-1-3】 財団法人雨宮児童福祉財団修学助成金申請要項
- 【資料 A-1-4】 大学案内（25～26 頁）
- 【資料 A-1-5】 シャトルバス夜間運行スケジュール
- 【資料 A-1-6】 研究ノート「児童養護施設退所者の大学進学後における困難」山口福祉文化大学研究紀要 第 8 巻
- 【資料 A-1-7】 シラバス（「公共経営論特講」・「現代の日本社会」）
- 【資料 A-1-8】 「はぎ時事」の紹介記事
- 【資料 A-1-9】 面接指導資料
- 【資料 A-1-10】 就職説明会参加資料
- 【資料 A-1-11】 「山口県子どもソーシャルワーク研究会」関連資料
- 【資料 A-1-12】 厚生労働省 HP「社会的養護の現状について（参考資料）」

- 【資料 A-1-13】 児童養護施設等退所学生への支援に関する報告書
- 【資料 A-1-14】 至誠館大学部長等会議議事録（平成 27 年 2 月 26 日）
- 【資料 A-1-15】 「ウェルカムはぎゅ交流会」プログラム
- 【資料 A-1-16】 至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業契約書
- 【資料 A-1-17】 大学案内（5～6 頁）
- 【資料 A-1-18】 シラバス（「マーケティング実習Ⅰ・Ⅱ」）
- 【資料 A-1-19】 「児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究」（22～30 頁）
- 【資料 A-1-20】 『大学生のための人生とお金の知恵』、『これであなたもひとり立ち』
- 【資料 A-1-21】 学校法人荻至誠館至誠館大学児童養護施設等出身者学生に対する授業料等免除規則・別表
- 【資料 A-1-22】 厚生労働省「身元保証人確保対策事業の実施について」
- 【資料 A-1-23】 厚生労働省 HP「自立支援ホームの概要」
- 【資料 A-1-24】 「平成 25 年度若者世代に対する心の健康づくり支援事業実績報告書」

A-2 私費外国人留学生の受入

＜A-2 の視点＞

- A-2-① 入学者選抜
- A-2-② 授業料減免
- A-2-③ 退学・除籍の防止
- A-2-④ 学習支援
- A-2-⑤ 生活支援
- A-2-⑥ 就職支援
- A-2-⑦ エンパワーメント（メンタルケア）

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 入学者選抜

文部科学省が毎年定めている「大学入学者選抜実施要項」には、「私費外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する」と記されている（第13の6「外国人を対象とした入試」）。これに基づき、至誠館大学では修学を目的とした私費外国人留学生の入学者選抜試験を実施している。【資料A-2-1】

留学生の増加は、日本のグローバル化に益するものである。しかし、一部には就労目的で「留学」する者もいる。そこで本学では、原則として国外での募集活動は行わず、既に日本において生活基盤を有する日本語学校・専門学校等の生徒を対象に募集を行うことで、就労目的での入学を未然に防ぐよう努めている。

選抜では書類選考・日本語試験・面接による総合判定を実施しているが、書類選考では卒業または在籍する学校での学修状況（出席状況、学修内容等）を入念にチェックし、面接では日本の大学で学ぶにふさわしい資質と適性、さらには学修意欲を入念に聞き取るこ

とで、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生の確保を図っている。

なお、こうした本学の方針については、学校説明会で丁寧に説明するとともに、日本語学校及び専門学校でのガイダンスを年間20回以上開催し、周知に努めている。【資料A-2-2】

A-2-② 授業料減免

本学に在籍している私費外国人留学生のほとんどは、日本と比べるとまだ経済格差が存在する国々からの留学生であり、その多くは学費を母国よりの送金に頼っている。そうした学生への支援として、「私費外国人留学生授業料等免除規則」に基づき、「学業・人物とともに優れ、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる留学生」に対して、入学金の全額と授業料のうちの318,000円の免除を実施している。また、先年のネパール大地震のような不測の事態が生じた場合には、学納金の納付猶予や分納により、学生一人ひとりの状況に適した対応を心掛けている。【資料A-2-3】、【資料A-2-4】

A-2-③ 退学・除籍の防止

退学の理由は、就職も含めた進路変更、帰国がほとんどである。退学希望者に対しては、ゼミ担当教員が面談を行い、退学願に加えて誓約書（ビザ変更、帰国等）を提出させ、退学後の所在を確認している。【資料A-2-5】

これに対して、除籍の理由はその大半が学納金の未納である。先述のように、本学では既に日本国内に生活基盤を有する生徒を募集しており、経費支弁能力を入学前に確認するために、経費支弁者を志願票に記載させるとともに、入学者本人に対して経費支弁書を提出させている。母国の経費支弁者の経済的破綻といったやむを得ない事情もあるが、以下のような状況も存在している。【資料A-2-6】

まず、学修モチベーションの低下である。これは、大学における学修と、以前在籍していた日本語学校・専門学校の学修との違いに対応できず、怠学や出席不良に繋がってしまうケースが多い。平成27(2015)年度より、入学者選抜に際して、①除籍者の多い出身校からの出願者に対してより厳格な審査を行う、②出願時に求める出席率（80%以上）の基準をより厳格に適用するという改善策を取り入れ、入学後のガイダンス及び初年次教育においても、学修モチベーションの維持に努めている。

次に、これはここ数年の新たな傾向であるが、非漢字文化圏からの留学生に多い、日本語（特に漢字）能力の不足による学修意欲の低下である。本学では、入学時にN2レベルの日本語能力を入学者に求めているが、2年次より専攻での専門的学修が始まるため、N2レベルでは専門用語に対応しきれない学生が出てくる。そこで、基礎教育科目の留学生科目「日本語特講」の内容を、学生それぞれの不得意分野の克服に対応できるよう変更した。なお、非漢字文化圏からの留学生が増加していることから、平成27(2015)年度より、入試面接の審査項目に日本語能力判定の項目を追加している。【資料A-2-7】

これらの除籍対象者（学納金未納、出席不良、成績不振等）に対しては、電話等による呼び出し、文書による警告、文書による除籍予告、出身学校に対する連絡要請、出身国の保護者や経費支弁者に対する連絡、自宅訪問等を実施し、可能な限り直接会って除籍の未然防止を図っている。また、やむなく除籍に至った場合を考え、除籍後の身の振り方を確認している。【資料A-2-8】

A-2-④ 生活支援

留学生の募集から在学中の生活指導、出口としての就職・進学までを一貫して支援する組織として「国際部」を平成 26(2014)年度に立ち上げている。国際部は留学生委員会と連携を図り、教職員が一体となって留学生の生活の支援と指導に当たっている。また、学生の情報の共有に関しては、従来は教員だけで毎月開催していた「東京教室教員会議」に、平成 27(2015)年度から職員も出席することとし、現状把握と意見交換を行っている。

【資料 A-2-9】、【資料 A-2-10】

学生の生活支援の中では、在留資格に関する相談が最も多い。留学生は「出入国管理及び難民認定法」により、週 28 時間以内の資格外活動が認められているが、留学生の中にはこの「在留資格」や「資格外活動」についての理解が不十分である者もいる。そこで、毎月の月初めに「在籍確認動静表」において住所、連絡先、アルバイト状況等を確認して学生の生活状況を把握している。特にアルバイトについては、学生の勤務先が確認（押印）した「資格外活動調査表」の提出を義務付けている。そして、提出された「資格外活動調査表」を基にして、学生のアルバイト先に、勤務時間数の厳守等を記載した依頼文書を送付し指導をお願いしている。これにより、留学生が日本の法令を遵守して、その在留資格「留学」にふさわしい生活を送れるよう、指導を徹底している。【資料 A-2-11】、

【資料 A-2-12】

本学は、平成 28(2016)年度から、在籍学生に大学における教育、研究活動の一部を有償ボランティアというかたちで実体験させることで、キャリア教育、修学意欲及び学生生活の向上を図ることを目的とする「至誠館大学学生雇用制度」を新設した。本制度を利用すれば、週 28 時間以内という枠外で収入を得ることができる。【資料 A-2-13】

A-2-⑤ 学修支援

入学者選抜の結果入学した学生であっても、私費外国人留学生の場合、特にその日本語能力には個人差がある。そこで、入学者全員に対して筑波大学留学生センターが実施する日本語テスト「J-CAT」を受けさせ、そのスコアに拠って学生それぞれの日本語能力を分野別に把握して、クラス分けや履修指導に活用している。【資料 A-2-14】

学生の指導には、ゼミ担当教員（指導担当教員）が当たっている。本学では学生は全員がゼミに所属するシステムになっており、私費外国人留学生は入学時には「基礎ゼミⅠ」の担当教員が指導担当教員となる。指導担当教員は、学期開始時のガイダンス時に学修指導を行うが、特に履修指導に力を入れている。学生にとって 1 週間の時間割は、アルバイト等の生活にも密接に関わり、学修指導は同時に生活指導の意味をも有することになる。東京サテライト教室には多くの私費外国人留学生が学んでいるが、履修登録に当たっては、指導担当教員の確認を得なくては履修届を提出できなくすることで、学生一人ひとりへの目配りを確実なものとしている。なお、成績管理についてもこのガイダンス時に「修得単位通知表」を基に個別に指導を行っている。【資料 A-2-15】

また、授業においては、学生チューターと専従の TA を置き、学修の支援から授業中の受講態度指導までを行っている。授業担当教員との協働を図ることで、学修モチベーションの維持に努めている。【資料 A-2-16】

留学生の場合、授業の出欠状況は在留資格の更新に影響するため、原則として全授業で出欠確認を実施している。その結果は事務局で集計し、出欠状況から学業不良者を迅速に把握してゼミ担当教員に報告し、面談指導を実施している。特に長期欠席（1 ヶ月の出席率が 66%を下回る場合等）が起きた場合には、留学ビザの更新が難しくなるので、ゼミ担当教員と国際部とが連携して連絡（電話、郵便、友人を通じてのコンタクト等）に当たり、それでも連絡がとれない場合は自宅訪問を行っている。【資料 A-2-17】

A-2-⑥ 就職支援

留学生の多い東京サテライト教室においては、専従の就職担当教員を置き、全学生への面談を通して就職への意識付けを図るとともに、エントリーシート及び履歴書の書き方から面接対策に至るまで、ゼミ担当教員と協働して、細かな指導を行っている。同時に、就職先の開拓にも力を入れている。【資料 A-2-18】

留学生にとって大切な在留資格に関する諸問題に対処するために、入国管理局 0B を客員教授に招き、指導・助言を仰ぐとともに、授業を通して学生の出入国管理法等日本の法令への理解向上を図っている。また、平成 25(2013)年より財団法人入管協会に入会し、研修会やセミナーに積極的に参加している。【資料 A-2-19】

今年度は、さらなる就職支援を目指して、留学生対象のキャリア教育に経験を積んだ専任教員を採用し、東京サテライト室長に任じた。【資料 A-2-20】

A-2-⑦ エンパワーメント（メンタルケア）

退学・除籍者が発生する要因としては、先に述べたように、①学修モチベーションの低下、②日本語（特に漢字）能力の不足による学修意欲の低下等がある。こうした事態を未然に察知し、防止するために、教員職員を問わずできるだけ学生との対話を図るよう心掛けている。その際の注意点として、本学に入学してくる私費外国人留学生は、日本に入学して最低でも 2 年を過ごした学生であり、通常の大学生よりも年齢が高いため、学生であると同時に、一社会人としてその人格を尊重して対応することに努めている。適切な学修支援にメンタルケアを加えれば効果的なエンパワーメントになり、学修モチベーションの維持・向上に繋がり、その結果、退学率・除籍率も改善する。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

基準Ⅱで評価したとおり、萩本校と東京サテライト教室における ST 比（学生/教員比）には大きな開きがある。そのため、私費外国人留学生に対する学修支援やエンパワーメント等は十分であるとは言い難い現状がある。この問題を解決するには、日本人学生の入学者を増やし、萩本校と東京サテライト教室の入学者数を適正化する必要がある。そのためには、東京サテライト教室のキャンパス化が急務である。本学としては、これらの目標達成に尽力しているところである。

学修支援については、現在の体制は中国や韓国といった漢字文化圏からの留学生に対応して組み立てられたものである。しかし、近年、ベトナムやネパール等の非漢字文化圏からの留学生が急増し、現在の体制では対応しきれない部分がある。そこで、ベトナムやネパール出身者のチューターや TA を増やすなどの方策を検討中である。

また、非漢字文化圏出身学生には、いわゆる万引きや窃盗に対する感覚が、日本人の感覚とずれている者も一部に見受けられる。留学生として日本社会によりよく適合できるよう、外部講師によるレクチャー等を実施して、法令遵守の意識を涵養するための生活支援についても工夫が必要である。

就職については、本学の昨年度の就職率は62%であり、全国の4年制大学を卒業した外国人留学生の平均34.5%と比べると、大いに善戦していると評価できる。とはいえ、さらに就職率を上げるには、留学生の目を中京圏や関西圏に向ける必要がある。しかし、留学生の大部分は東京の日本語学校や専門学校で学んだ者が多く、馴染みのない地域に行きたがらない。【資料 A-2-21】

そこで、萩本校で「公共経営論特講」を担当する京都フォーラム実践部会のオーナー経営者（主に関西圏で会社を経営）の方々に、平成29(2017)年度以降、東京サテライト教室でもオムニバス形式の授業を担当していただく予定である。これが実現すれば、就職先が広がり、就職率は大幅に向上すると期待できる。【資料 A-2-22】

エビデンス（資料編）

- 【資料 A-2-1】 平成29年度私費外国人留学生入試要項
- 【資料 A-2-2】 学校説明会・校内ガイダンス資料
- 【資料 A-2-3】 私費外国人留学生授業料等免除規則
- 【資料 A-2-4】 学生便覧（32頁）
- 【資料 A-2-5】 誓約書
- 【資料 A-2-6】 経費支弁書
- 【資料 A-2-7】 シラバス（「日本語特講Ⅰ・Ⅱ」）
- 【資料 A-2-8】 退学者・除籍者への通知文書
- 【資料 A-2-9】 至誠館大学組織規程・別表
- 【資料 A-2-10】 東京教室教員会議議事録（平成27年6月17日）
- 【資料 A-2-11】 在籍確認動静表
- 【資料 A-2-12】 資格外活動調査表
- 【資料 A-2-13】 至誠館大学学生雇用制度取扱要項
- 【資料 A-2-14】 クラス分け資料
- 【資料 A-2-15】 平成28年度1年生ガイダンス資料
- 【資料 A-2-16】 至誠館大学ティーチング・アシスタント取扱要項
- 【資料 A-2-17】 自宅訪問時資料
- 【資料 A-2-18】 能村先生面談資料
- 【資料 A-2-19】 入国管理協会概要
- 【資料 A-2-20】 第250回教授会議事録
- 【資料 A-2-21】 留学生新聞（2016.5.17号）
- 【資料 A-2-22】 萩公共職業安定所あて報告書

【独自基準の自己評価】

至誠館大学の2つ使命のうち、社会福祉の増進（＝人道教育の推進）に関して、萩本校では児童養護施設等退所学生の受入れを、東京サテライト教室では私費外国人留学生の受入れを行っており、学修、生活、就職、メンタルケア等、現状では最善と思われる手法で、教職員が一丸となって支援している。今後は、萩本校においては厚生労働省の支援・援助事業の活用、東京サテライト教室はキャンパス化により、さらなる充実が見込まれる。

今後も全学を挙げて使命の達成に取り組み、その検証を5年後に受審予定の大学機関別認証評価で行うこととする。

以上により、本学は独自評価を満たしていると自己評価する。

V.エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F-3】	学部・研究科構成	
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	
【表F-6】	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数 （最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	

【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目はがある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		
	該当する資料名及び該当ページ		備考
【資料 F-1】	学校法人萩至誠館 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
【資料 F-3】	至誠館大学学則		
【資料 F-4】	至誠館大学入学者選抜要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
【資料 F-6】	平成 28 年度事業計画書		
【資料 F-7】	平成 27 年度事業報告書		
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ		
【資料 F-9】	学校法人萩至誠館及び至誠館大学規程集一覧		
【資料 F-10】	理事、監事、評議員の名簿及び理事会、評議員会の前年度開催状況		
【資料 F-11】	学校法人萩至誠館決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）		
【資料 F-12】	シラバス		

基準 1. 使命・目的等

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ		備考
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性			
【資料 1-1-1】	至誠館大学学則（第 1 条）	8	
【資料 1-1-2】	至誠館大学ライフデザイン学部規則（第 2 条）	8	
【資料 1-1-3】	学生便覧（1 頁）	8	
【資料 1-1-4】	大学 HP（大学紹介）	8	
【資料 1-1-5】	大学案内（11～12 頁、43 頁）	8	
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性			
【資料 1-2-1】	教員アンケート	9	
【資料 1-2-2】	オフィスアワー資料	10	
【資料 1-2-3】	学校法人萩至誠館寄附行為（第 3 条）	10	
【資料 1-2-4】	至誠館大学学則（第 1 条）	10	
【資料 1-2-5】	学校法人萩至誠館経営改善計画（5 ヶ年）	11	
【資料 1-2-6】	至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則（第 3 条）	11	
【資料 1-2-7】	地域学実習実施報告書	12	
【資料 1-2-8】	アクティブ・ラーニング報告書	12	
【資料 1-2-9】	インターンシップ資料	12	
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性			
【資料 1-3-1】	平成 27 年度事業報告書	12	
【資料 1-3-2】	平成 28 年度事業計画書	12	
【資料 1-3-3】	学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程	12	
【資料 1-3-4】	入学・卒業式パンフレット	12	
【資料 1-3-5】	学生便覧（1 頁）	12	
【資料 1-3-6】	大学 HP（大学紹介）	12	
【資料 1-3-7】	大学案内（43 頁）	12	
【資料 1-3-8】	新聞記事（学長談話）	12	

至誠館大学

【資料 1-3-9】	学校法人荻至誠館経営改善計画（5 ヶ年）	13	
【資料 1-3-10】	学科新設事前相談表	13	
【資料 1-3-11】	大学案内（44 頁）	13	
【資料 1-3-12】	大学案内（11～12 頁）	13	

基準 2. 学修と教授

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ		備考
2-1 学生の受入れ			
【資料 2-1-1】	第 235 回教授会配付資料	15	
【資料 2-1-2】	第 249 回教授会次第、平成 28 年度事業計画書	15	
【資料 2-1-3】	大学案内（44 頁）	16	
【資料 2-1-4】	平成 29 年度入学者選抜要項（1 頁）	16	
【資料 2-1-5】	平成 29 年度入学者選抜要項（2～3 頁）	18	
【資料 2-1-6】	至誠館大学組織規程（別表）	19	
2-2 教育課程及び教授方法			
【資料 2-2-1】	大学案内（11～12 頁、44 頁）、大学 HP（大学紹介）	21	
【資料 2-2-2】	至誠館大学学則（別表 1）	21	
【資料 2-2-3】	シラバス（「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」）	21	
【資料 2-2-4】	理事会議事録（平成 27 年 11 月 27 日）	21	
【資料 2-2-5】	シラバス（「道徳Ⅰ・Ⅱ」、「総合人間学Ⅰ・Ⅱ」）	21	
【資料 2-2-6】	シラバス（「日本近代黎明史Ⅰ・Ⅱ」、「地域文化Ⅰ・Ⅱ」、「公共経営論特講」）	22	
【資料 2-2-7】	シラバス（「日本語特講Ⅰ・Ⅱ」）	22	
【資料 2-2-8】	シラバス（「マーケティング実習Ⅰ・Ⅱ」）	22	
【資料 2-2-9】	至誠館大学学則（第 4 条）	22	
【資料 2-2-10】	シラバス（「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」）	22	
【資料 2-2-11】	学生便覧（16～19 頁）	23	
【資料 2-2-12】	至誠館大学学則（第 20 条の 2）	23	
【資料 2-2-13】	授業評価アンケート	23	
2-3 学修及び授業の支援			
【資料 2-3-1】	学校法人荻至誠館至誠館大学教務委員会規則、同大学図書委員会規則	24	
【資料 2-3-2】	ガイダンス配付資料	24	
【資料 2-3-3】	学校法人荻至誠館至誠館大学ティーチング・アシスタント取扱要項	24	
【資料 2-3-4】	ティーチング・アシスタント勤務実績表	24	
【資料 2-3-5】	チューター制度の運用	24	
【資料 2-3-6】	至誠館大学学生雇用制度取扱要項	25	
2-4 単位認定、卒業・修了認定等			
【資料 2-4-1】	至誠館大学学則（第 25 条）	26	
【資料 2-4-2】	学生便覧（8 頁）	26	
【資料 2-4-3】	学生便覧（11 頁）	26	
【資料 2-4-4】	東京サテライト教室学生の出欠管理資料	26	
【資料 2-4-5】	学生便覧（11 頁）	26	
【資料 2-4-6】	至誠館大学ライフデザイン学部規則（第 8 条の 2）	26	
【資料 2-4-7】	学生便覧（12 頁）	27	
【資料 2-4-8】	定期試験の注意事項揭示文	27	
【資料 2-4-9】	学生便覧（20 頁）	27	

至誠館大学

【資料 2-4-10】	学生便覧（8 頁）	27	
【資料 2-4-11】	大学案内（44 頁）、大学 HP（大学紹介）	27	
2-5 キャリアガイダンス			
【資料 2-5-1】	大学案内（44 頁）、大学 HP（大学紹介）	29	
【資料 2-5-2】	学校法人荻至誠館至誠館大学進路相談室規則	29	
【資料 2-5-3】	学校法人荻至誠館至誠館大学進路支援委員会規則	29	
【資料 2-5-4】	シラバス（「基礎ゼミ I ～IV」）	30	
【資料 2-5-5】	進路希望調査用紙	30	
【資料 2-5-6】	インターンシップ実施要項、インターンシップ体験報告書	30	
【資料 2-5-7】	一般教養模擬試験依頼文	30	
【資料 2-5-8】	「placement book」、「3 年生対象就職ガイダンス」資料	30	
【資料 2-5-9】	私費外国人留学生就職アンケート用紙	30	
【資料 2-5-10】	ハローワーク担当者講話資料	31	
【資料 2-5-11】	山口県インターンシップ推進協議会担当者講話資料	31	
【資料 2-5-12】	在留資格関連資料	31	
【資料 2-5-13】	東京就職面談状況	31	
【資料 2-5-14】	「公共経営論特講」講師一覧	31	
【資料 2-5-15】	トップセミナー開催状況	31	
【資料 2-5-16】	内定報告書（用紙）	31	
【資料 2-5-17】	就職掲示版写真	33	
【資料 2-5-18】	就職支援面談表	33	
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック			
【資料 2-6-1】	大学案内（15～16 頁）	34	
【資料 2-6-2】	大学案内（12 頁）	34	
【資料 2-6-3】	「クリスマス子どもフェスティバル」チラシ	35	
【資料 2-6-4】	学校法人荻至誠館至誠館大学自己点検・評価規程（第 3 条）	37	
【資料 2-6-5】	評価運営委員会（部長等会議）議事録（平成 27 年 5 月 11 日・12 日）	37	
【資料 2-6-6】	次年度カリキュラム検討タスク報告（2015. 12. 23）	37	
【資料 2-6-7】	授業評価アンケート（アンケート用紙、集計結果）	37	
【資料 2-6-8】	平成 27 年度東京サテライト教室教員会議議事録	37	
2-7 学生サービス			
【資料 2-7-1】	ML 案内パンフ、写真展、ぴーかーぶー活動状況、卒業記念展示	38	
【資料 2-7-2】	学生便覧（53 頁）	38	
【資料 2-7-3】	シラバス（「基礎ゼミ I」）	38	
【資料 2-7-4】	学生便覧（50 頁）	39	
【資料 2-7-5】	クリスマス子どもフェスティバル、ホストファミリー対面式	39	
【資料 2-7-6】	学生便覧（48～51 頁）	39	
【資料 2-7-7】	第 2 回至誠祭パンフレット	39	
【資料 2-7-8】	至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業取扱要綱	40	
【資料 2-7-9】	至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業契約書	40	
【資料 2-7-10】	至誠館大学学生寮管理運営委員会規則	40	

至誠館大学

【資料 2-7-11】	至誠館大学マイクロバス定期運行表	40	
【資料 2-7-12】	平成 29 年度入学者選抜要項 (25 頁)	40	
【資料 2-7-13】	至誠館大学学生雇用制度取扱要項	41	
【資料 2-7-14】	学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任 保険大学集計報告書	41	
【資料 2-7-15】	至誠館大学学則 (第 34 条)	42	
【資料 2-7-16】	至誠館大学学則 (第 47 条)	42	
【資料 2-7-17】	至誠館大学学則 (第 35 条、第 31 条)	42	
【資料 2-7-18】	副申書	42	
【資料 2-7-19】	至誠館大学組織規程 (第 26 条)	42	
【資料 2-7-20】	日本語学校・専門学校訪問報告書	42	
【資料 2-7-21】	留学生在籍確認動静表、資格外活動(アルバイト) 調査票	42	
【資料 2-7-22】	誓約書、除籍・退学者への送付文書	42	
【資料 2-7-23】	学生便覧 (36 頁)	43	
【資料 2-7-24】	学生提案採用事例	43	
2-8 教員の配置・職能開発等			
【資料 2-8-1】	教育研究活動報告書、教育研究活動計画書	45	
【資料 2-8-2】	至誠館大学教員選考規則	45	
【資料 2-8-3】	至誠館大学教員選考規則、教授会の意見を聴くこ とが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	45	
【資料 2-8-4】	教育研究活動報告書と教育研究活動計画書の提出依頼	46	
【資料 2-8-5】	新任教職員基礎研修 (平成 28 年 4 月 7 日開催)	46	
【資料 2-8-6】	至誠館大学教育職員の応力開発 (FD) 委員会規則	46	
【資料 2-8-7】	平成 26 年度教職員合同研修会報告書	47	
【資料 2-8-8】	平成 27 年度教職員合同研修会報告書	47	
【資料 2-8-9】	配付資料 (Adobe Education Fourm)	47	
【資料 2-8-10】	第 228 回教授会次第、並木教務部長報告書	47	
【資料 2-8-11】	学生募集に関する一考察	47	
【資料 2-8-12】	平成 27 年度 FD 研修会「福祉文化としてのスポーツを 考える」アンケート集計結果	47	
【資料 2-8-13】	「新しい学びと進化する図書館」 (第 9、10 回)	47	
【資料 2-8-14】	第 250 回教授会議事録	48	
【資料 2-8-15】	科目配当表 (「公共経営論特講」、「総合人間学 Ⅰ・Ⅱ」)	48	
【資料 2-8-16】	シラバス (「公共経営論特講」、「現代の日本社会」)	48	
2-9 教育環境の整備			
【資料 2-9-1】	履修登録の諸注意 (前期)	51	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ		備考
3-1 経営の規律と誠実性			
【資料 3-1-1】	新聞記事（支援表明）	53	
【資料 3-1-2】	大学案内（43 頁）、大学 HP（情報公開）	53	
【資料 3-1-3】	平成 28 年経営改善計画（5 ヶ年）	53	
【資料 3-1-4】	平成 28 年度事業計画書	53	
【資料 3-1-5】	学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程	53	

至誠館大学

【資料 3-1-6】	学校法人萩至誠館至誠館大学部長等会議規則	53	
【資料 3-1-7】	学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程	53	
【資料 3-1-8】	学校法人萩至誠館至誠館大学公益通報取扱規程	54	
【資料 3-1-9】	至誠館大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則	54	
【資料 3-1-10】	至誠館大学における公的研究費の不正使用の防止等に関する規則	54	
【資料 3-1-11】	学校法人萩至誠館至誠館大学個人情報保護規程	54	
【資料 3-1-12】	学校法人萩至誠館至誠館大学ハラスメント防止に関する規程	54	
【資料 3-1-13】	学生便覧（37 頁）	54	
【資料 3-1-14】	至誠館大学消防防災計画規則	54	
【資料 3-1-15】	大学案内（43 頁）	54	
【資料 3-1-16】	大学 HP（情報公開）	54	
【資料 3-1-17】	「松籟」（16 号）	54	
3-2 理事会の機能			
【資料 3-2-1】	学校法人萩至誠館寄附行為、学校法人萩至誠館寄附行為施行細則	56	
【資料 3-2-2】	学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程	56	
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ			
【資料 3-3-1】	至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則	57	
【資料 3-3-2】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規	57	
【資料 3-3-3】	学校法人萩至誠館経営戦略会議（運営会議）規程	57	
【資料 3-3-4】	学校法人萩至誠館至誠館大学学長選考規則、学校法人萩至誠館至誠館大学学長候補者選考委員会規則	57	
【資料 3-3-5】	学校法人萩至誠館至誠館大学副学長の選任に関する規則	58	
3-4 コミュニケーションとガバナンス			
【資料 3-4-1】	至誠館大学組織規程	59	
【資料 3-4-2】	至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則	59	
【資料 3-4-3】	学校法人萩至誠館寄附行為	60	
3-5 業務執行体制の機能性			
【資料 3-5-1】	学校法人萩至誠館法人本部事務局組織規程	61	
【資料 3-5-2】	至誠館大学組織規程	61	
【資料 3-5-3】	学校法人萩至誠館至誠館大学部長等会議規則	62	
3-6 財務基盤と収支			
【資料 3-6-1】	平成 27 年度決算書	63	
【資料 3-6-2】	学校法人萩至誠館経営改善計画（5 ヶ年）	64	
3-7 会計			
【資料 3-7-1】	大学 HP（情報公開）、「松籟」（16 号）	65	

基準 4. 経営・管理と財務

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ		備考
4-1 自己点検・評価の適切性			
【資料 4-1-1】	至誠館大学学則	66	
【資料 4-1-2】	学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程	66	
【資料 4-1-3】	至誠館大学部長等会議議事録（平成 27 年 5 月 11 日・12 日）	66	

【資料 4-1-4】	平成 28 年度事業計画書	66	
【資料 4-1-5】	平成 27 年度事業報告書	66	
【資料 4-1-6】	学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程別表	67	
4-2 自己点検・評価の誠実性			
【資料 4-2-1】	第 229 回教授会議事録	68	
【資料 4-2-2】	授業評価アンケート	68	
【資料 4-2-3】	オープンキャンパス参加者アンケート	68	
【資料 4-2-4】	高等学校訪問報告書	68	
【資料 4-2-5】	学校法人萩至誠館至誠館大学自己点検・評価規程	68	
【資料 4-2-6】	授業評価アンケート集計結果	68	

基準 A. 人道教育の実践

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ		備考
A-1 児童養護施設等退所学生の受入			
【資料 A-1-1】	「はぎ時事」 (2015. 10. 16)	72	
【資料 A-1-2】	学校法人萩至誠館至誠館大学児童養護施設等出身者学生に対する授業料等免除規則	72	
【資料 A-1-3】	財団法人雨宮児童福祉財団修学助成金申請要項	72	
【資料 A-1-4】	大学案内 (25～26 頁)	72	
【資料 A-1-5】	シャトルバス夜間運行スケジュール	73	
【資料 A-1-6】	研究ノート「児童養護施設退所者の大学進学後における困難」山口福祉文化大学研究紀要第 8 巻	73	
【資料 A-1-7】	シラバス (「公共経営論特講」・「現代の日本社会」)	73	
【資料 A-1-8】	「はぎ時事」の紹介記事	73	
【資料 A-1-9】	面接指導資料	74	
【資料 A-1-10】	就職説明会参加資料	74	
【資料 A-1-11】	「山口県子どもソーシャルワーク研究会」関連資料	74	
【資料 A-1-12】	厚生労働省 HP「社会的養護の現状について (参考資料)」	74	
【資料 A-1-13】	児童養護施設等退所学生への支援に関する報告書	74	
【資料 A-1-14】	至誠館大学部長等会議議事録 (平成 27 年 2 月 26 日)	75	
【資料 A-1-15】	「ウェルカムはぎゆ交流会」プログラム	75	
【資料 A-1-16】	至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業契約書	75	
【資料 A-1-17】	大学案内 (5～6 頁)	75	
【資料 A-1-18】	シラバス (「マーケティング実習 I・II」)	75	
【資料 A-1-19】	「児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究」 (22～30 頁)	76	
【資料 A-1-20】	『大学生のための人生とお金の知恵』、『これであなただけひとり立ち』	76	
【資料 A-1-21】	学校法人萩至誠館至誠館大学児童養護施設等出身者学生に対する授業料等免除規則・別表	77	
【資料 A-1-22】	厚生労働省「身元保証人確保対策事業の実施について」	77	
【資料 A-1-23】	厚生労働省 HP「自立援助ホームの概要」	77	
【資料 A-1-24】	「平成 25 年度若者世代に対する心の健康づくり	77	

至誠館大学

	支援事業実績報告書		
A-2 私費外国人留学生の受入			
【資料 A-2-1】	平成 29 年度私費外国人留学生入試要項	78	
【資料 A-2-2】	学校説明会・校内ガイダンス資料	79	
【資料 A-2-3】	私費外国人留学生授業料等免除規則	79	
【資料 A-2-4】	学生便覧（32 頁）	79	
【資料 A-2-5】	誓約書	79	
【資料 A-2-6】	経費支弁書	79	
【資料 A-2-7】	シラバス（「日本語特講Ⅰ・Ⅱ」）	79	
【資料 A-2-8】	退学者・除籍者への通知文書	79	
【資料 A-2-9】	至誠館大学組織規程・別表	80	
【資料 A-2-10】	東京教室教員会議議事録（平成 27 年 6 月 17 日）	80	
【資料 A-2-11】	在籍確認動静表	80	
【資料 A-2-12】	資格外活動調査表	80	
【資料 A-2-13】	至誠館大学学生雇用制度取扱要項	80	
【資料 A-2-14】	クラス分け資料	80	
【資料 A-2-15】	平成 28 年度 1 年生ガイダンス資料	80	
【資料 A-2-16】	至誠館大学ティーチング・アシスタント取扱要項	80	
【資料 A-2-17】	自宅訪問時資料	81	
【資料 A-2-18】	能村先生面談資料	81	
【資料 A-2-19】	入国管理協会概要	81	
【資料 A-2-20】	第 250 回教授会議事録	81	
【資料 A-2-21】	留学生新聞（2016. 5. 17 号）	82	
【資料 A-2-22】	萩公共職業安定所あて報告書	82	